

第2期三島市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

<素案>

三島市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の性格と位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の策定体制.....	4
第5節 計画の対象.....	4
第2章 三島市の子どもを取り巻く状況	5
第1節 統計数値からみた状況.....	5
第2節 アンケート調査結果からみた状況.....	22
第3節 三島市の子ども・子育て支援の課題.....	54
第4節 第1期子ども・子育て支援事業計画の達成状況.....	57
第3章 計画の基本的な考え方	61
第1節 基本理念.....	61
第2節 基本目標.....	62
第3節 SDGs(持続可能な開発目標)と基本目標の関係.....	64
第4節 施策の体系.....	66
第4章 施策の展開	67
基本目標1 子どもの健やかな育ちを応援します.....	67
基本目標2 家族が安心して子育てできる環境を整えます.....	69
基本目標3 全ての子どもの希望ある未来づくりを支援します.....	72
基本目標4 地域の力で子育てを支えます.....	88
第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等	91
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	91
第2節 幼児期の学校教育・保育.....	93
第3節 地域における子育ての支援(地域子ども・子育て支援事業).....	99
第6章 計画の推進	111
第1節 計画の推進主体と連携の強化.....	111
第2節 計画の進行管理.....	111

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本市においては、市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、教育・保育、地域の子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本市ではこの計画に基づき、共働き世帯の増加等による保育ニーズに対応すべく保育施設の整備や放課後児童クラブの増設、地域の実情に応じた質の高い教育・保育の提供、さらには、子どもの育ちと子育てを地域全体で支援する各種子ども・子育て支援事業の充実を図る等、様々な施策を計画的に推進してきたところです。

また、計画期間中の平成28年度には、保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出などの社会環境の変化、また子ども・子育て支援新制度(平成27年4月施行)による保育所等の運営に関する状況などを踏まえ、幼児期の学校教育・保育及び地域における子育ての支援(地域子ども・子育て支援事業)の量の見込み及び確保方策をより現状に即した数値に見直し、平成29年度から平成31年度までの中間改訂版を策定しました。

その後も、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の子育て力の低下、少子化の進行は止まらない状況が続いていることから、国においては、待機児童解消を目指す「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」が示され、令和元年10月からは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、さらなる総合的な施策を推進しています。また、平成28年の児童福祉法改正等により社会的養育・児童虐待防止対策についても強化が図られています。さらに、子育てや暮らしの在り方が多種多様化し、働き方改革、Society5.0 への社会の変化も予想されます。

このような状況を踏まえ、本市においては、「三島市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で終了することから、第1期計画での取り組みを検証し、引き続き、子ども・子育て支援に関する取り組みを計画的に推進していくため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもとその親の視点に立ち、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる施策の充実に努めます。

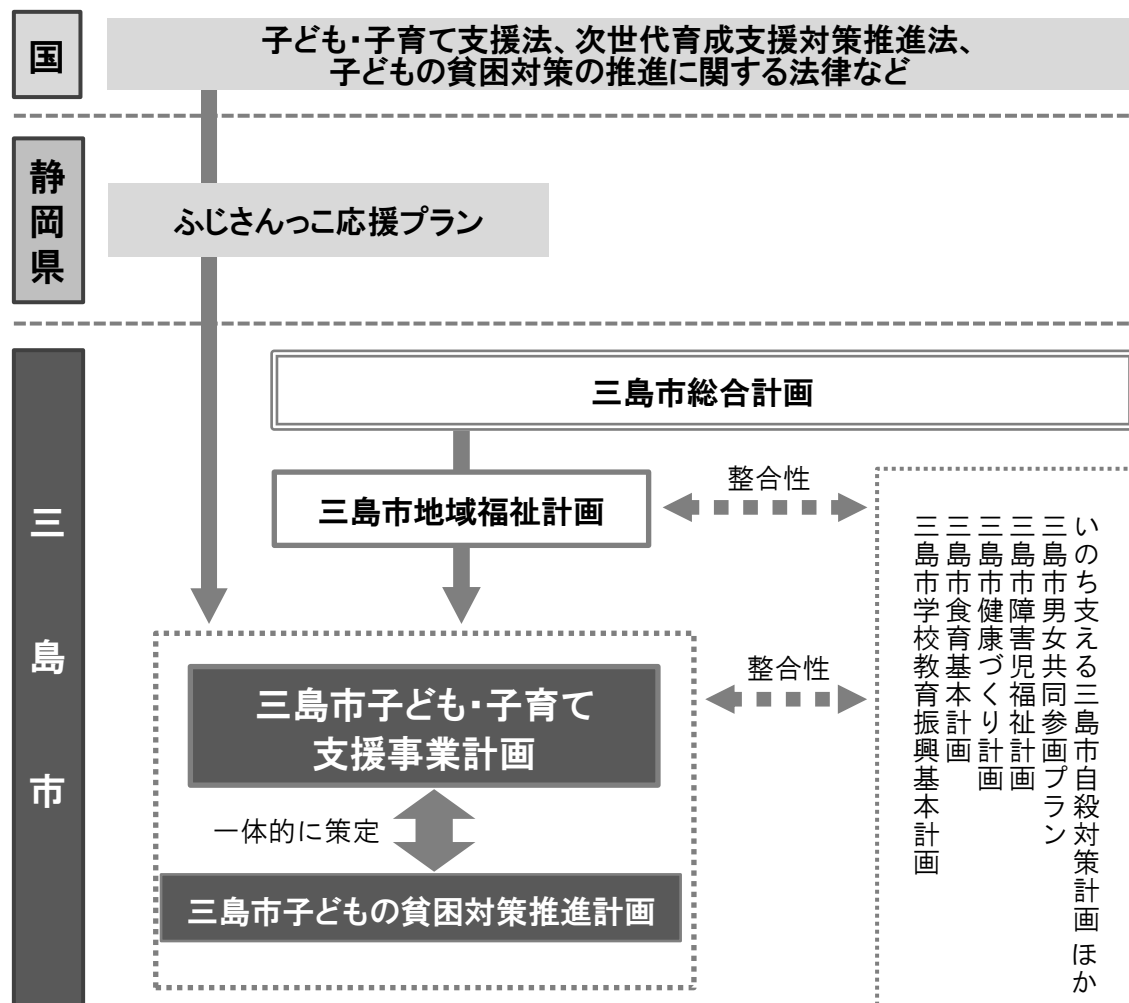
第2節 計画の性格と位置づけ

本計画は、三島市の子どもに関する総合的な計画であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の役割を内包するものとします。

また、平成17年3月に策定し三島市の幼児教育振興の10年間を見通した「三島市幼児教育振興プログラム」についても、平成27年度から本計画で引き継いでおり、かつ、本計画の一部を改正・子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」としても位置づけられます。

さらに、市政の基本指針となる「三島市総合計画」や「住むなら三島総合戦略」並びに「三島市地域福祉計画」と方向性をともにし、策定にあたっては、市の各種計画等との整合・連携を図るとともに、国際社会において目指すべきとされる「持続可能な開発目標(SDGs)」の要素を反映したものとします。

▼計画の位置づけ



▼計画に関連する根拠法の抜粋

子ども・子育て支援事業計画に関連する根拠法の抜粋	
子ども・子育て支援法	<p>(市町村子ども・子育て支援事業計画)</p> <p>第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p>
次世代育成支援対策推進法	<p>(市町村行動計画)</p> <p>第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。</p>
改正・子どもの貧困対策の推進に関する法律	<p>(市町村における子どもの貧困対策についての計画)</p> <p>第9条 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。</p>

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画は5年を一期としていることから、令和6年度中に第2期計画の見直しを行い、令和7年度を始期とする第3期計画を策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～	
第1期計画	→							
本計画		→					見直し	
第3期計画						策定		

第4節 計画の策定体制

1 三島市子ども・子育て会議

本計画策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条第1項に基づき、学識経験者、子ども・子育て支援・教育に関する事業従事者、子どもの保護者、関係行政機関、公募市民等により構成される「三島市子ども・子育て会議」で検討を行い、会議の中での意見を参考としました。

子ども・子育て会議の位置づけ

子ども・子育て支援法第 77 条第1項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 市民アンケート調査の実施

市民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するとともに、回答結果を教育・保育の量の見込みの算出・設定の資料としても活用するため、「三島市 子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

※結果の概要は第2章、第2節に掲載しています。

3 パブリックコメントの実施

令和元年 12 月 25 日から令和 2 年 1 月 24 日にかけて市の公式サイト等における意見募集(パブリックコメント)を行い、市民や関係団体等の意見を踏まえて計画策定を行いました。

第5節 計画の対象

本計画の対象は、本市に在住する乳幼児期を中心におおむね 18 歳までの子どもとその保護者、及び地域において子ども子育てに関わるすべての関係機関、並びに関係者を対象としています。

第2章 三島市の子どもを取り巻く状況

第1節 統計数値からみた状況

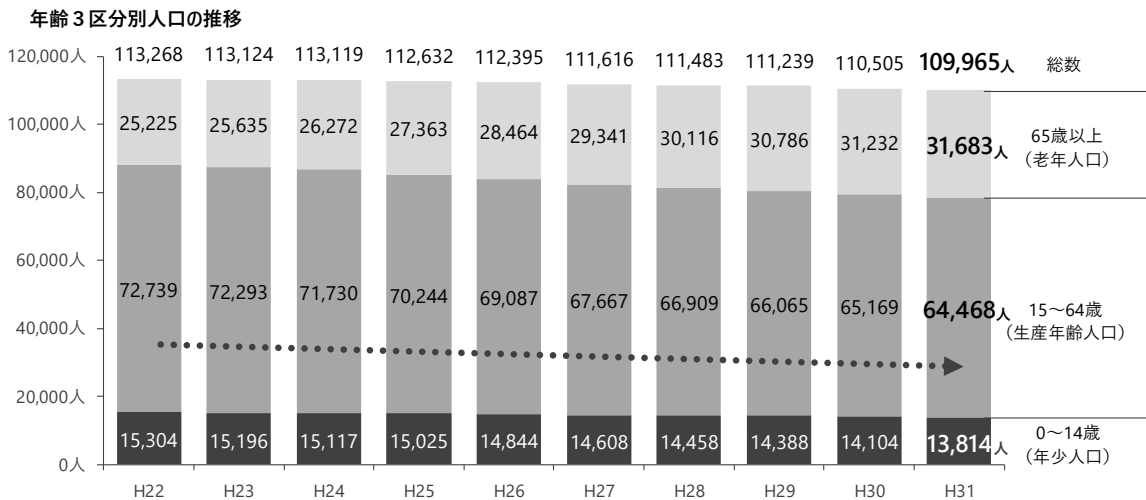
1 人口動態と子どものいる世帯

(1)人口動態

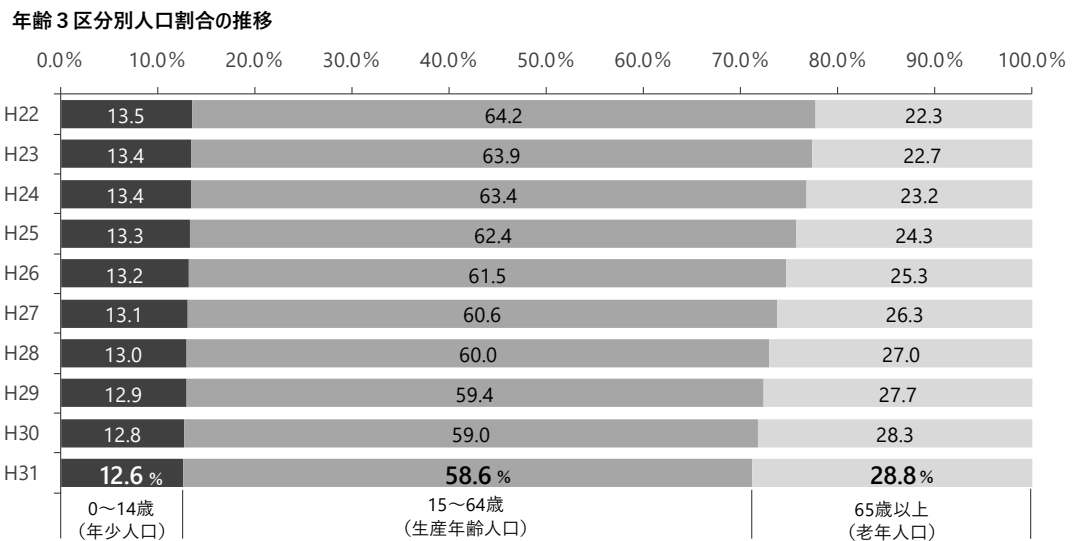
① 年齢3区分別人口と割合の推移

○本市の人口総数は、平成31年3月31日現在、109,965人で、減少傾向にあります。

○平成31年の年齢3区分別人口をみると、0～14歳(年少人口)は13,814人、15～64歳(生産年齢人口)は64,468人、65歳以上(老年人口)は31,683人で、この10年間で年少人口の割合は減り、老年人口の割合は増え、少子高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

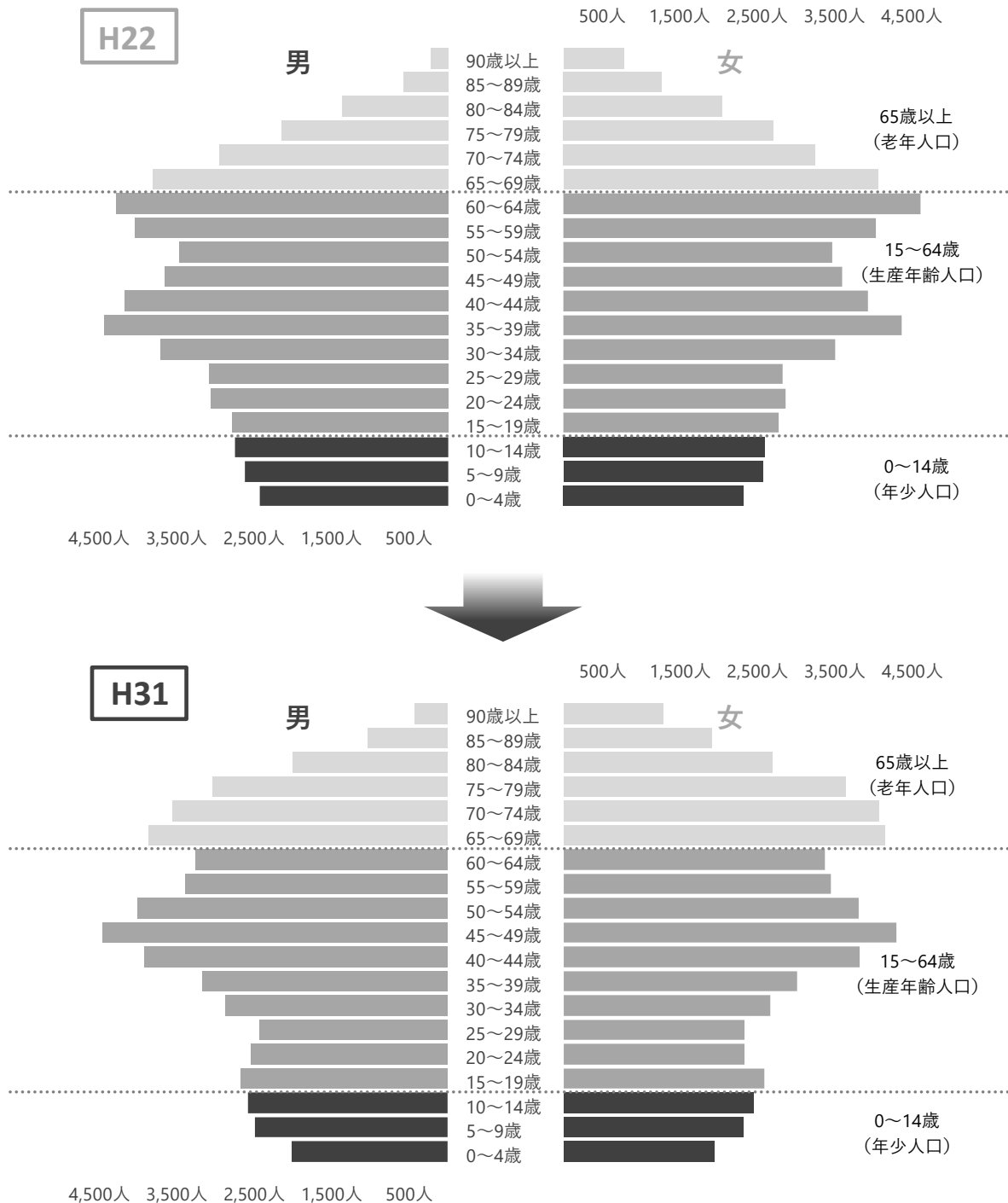


資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

② 人口ピラミッドの推移

○平成 22 年と平成 31 年における本市の男女別5歳年齢別の人口は、下記のとおりです。

○老年人口は増加している一方で、年少人口や生産年齢人口のうち若年層の人口は減少傾向にあります。



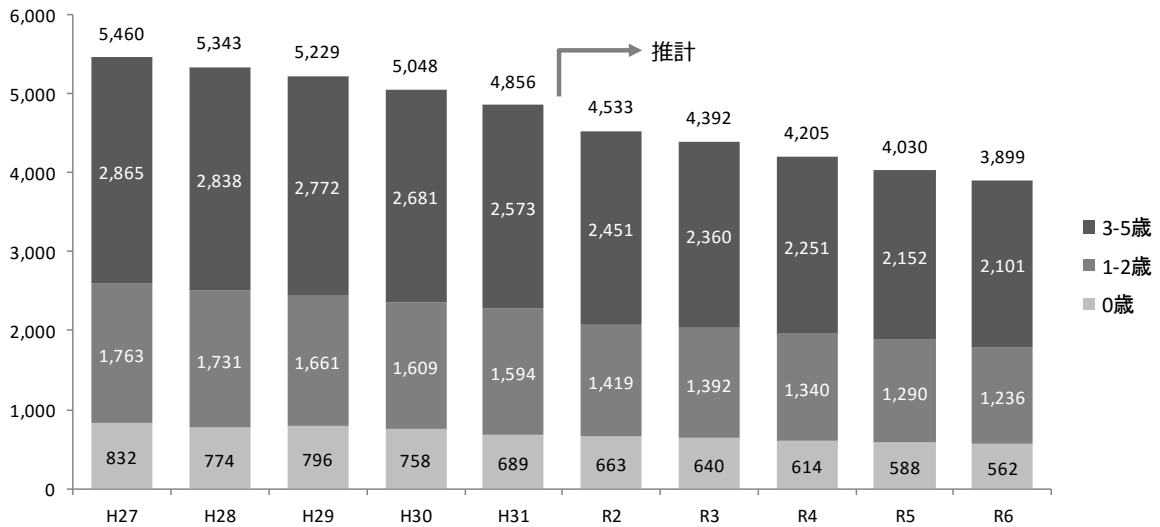
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

③ 子どもの人口推計

○本市の0～5歳の子どもの人口は、減少傾向にあり、平成31年には4,856人でしたが、令和6年には3,899人と推計されます。

	実績					推計					伸び率 (H31→R6)
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	832	774	796	758	689	663	640	614	588	562	-18.4%
1歳	866	854	803	816	779	712	683	660	633	606	-22.2%
2歳	897	877	858	793	815	707	709	680	657	630	-22.7%
3歳	919	898	902	859	810	789	719	721	691	668	-17.5%
4歳	984	942	923	898	874	841	801	730	732	702	-19.7%
5歳	962	998	947	924	889	821	840	800	729	731	-17.8%
6歳	954	972	1,031	959	948	893	840	859	819	746	-21.3%
7歳	1,003	967	982	1,024	963	913	896	843	862	822	-14.6%
8歳	990	1,012	974	985	1,020	953	915	898	845	864	-15.3%
9歳	989	1,002	1,027	977	990	972	960	921	904	851	-14.0%
10歳	1,014	995	1,004	1,027	980	1,030	974	962	923	906	-7.6%
11歳	1,052	1,022	1,001	997	1,020	990	1,028	972	960	921	-9.7%

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	伸び率 (H31→R6)
0歳	832	774	796	758	689	663	640	614	588	562	-18.4%
1-2歳	1,763	1,731	1,661	1,609	1,594	1,419	1,392	1,340	1,290	1,236	-22.5%
3-5歳	2,865	2,838	2,772	2,681	2,573	2,451	2,360	2,251	2,152	2,101	-18.3%
小計	5,460	5,343	5,229	5,048	4,856	4,533	4,392	4,205	4,030	3,899	-19.7%
6-8歳	2,947	2,951	2,987	2,968	2,931	2,759	2,651	2,600	2,526	2,432	-17.0%
9-11歳	3,055	3,019	3,032	3,001	2,990	2,992	2,962	2,855	2,787	2,678	-10.4%
合計	11,462	11,313	11,248	11,017	10,777	10,284	10,005	9,660	9,343	9,009	-16.4%



※平成27～31年の各年3月31日時点の住民基本台帳人口から平成28→29年、平成29→30年、平成30→31年の過去3区間のコーホート変化率を算出し、令和2年～令和6年の各3月31日時点の人口を推計した。(コーホート変化率法)

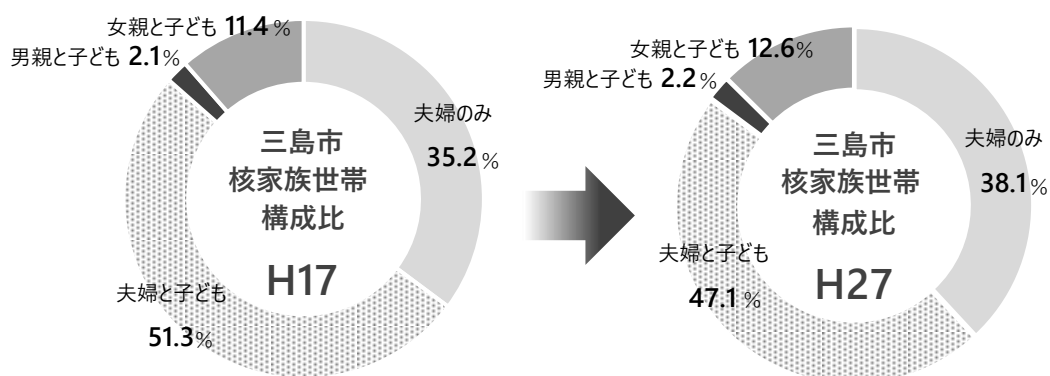
※0歳児人口は、平成25年4月1日～平成30年3月31日の母親年齢5歳階級別(15歳～49歳)の実績出生数、推計女子人口から推計出生率を算出。

(2)世帯の状況

① 核家族世帯の構成比

○平成17年と平成27年を比較すると、夫婦のみの世帯が増加し、夫婦と子どもの世帯が減少しています。

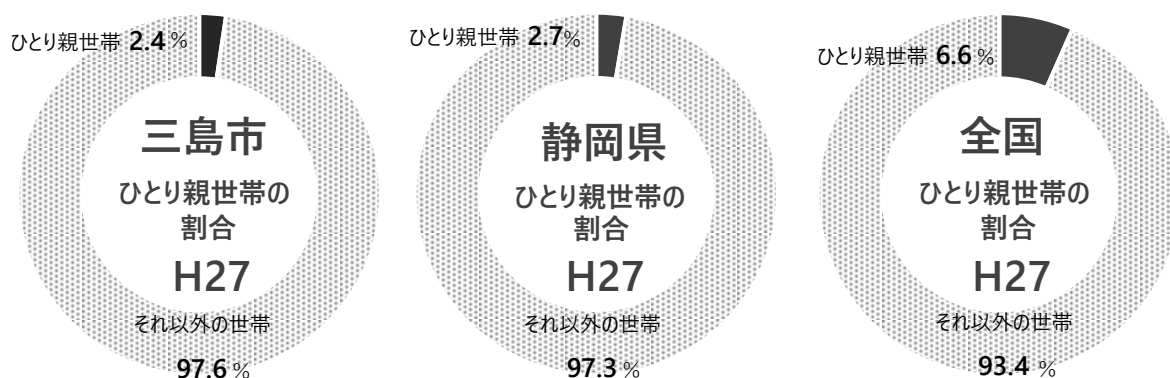
○また、女親と子ども、男親と子どものひとり親世帯もわずかに増加しています。



資料：平成17年・27年国勢調査（総務省統計局）各年10月1日現在の数値を基に作成

② ひとり親世帯の割合と比較

○平成27年10月1日現在、本市のひとり親世帯は全世帯のうち2.4%で、全国、静岡県よりも下回っています。



資料：平成27年国勢調査（総務省統計局）10月1日現在の数値を基に作成

※本データにおける「ひとり親」とは、20歳未満の子どもがいる母子・父子世帯のこと

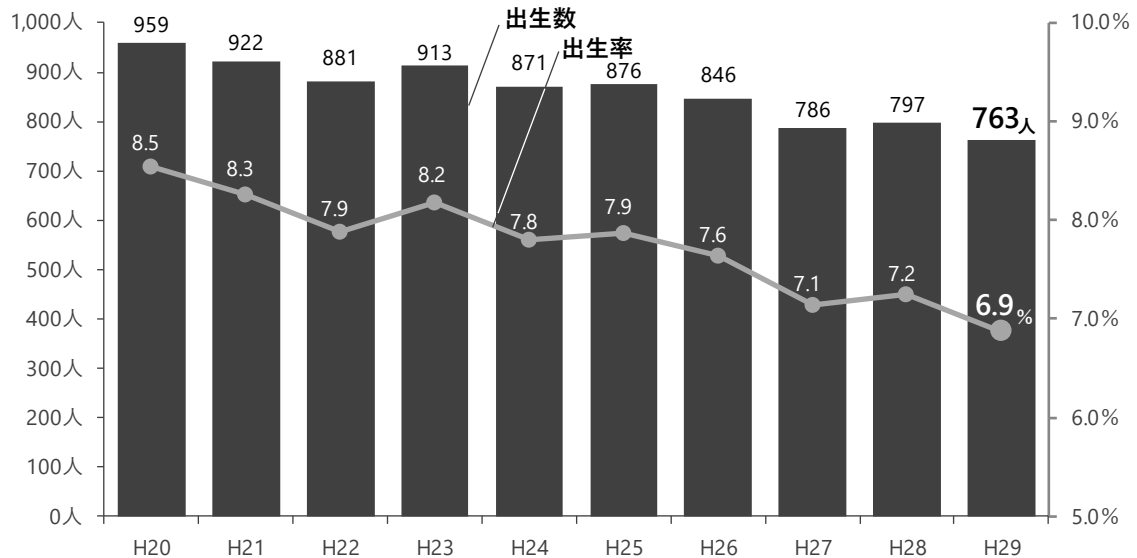
2 少子化の動向

(1) 出生の動向

① 出生数・出生率の推移

○本市の出生数は、平成 29 年4月 1 日現在、763 人で、出生率(人口 1,000 人あたり)は 6.9% となっています。

○直近の 10 年間では増減を繰り返しながら、おおむね減少傾向にあります。

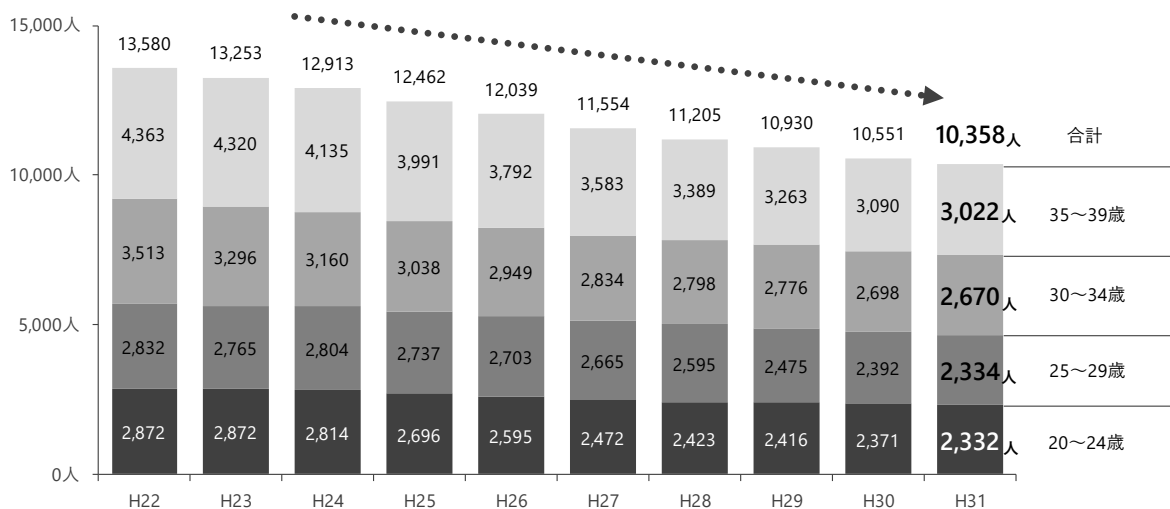


資料：静岡県人口動態調査を基に作成

② 若年女性(20～39 歳)人口の推移

○本市の若年女性人口は、平成 31 年3月 31 日現在、10,358 人となっており、減少傾向にあります。

○特に、30～34 歳と 35～39 歳を合計した人口をみると、平成 22 年は 7,876 人でしたが、平成 31 年は 5,692 人となり、10 年間で約 2,000 人減少しています。



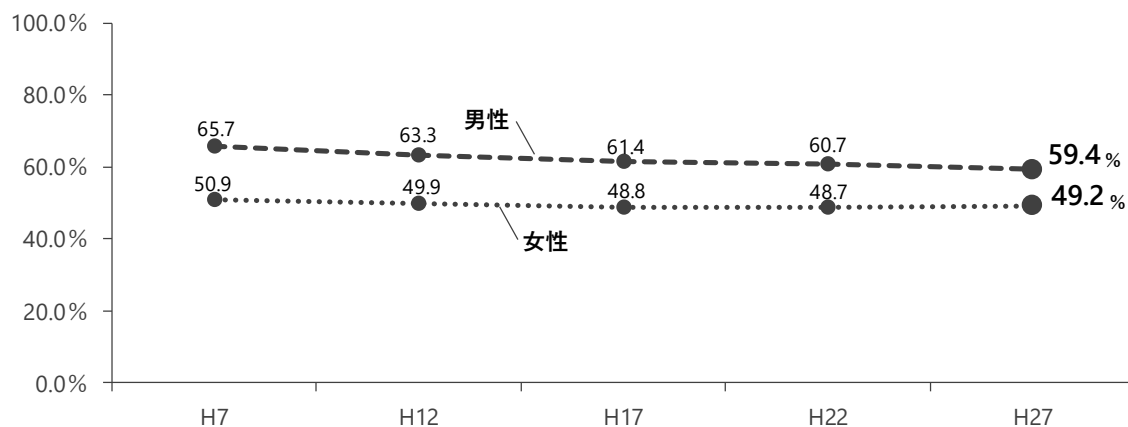
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 労働力率の推移

① 男女別労働力率の推移

○本市の労働力率は、男性は減少傾向にあり、平成 27 年 10 月 1 日現在、59.4%となっています。

○一方、女性も平成 22 年までは減少傾向にありましたが男性に比べて減少割合が低く、平成 27 年にはわずかに増加して 49.2%となっています。

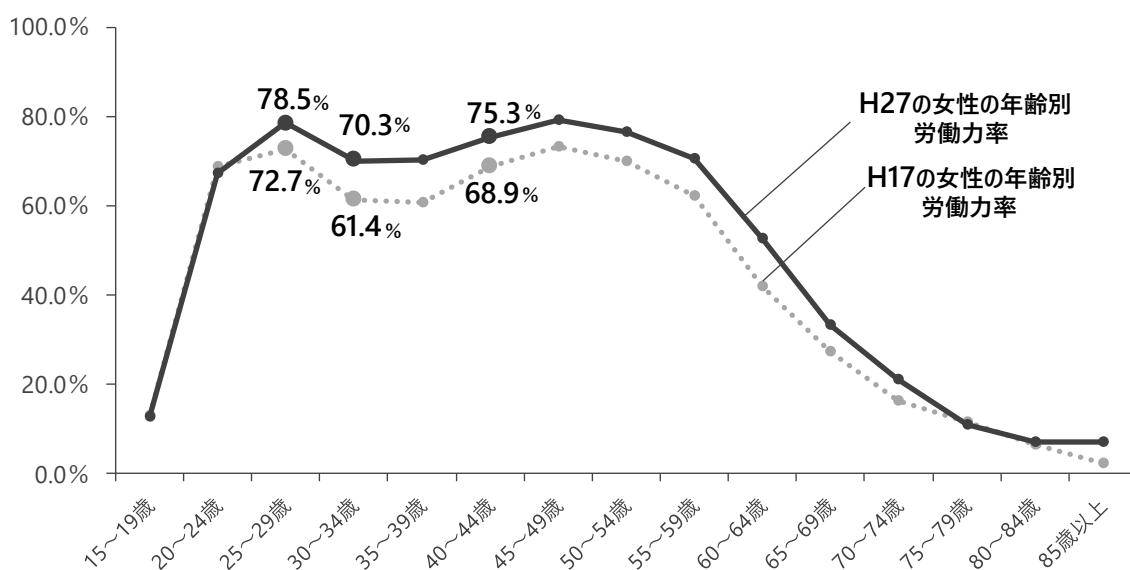


資料：国勢調査（総務省統計局）各年 10 月 1 日現在の数値を基に作成
 ※平成 17～22 年までの労働力率は、「労働力人口（就業者＋完全失業者）」÷「15 歳以上人口」×100 で、労働力状態「不詳」を除いて算出

② 女性の年齢別労働力率

○女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる M 字カーブを描いています。

○平成 17 年と平成 27 年を比較すると、M 字の谷はわずかに浅くなり、ほとんどの年齢層で労働力率が上がっています。



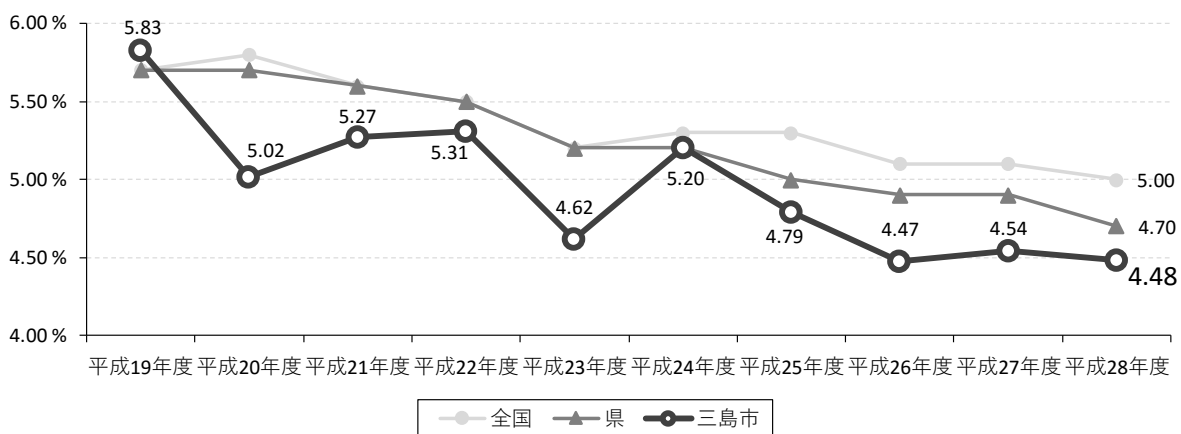
資料：国勢調査（総務省統計局）各年 10 月 1 日現在の数値を基に作成

(3) 婚姻・離婚の動向

① 三島市・県・全国の婚姻率の推移

○三島市の婚姻率は、平成 19 年度以降、県・全国よりわずかに低い割合で推移し、平成 28 年度は 4.48%となっています。

三島市・県・全国の婚姻率の推移

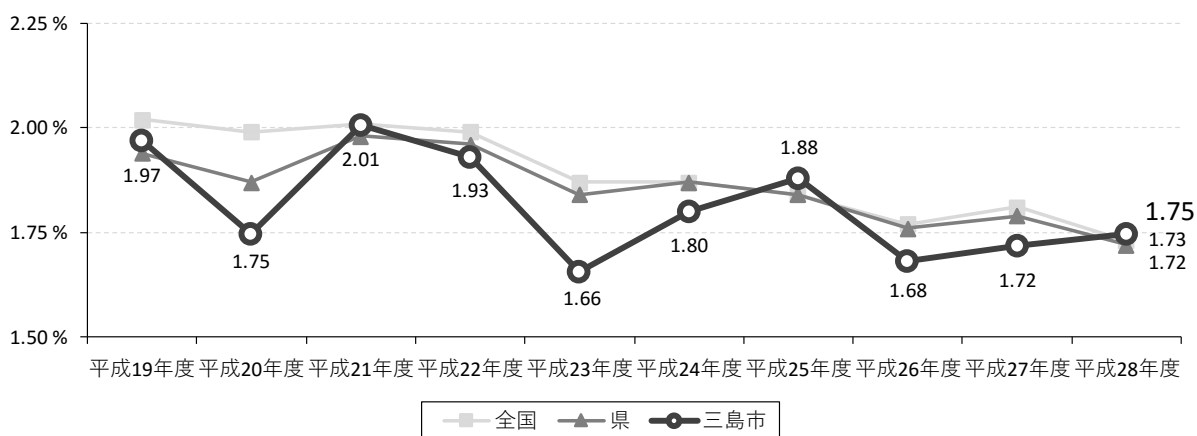


資料：統計センターしずおか 各年 10 月 1 日現在

② 三島市・県・全国の離婚率の推移

○三島市の離婚率は、平成 19 年度以降についてみると、平成 21 年度、平成 25 年度、平成 28 年度に県・全国の割合以上となっていますが、その他の年度では県・全国より低い割合で推移しています。

三島市・県・全国の離婚率の推移



資料：統計センターしずおか 各年 10 月 1 日現在

(4)教育・保育提供施設

① 保育園数・児童数

○平成 30 年度の保育園数は、公立・私立合わせて 19 園となっています。在園児数は、公立園で 599 人、私立園で 1,314 人となっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公立	保育園数 (園)	7	7	7	7	7
	認可定員数 (人)	570	570	570	570	570
	在園児数 (人)	640	624	614	599	570
私立	保育園数 (園)	11	11	12	12	9
	認可定員数 (人)	1,115	1,115	1,205	1,205	905
	在園児数 (人)	1,339	1,259	1,307	1,314	945
合計	保育園数 (園)	18	18	19	19	16
	認可定員数 (人)	1,685	1,685	1,775	1,775	1,475
	在園児数 (人)	1,979	1,883	1,921	1,913	1,515

資料：児童数表(各年度3月1日現在、令和元年度は5月1日現在)

② 認定こども園数・児童数

○平成 30 年度の認定こども園数は、私立が2園となっています。在園児数は、1～3号認定で 316 人となっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
私立	認定こども園数 (園)	1	1	1	2	5
	1号認可定員数 (人)	100	100	100	210	237
	1号在園児数 (人)	102	90	66	165	190
	2,3号認可定員数 (人)	60	60	60	141	441
	2,3号在園児数 (人)	37	71	70	151	456

資料：子ども保育課(各年度3月1日現在、令和元年度は5月1日現在)

③ 幼稚園数・児童数

○平成 30 年度の幼稚園数は、公立・私立合わせて 14 園となっています。在園児数は、公立園で 731 人、私立園で 537 人となっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公立	幼稚園数 (園)	11	11	11	11	11
	認可定員数 (人)	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335
	在園児数 (人)	953	915	828	731	686
私立	幼稚園数 (園)	4	4	4	3	3
	認可定員数 (人)	790	790	790	595	595
	在園児数 (人)	642	661	655	537	524
合計	幼稚園数 (園)	15	15	15	14	14
	認可定員数 (人)	2,125	2,125	2,125	1,930	1,930
	在園児数 (人)	1,595	1,576	1,483	1,268	1,210

資料：学校基本調査(各年度5月1日現在)

④ 特定地域型保育事業・児童数

○平成 30 年度の特定地域型保育事業は、小規模保育事業所が私立3園となっています。在園児数は、54 人となっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
私立	小規模保育事業数 (園)	1	1	3	3	3
	認可定員数 (人)	19	19	57	57	57
	在園児数 (人)	19	19	56	54	57

資料：児童数表(各年度3月1日現在、令和元年度は5月1日現在)

⑤ 通園児童(令和元年度)

○教育・保育施設の通園割合は、年齢が上がるにつれ高くなっています。特に2歳児では、47.5%であるのに対し、3歳児は90.9%と、40ポイント以上高くなっています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
人口 (人)	681	769	802	828	876	871
通園児童 (人)	92	311	381	753	812	843
公立保育園 (人)	22	88	108	112	111	116
民間保育園 (人)	45	128	141	152	144	152
市外保育園(委託) (人)	1	6	13	9	11	16
民間認定こども園 (人)	10	65	84	137	152	150
市外認定こども園(委託) (人)	1	1	1	3	3	4
公立幼稚園 (人)	0	0	0	202	220	264
私立幼稚園 (人)	0	0	10	125	149	124
市外私立幼稚園 (人)	0	0	0	13	21	17
特定地域型保育事業 (人)	13	21	20	0	0	0
市外特定地域型保育事業(委託) (人)	0	0	1	0	0	0
認可外保育園 (人)	0	2	3	0	1	0
無通園児童 (人)	589	458	421	75	64	28
通園割合 (%)	13.5	40.4	47.5	90.9	92.7	96.8

資料：子ども保育課(令和元年度5月1日現在)

⑥ 小学校

○小学校数は、平成27年度以降14校となっており、在学児童数は、令和元年度では5,791人となっています。

○学級数は、少人数学級の導入や特別支援学級の増加により、令和元年度では219クラスとなっており、平成27年度以降で最大となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校数 (校)	14	14	14	14	14
学級数 (クラス)	214	213	218	217	219
うち特別支援学級 (クラス)	11	12	14	16	18
在学児童数 (人)	5,889	5,855	5,888	5,830	5,791
小学1年生 (人)	930	954	1,006	928	929
小学2年生 (人)	987	937	957	1,001	931
小学3年生 (人)	973	998	947	961	999
小学4年生 (人)	968	985	1,010	945	972
小学5年生 (人)	997	976	988	1,012	948
小学6年生 (人)	1,034	1,005	980	983	1,012

資料：教育委員会(各年度5月1日現在)

(5)地域子ども・子育て支援事業

① 時間外保育(延長保育)事業

○令和元年度時点の時間外保育(延長保育)事業実施園数は、19 園で、1か月あたりの延べ利用人数は、2,054 人となっています。また、実施 19 園のうち、開所時間前の預かり保育を実施している園は 2 園となっています。

	実施園数 (園)	1か月あたりの延べ利用人数 (人)
時間外保育 (延長保育) 事業	19	2,054

資料:施設調査(令和元年度)

② 放課後児童健全育成事業

○放課後児童クラブの実施か所数は、児童がより安全に過ごすための学校校舎内への移転や、入会需要の増加を受けた施設の増設、民間事業者の参入等により年々増加しています。利用希望児童数は平成 27 年度以降増減を繰り返しながら、全体的には増加しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施か所 (所)	20	21	21	23	25
利用者数 (人)	1,055	1,147	1,134	1,131	1,234
東放課後児童クラブ (人)	56	55	52	47	50
西放課後児童クラブ (人)	77	85	80	72	80
南第一放課後児童クラブ (人)	56	60	56	47	59
南第二放課後児童クラブ (人)	49	50	51	24	28
南第三放課後児童クラブ (人)	—	—	—	38	38
北第一放課後児童クラブ (人)	52	74	80	74	48
北第二放課後児童クラブ (人)	56	72	69	64	40
北第三放課後児童クラブ (人)	—	—	—	—	47
錦田放課後児童クラブ (人)	63	74	78	69	78
徳倉第一放課後児童クラブ (人)	71	83	74	45	38
徳倉第二放課後児童クラブ (人)	—	—	—	41	61
佐野放課後児童クラブ (人)	58	47	47	44	42
中郷第一放課後児童クラブ (人)	40	37	53	50	56
中郷第二放課後児童クラブ (人)	30	38	38	58	55
沢地放課後児童クラブ (人)	49	50	53	58	65
向山第一放課後児童クラブ (人)	46	57	61	—	—
向山第二放課後児童クラブ (人)	46	47	54	50	58
向山第三放課後児童クラブ (人)	—	—	—	58	64
北上放課後児童クラブ (人)	69	74	60	64	72
山田第一放課後児童クラブ (人)	40	40	31	38	41
山田第二放課後児童クラブ (人)	21	28	30	33	34
長伏放課後児童クラブ (人)	74	59	51	50	59

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
坂放課後児童クラブ (人)	39	40	37	35	38
恵明コスモス放課後児童クラブ (人)	63	69	72	62	57
加茂保育園放課後児童クラブ (人)	-	8	7	10	15
恵明キッズサクラビレッジ 放課後児童クラブ (人)	-	-	-	-	11

資料：教育総務課(各年度5月1日現在)

③ 地域子育て支援拠点事業

○地域子育て支援センターは、令和元年度時点で 12 か所、その他類似施設として2か所、所在しています。延べ利用者数は、平成 27 年度以降減少しており、平成 30 年度では 54,534 人となっています。

名称	所在地
赤ちゃんセンター	谷田 2143 恵明保育園内
いっしょにあそぼ!	徳倉 4-10-3 北上保育園内
ふれあい広場	長伏 121-7 中郷西保育園内
ぽこ	谷田 1629-38 恵明キッズコスモスビレッジ内
ハッピーランド	本町 3-29 本町タワービル 4 階 本町子育て支援センター
ひよこランド	加茂 24-7 加茂保育園内
ゆりかご	梅名 553-1 三島ようらん保育園内
あおぞら広場	安久 309-6 中郷南保育園内
じゃじゃまる	芙蓉台 2-3-17 恵明キッズフヨウビレッジ内
フリッパー	文教町 2-28-6 恵明キッズサクラビレッジ内
宮さんの社	大宮町 2-2-11 三嶋大社東隣
おひさまルーム	松本 390-1 まりあ保育園内

<類似施設>

名称	所在地
のんのんクラブ	加屋町 2-21 白道保育園内
梅の実ガーデン	梅名 47-1 梅の実保育園内

<利用実績>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数 (人)	67,569	61,158	59,039	54,534

④ 一時預かり(預かり保育)事業

○幼稚園在園児対象の一時預かり(預かり保育)事業実施園数は、私立幼稚園の3園及び私立認定こども園2園、公立幼稚園 10 園で、1か月あたりの延べ利用人数は 3,482 人となっています。

○在園児以外の一時的預かり(預かり保育)事業の実施園数は、私立保育園の1園及び私立認定こども園4園、公立保育園6園と市の短時間保育事業で実施しています。

	実施園数 (園)	1か月あたりの延べ利用人数 (人)
一時預かり事業 (幼稚園在園児)	15	3,482
一時預かり事業 (在園児以外)	11	182
一時預かり事業 (短時間保育事業)	1	87

資料:施設調査(令和元年度)及び子ども保育課実績(平成30年度)

⑤ ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センター事業は、平成28年度以降、利用件数が増加しています。平成29年度に会員数が一旦減少しましたが、その際にも延べ利用件数は増加しています。また、平成30年度には会員数が905人となりましたが、おねがい会員の比率が高い状況が続いています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
会員総数 (人)	864	893	851	905
おねがい会員 (人)	611	629	586	636
まかせて会員 (人)	168	180	191	194
どっちも会員 (人)	85	84	74	75
延べ利用件数 (件)	6,771	6,450	6,845	8,040
実利用者数 (人)	141	150	123	132

資料:子育て支援課(各年度3月31日現在)

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

○乳児家庭全戸訪問事業は平成27年度以降、全出生数の9割以上の家庭に訪問しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児全戸訪問数 (件)	784	810	768	695

資料:健康づくり課(各年度3月31日現在)

(6)その他の事業

① 各種手当・助成

- 各種手当の推移をみると、児童手当の支給延べ児童数は平成27年度以降、減少しています。
子ども医療費助成の支払件数については、平成27年度に中学3年生までの自己負担額が無料となったことや、平成30年度(10月受診分の医療費から)に無料化の対象年齢が高校生相当年齢まで拡大した影響もあり、増加傾向となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童手当支給延べ児童数 (人)	166,353	164,284	161,934	158,378
子ども医療費助成支払件数 (件)	216,576	226,299	224,608	227,357
児童扶養手当受給者数 (人)	695	704	694	701
母子家庭等医療費助成支払件数 (件)	7,335	7,163	7,233	7,058
母子家庭等入学祝金支払件数 (件)	204	178	210	223

資料：子育て支援課(各年度3月31日現在)

② 保健指導・相談

○保健指導・相談の実施状況の延べ利用者数をみると、母子健康手帳交付と同時に行う妊婦の健康相談は年々減少しています。乳幼児事後相談会は、増加傾向にあります。

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦健康相談・ 母子健康手帳交付	実施回数 (回)	週 3	週 3	週 3	週 3
	延べ利用者数 (人)	929	887	816	777
乳幼児健康相談会	実施回数 (回)	12	12	12	12
	延べ利用者数 (人)	1,085	989	850	951
北上乳幼児相談会	実施回数 (回)	6	6	6	6
	延べ利用者数 (人)	186	179	147	168
2 歳児健康相談会	実施回数 (回)	12	12	12	12
	延べ利用者数 (人)	810	796	725	761
乳幼児事後相談会	実施回数 (回)	12	12	12	12
	延べ利用者数 (人)	159	150	172	188
幼児個別相談会	実施回数 (回)	10	12	12	10
	延べ利用者数 (人)	26	25	26	27
子育て悩み相談会	実施回数 (回)	12	12	12	12
	延べ利用者数 (人)	20	21	19	20
発達相談会	実施回数 (回)	2	2	2	2
	延べ利用者数 (人)	16	8	8	8
言語相談会	実施回数 (回)	12	14	14	15
	延べ利用者数 (人)	32	41	36	33
育児相談	実施回数 (回)	随時	随時	随時	随時
	延べ利用者数 (人)	590	591	421	233
4 か月児健診	実施回数 (回)	随時	随時	随時	随時
	延べ利用者数 (人)	754	781	743	678
10 か月児健診	実施回数 (回)	随時	随時	随時	随時
	延べ利用者数 (人)	795	777	751	723
1 歳 6 か月児健診	実施回数 (回)	12	12	12	12
	延べ利用者数 (人)	858	809	803	786
3 歳児健診	実施回数 (回)	12	12	12	12
	延べ利用者数 (人)	910	879	844	794

資料：健康づくり課（各年度3月 31日現在）

③ 家庭児童相談

○家庭児童相談について、家庭関係に関するものが相談内容の中で最も多く、その他にも学校生活、環境福祉に関する相談が年々増加しています。

相談内容（重複あり）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
性格・生活習慣等（件）	34	41	23	24
知能・言語（件）	2	11	20	13
学校生活（件）	294	446	446	519
家庭関係（件）	963	928	1,048	990
心身障害（件）	7	12	57	91
非行（件）	3	2	11	4
環境福祉（件）	300	336	395	455
その他（件）	135	150	141	115
合計（件）	1,738	1,926	2,141	2,211

資料：子育て支援課（各年度3月 31日現在）

④ 虐待件数の推移

○虐待の非該当件数は平成 27 年度以降0件となっており、通告件数の全てが実件数として虐待に該当しています。実件数は、平成 27 年度以降、10 件前後で推移しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
通告件数（件）	12	11	7	11
非該当件数（件）	0	0	0	0
実件数（件）	12	11	7	11

資料：子育て支援課（各年度3月 31日現在）

⑤ 公園の状況

○遊具が設置されている公園の総数は、94 か所となっており、その他の遊び場を含めると 118 か所となっています。

<遊具が設置されている公園数>

都市公園（か所）	都市公園以外の公園（か所）	神社等子どもの遊び場（か所）
45	49	24

<遊具が設置されている都市公園一覧>

公園名称	所在地	公園名称	所在地
楽寿園	一番町 19-3	千枚原公園	千枚原 8-14
白滝公園	一番町 1-1	かも公園	加茂 167
菰池公園	大宮町 3-20-1	きじ公園	加茂 168
若宮公園	西若町 8-7	旭ヶ丘公園	川原ヶ谷君ヶ沢 404-22
長伏公園	長伏 274-3	富士見台公園	富士見台 38-1
子供の森公園	観音洞 4704-800	富士見台第2公園	富士見台 18-8
萩公園	萩 829-1	また公園	東大場 1-33-3
光ヶ丘公園	光ヶ丘 21-2	みどり野公園	東壺町田 4-3
つつじ公園	谷田字梨ノ木山 1997-1	三恵台富士見公園	三恵台 16-6
つばき公園	谷田字石原山 1969-5	三恵台公園	三恵台 23-9
鶴見公園	谷田字新福寺山 1950-1	松が丘公園	松が丘 1-7
城山公園	字城山 4042-7	若松公園	字桐木 4252-1
北沢公園	北沢 53-1	やまばと公園	佐野見晴台 1-9
ひなた公園	芙蓉台 1-21-14	コイデ山公園	谷田字天台 1325-46
坂下公園	芙蓉台 1-5-8	桐木公園	字桐木 4613-59
ふよう公園	芙蓉台 2-1-11	高台第2公園	徳倉2丁目 149-67
あじさい公園	芙蓉台 2-3-16	錦が丘公園	錦が丘 4-23
上岩崎公園	文教町 2-3681-1	神川公園	加茂川町 3884-7
赤王山公園	大場字赤王山 1086-61	シャリエ壺町公園	壺町田 104-5
藤代公園	藤代町 12-10	みかづき公園	沢地 35-1
御園公園	御園 399	小山橋公園	谷田字小山 18-17
はつね公園	初音台 4-2	片平山公園	佐野見晴台 2-19-7
うぐいす公園	初音台 24-13		

資料：水と緑の課（令和元年9月1日現在）

第2節 アンケート調査結果からみた状況

(1)アンケート調査概要

① 調査の目的

○三島市では、平成27年度に「三島市 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども親もともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族」の実現に向けて、市の子どもと子育て世帯への支援の充実を図ってきました。本調査は、令和2年度からの第2期の計画策定に向けて、市民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため実施したものです。

② 調査の対象

- 就学前児童(0～6歳)の保護者
- 小学生(1～6年生)の保護者

③ 抽出方法

- 住民基本台帳より無作為抽出

④ 調査期間

- 令和元年5月29日～6月13日

⑤ 配付・回収状況

対象	配付数	回収数	回収率
就学前児童(0～6歳)の保護者	2,000票	1,609票	80.5%
小学生(1～6年生)の保護者	1,000票	609票	60.9%

⑥ 調査結果の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答(2つ以上選ぶ)の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または、回答者が皆無であることを表します。
- 図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。
- グラフには、平成25年に行われた調査の結果と令和元年に行われた今回の結果との比較や、就学前児童の調査と小学生の調査の結果との比較があります。これらはグラフ中の「凡例」において、次の表記で表しています。「平成25年調査＝H25」、「令和元年調査＝R01」、「就学前児童＝未就学児童」、「小学生＝就学児童」

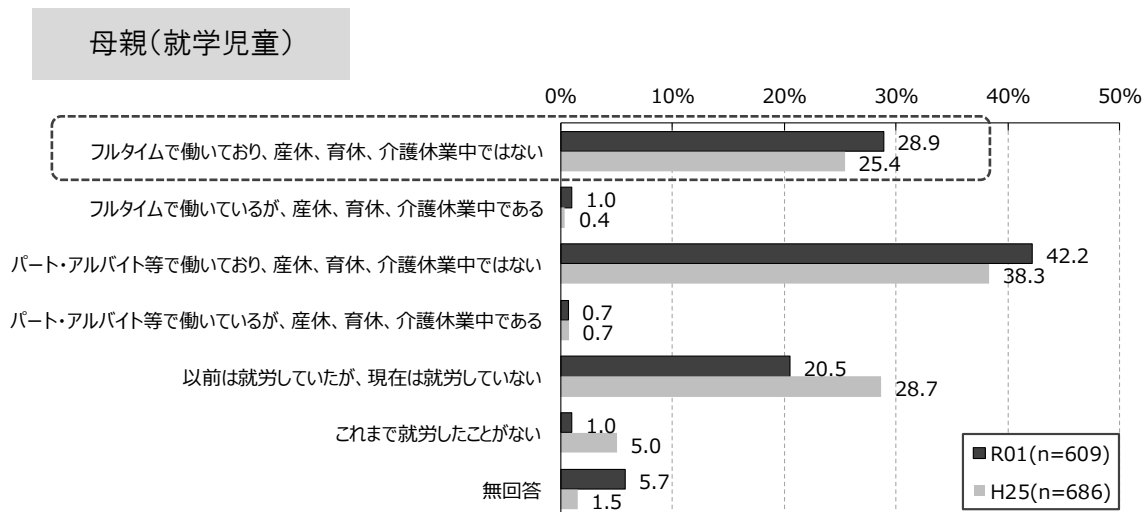
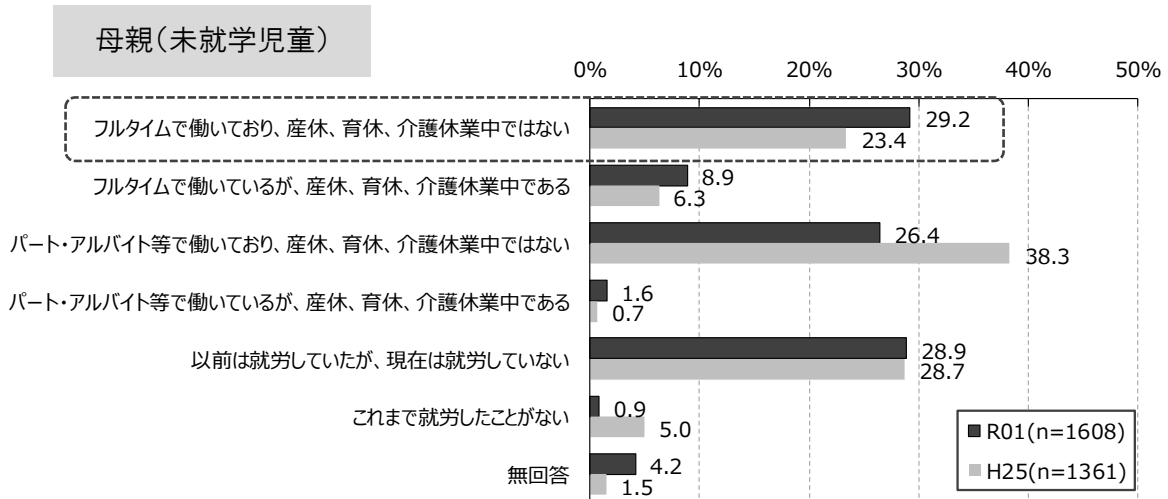
(2) アンケート調査結果

保護者の就労状況

① 母親の就労状況の経年変化

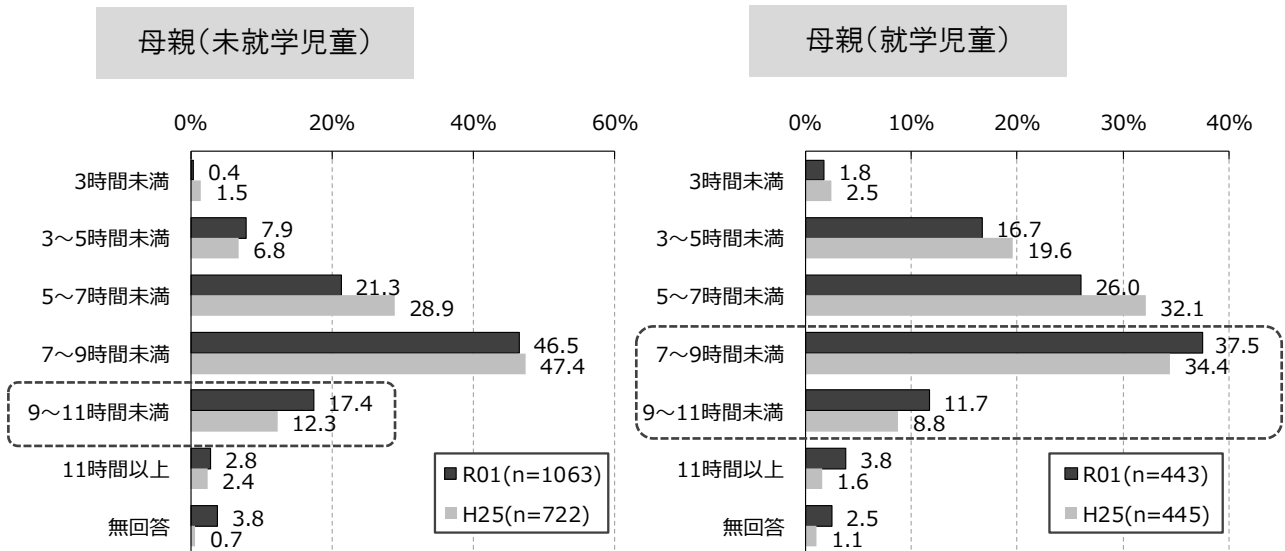
未就学児童及び就学児童の母親の就労状況は、平成 25 年調査に比べて、令和元年調査では「フルタイムで働いており、産休、育休、介護休業中ではない」保護者の割合が高くなっています。

また、三島市の女性の労働力率の変化をみても、年々女性の労働力率は増加していることがわかります。



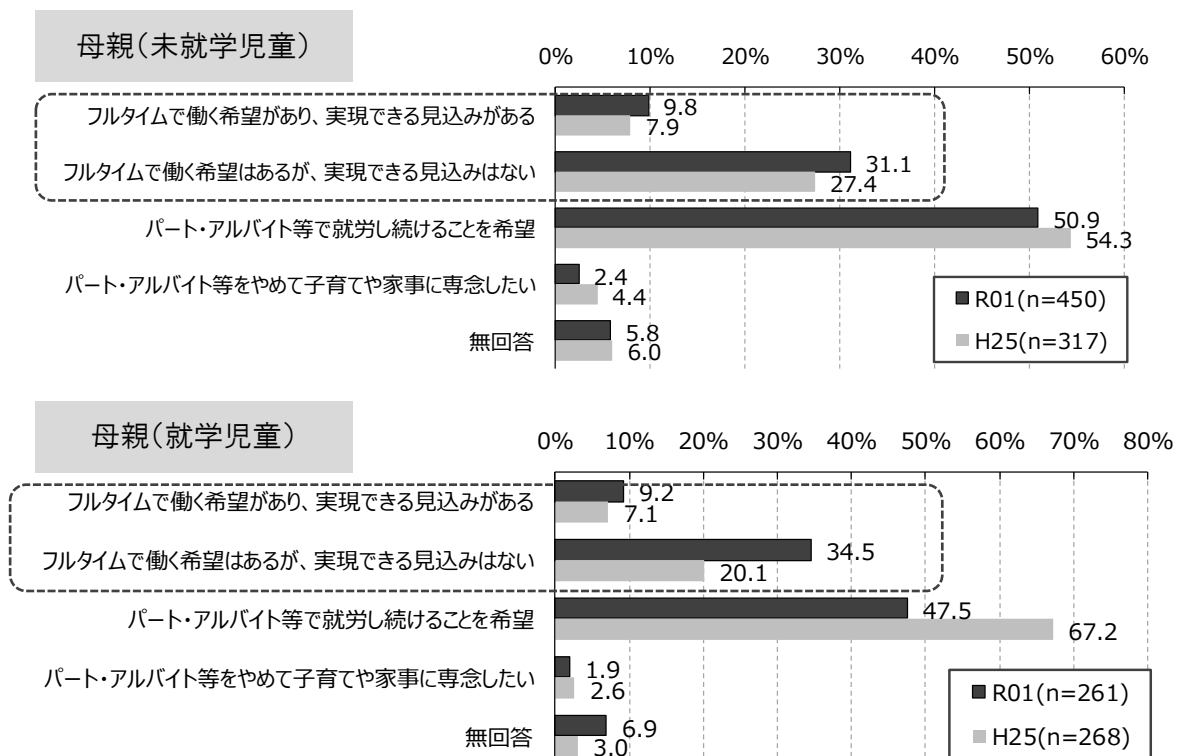
② 母親の1日の就労時間の経年変化

未就学児童及び就学児童の母親の1日の就労時間は、平成25年調査に比べて、令和元年調査では増加しており、未就学児童の母親では「9～11 時間未満」が、就学児童の母親では「7～9 時間未満」と「9～11 時間未満」が増加しています。



③ 現在、パート・アルバイト等で働いている母親の今後の就労希望の経年変化

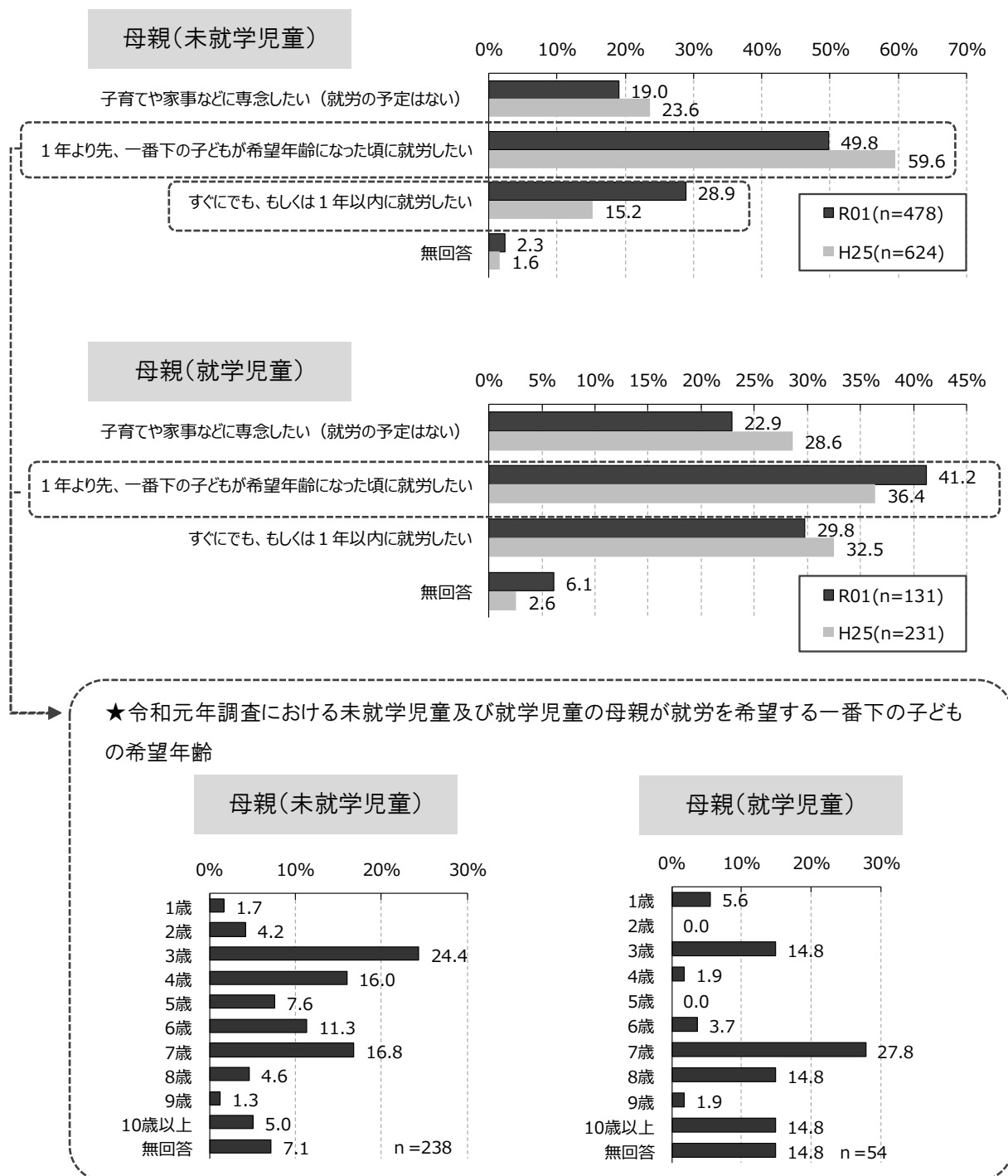
未就学児童及び就学児童の母親の「フルタイムで働く希望」は、平成25年調査に比べて、令和元年調査では増加しており、特に就学児童の母親では「フルタイムで働く希望はあるが、実現できる見込みはない」が14.4ポイント増加しており、フルタイムの就労希望が高まっていることがうかがえます。



④ 現在、働いていない母親の今後の就労希望の経年変化

未就学児童及び就学児童の現在、働いていない母親の今後の就労希望は、平成 25 年調査に比べて、令和元年調査では増加しており、未就学児童の母親では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した割合が 13.7 ポイント増加し、就学児童の母親は「1年より先、一番下の子どもが希望年齢になった頃に就労したい」と回答した割合が 4.8 ポイント増加しています。

また、令和元年調査における『未就学児童及び就学児童の母親が就労を希望する一番下の子どもの希望年齢』は、未就学児童では「3歳」が最も多く 24.4%で、次いで「7歳」が 16.8%、「4歳」が 16.0%となっており、就学児童では「7歳」が最も多く 27.8%で、次いで「3歳」、「8歳」、「10歳以上」が同率で 14.8%となっています。



平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

① 未就学児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

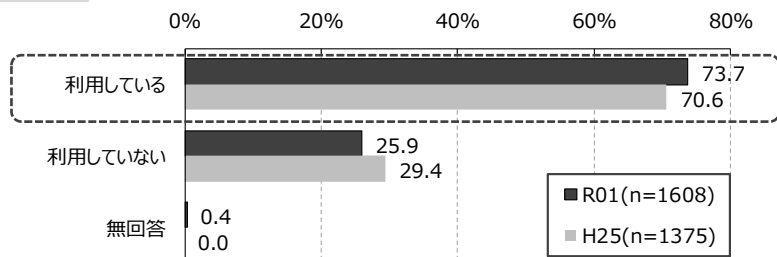
未就学児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、平成 25 年調査に比べて、令和元年調査では「利用している」がわずかに増加しています。

また、現在利用している事業の種類についてみると、どちらの調査でも最も多い回答は「認可保育所(園)」となっています。次に多かった回答は「幼稚園」で、令和元年調査では 13.3 ポイント減少していますが、「幼稚園の預かり保育」は 7 ポイント増加しています。

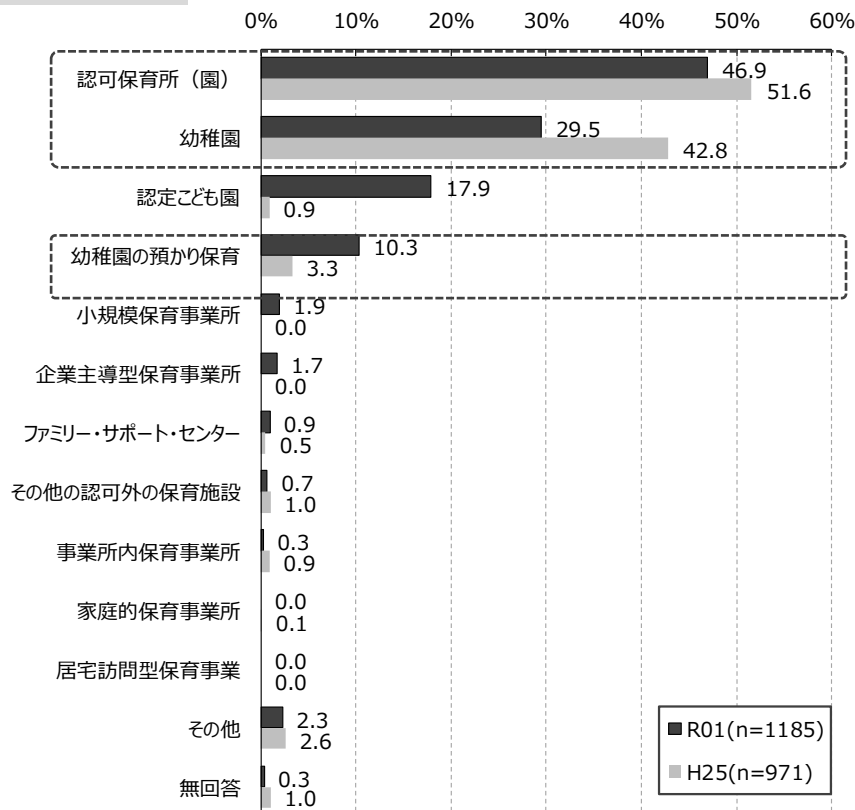
さらに、今後利用したい事業の種類についてみると、「幼稚園」の回答は平成 25 年調査では最も多かったのに、令和元年調査では減少しています。

一方で、「認可保育所(園)」、「認定こども園」、「幼稚園の預かり保育」の割合はいずれも増加していることから、今後の保護者の希望として保育ニーズが高まっていることがうかがえます。

利用の有無

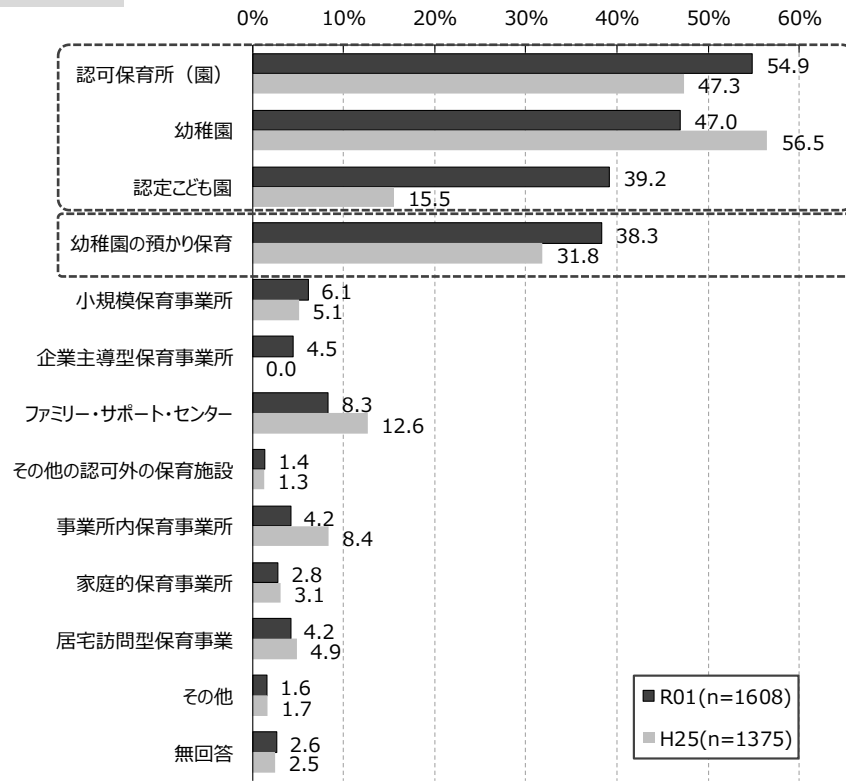


利用事業の現状



※平成 25 年調査では「企業主導型保育事業所」は項目にありません。

利用事業の希望



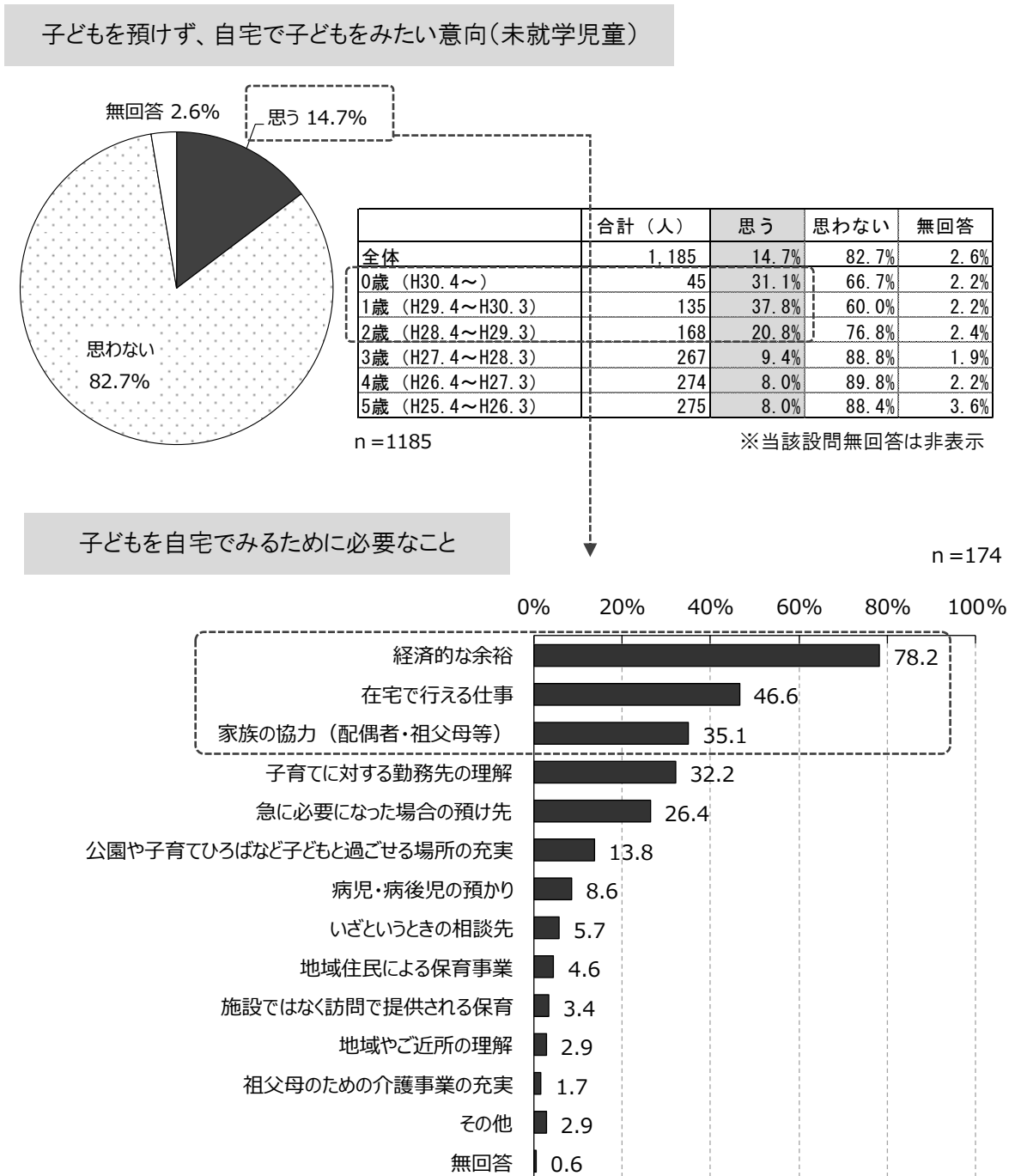
※平成 25 年調査では「企業主導型保育事業所」は項目にありません。

② 教育・保育事業で子どもを預けているが、自宅で子どもをみたい意向(令和元年調査結果)

現在、教育・保育事業を利用して子どもを預けている未就学児童の母親で、本当は預けずに自宅でみたいかについて、「思う」と回答した割合は14.7%となっています。

「思う」の回答を子どもの年齢別にみると、0～2歳に集中していることがわかります。

さらに、子どもを自宅でみるために必要なことについて聞いたところ、「経済的な余裕」が最も多く78.2%、次いで「在宅で行える仕事」が46.6%、「家族の協力(配偶者・祖父母等)」が35.1%となっています。



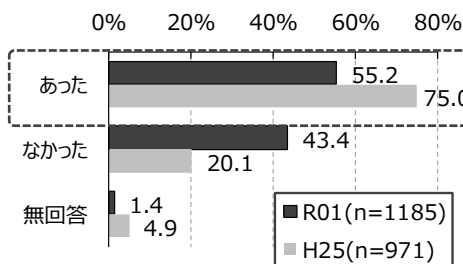
病児・病後児保育事業の利用状況

① 病気やケガなどで定期的な教育・保育事業が利用できなかったときの対処について

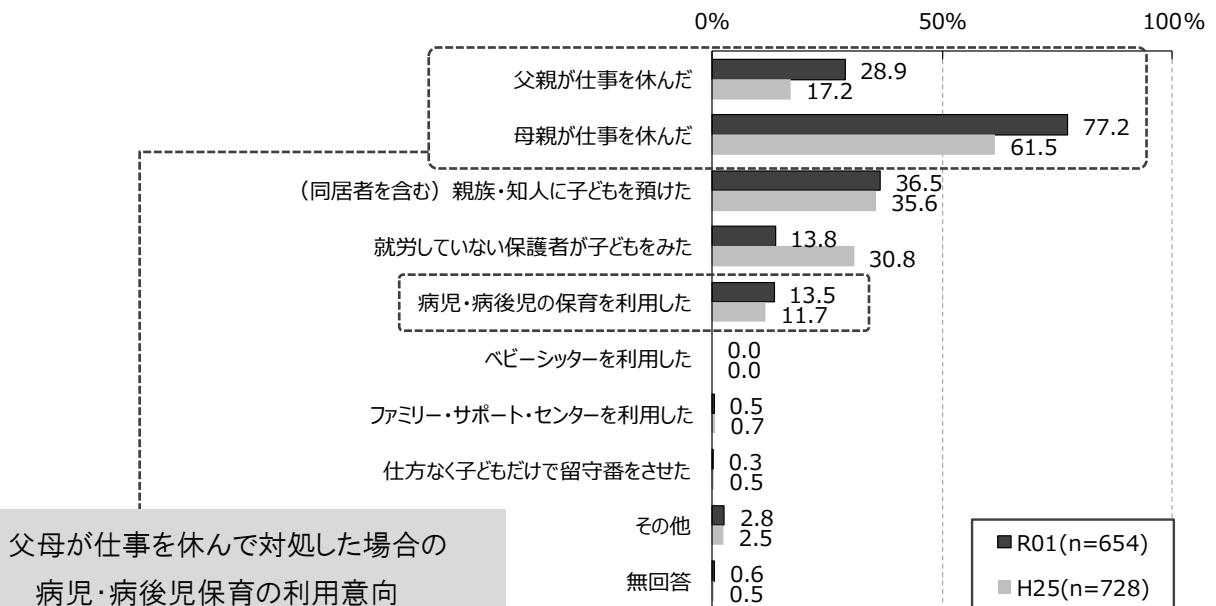
未就学児童が病気やケガなどで定期的な教育・保育事業が利用できなかった経験が「あった」と回答した割合は、令和元年調査では 19.8 ポイント減少しています。

また、利用できなかった際の対処法として、父親もしくは母親が「仕事を休んだ」割合は、令和元年調査ではいずれも増加していますが、「病児・病後児の保育を利用した」割合に大きな差はありません。さらに、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかった」とする回答の割合は、令和元年調査では 15.9 ポイント減少しています。

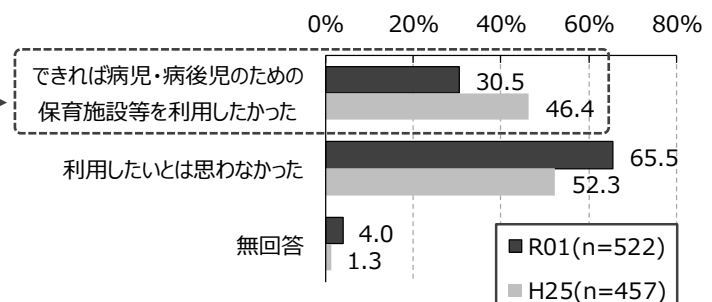
病気やケガなどで定期的な教育・保育事業が利用できなかった経験(未就学児童)



定期的な教育・保育事業が利用できなかった際の対処法



父母が仕事を休んで対処した場合の病児・病後児保育の利用意向



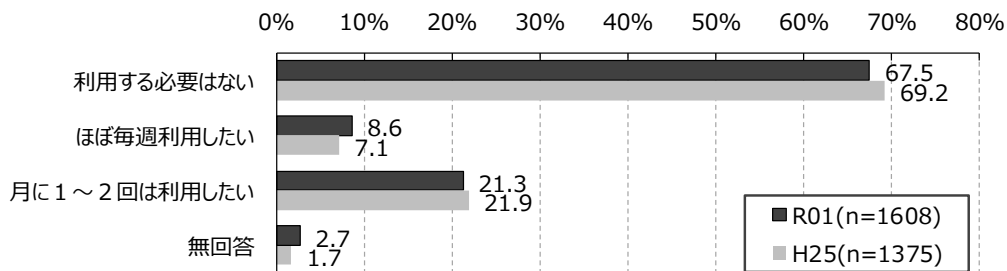
土曜日や日曜日・祝日、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用状況

① 土曜日や日曜日・祝日、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向について

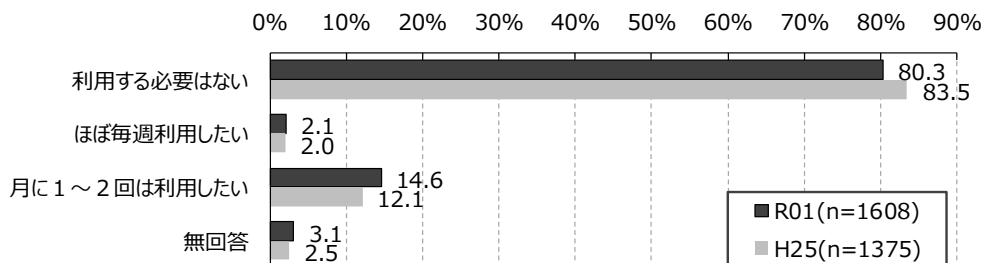
未就学児童の土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、平成 25 年調査と令和元年調査では大きく変化していません。

一方で、現在、幼稚園を利用している未就学児童で、幼稚園の長期休暇中の利用意向については、平成 25 年調査と比べて、令和元年調査では「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」と「休みの期間中、週に数日は利用したい」が増加しています。

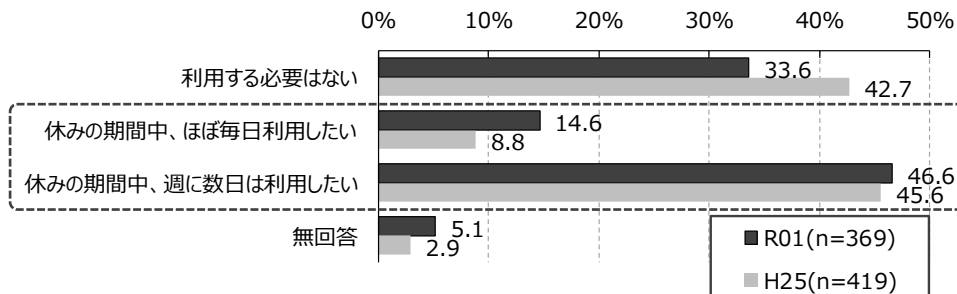
土曜日の定期的な教育・保育の利用意向(未就学児童)



日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用意向(未就学児童)



現在、幼稚園を利用している方の幼稚園の長期休暇中の利用意向(未就学児童)

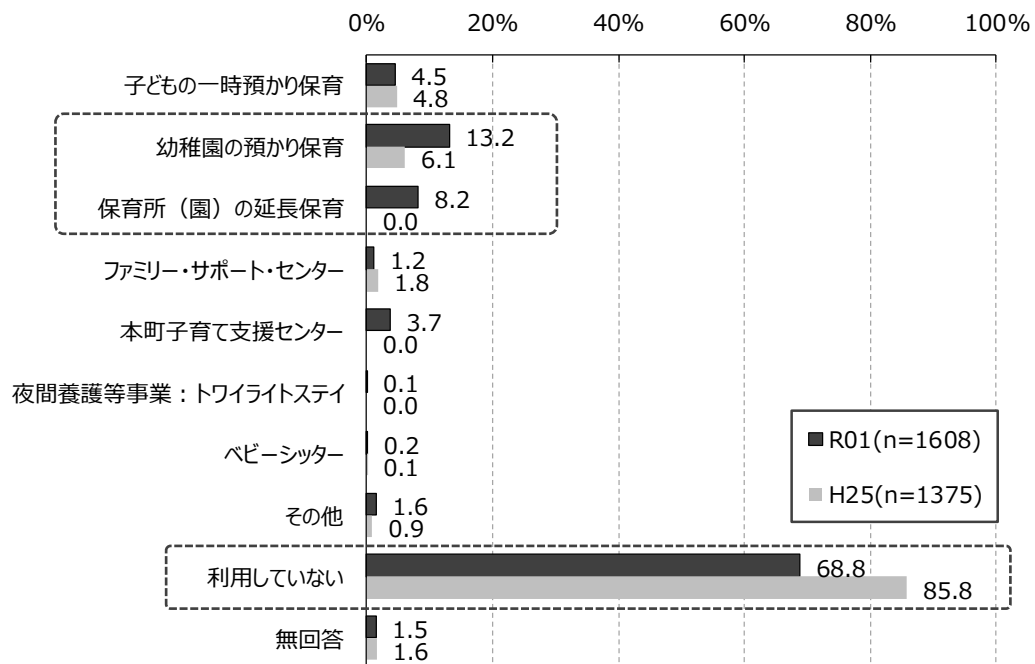


不定期の一時預かり等事業の利用状況

① 私用、親の通院、不定期の仕事等の目的で利用している一時預かり等事業について

未就学児童の保護者が、私用や親の通院、不定期の仕事等の目的で利用している一時預かり等について、平成 25 年調査に比べて令和元年調査では「利用していない」と回答している割合が 17 ポイント減少しており、「幼稚園の預かり保育」は 7.1 ポイント増加しています。また、「保育所(園)の延長保育」についても利用者が多いことがわかります。

不定期の一時預かり事業の利用(未就学児童)



※「保育所(園)の延長保育」、「本町子育て支援センター」の項目は、平成 25 年調査にはありません。

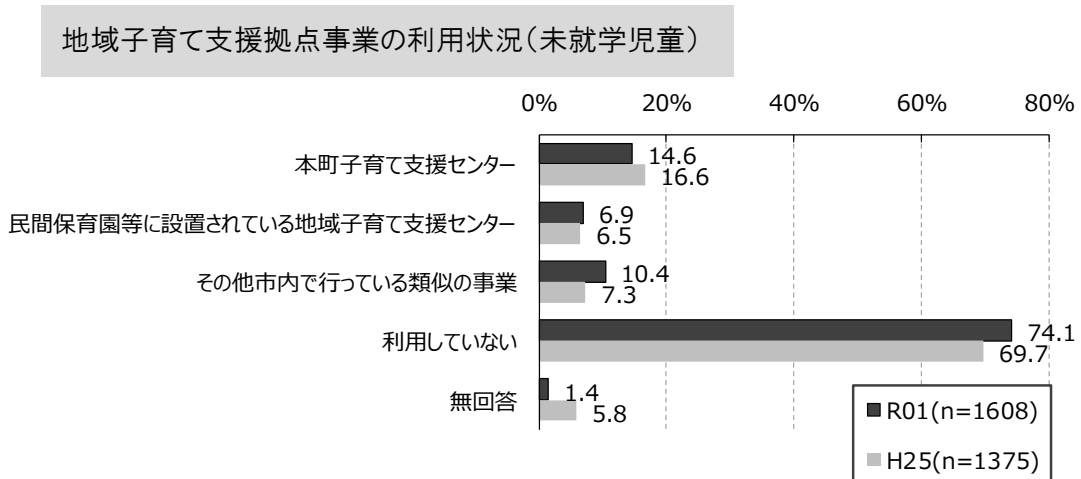
▼私用、親の通院、不定期の仕事等の目的で、利用している事業の平均利用日数

子どもの一時預かり保育	22.1 日/年
幼稚園の預かり保育	28.3 日/年
保育所(園)の延長保育	27.3 日/年
ファミリー・サポート・センター	17.5 日/年
本町子育て支援センター	21.1 日/年
夜間養護等事業：トワイライトステイ	0 日/年
ベビーシッター	17.0 日/年
その他	26.9 日/年

地域子育て支援拠点事業の利用状況

① 未就学児童が現在、利用している地域子育て支援拠点事業について

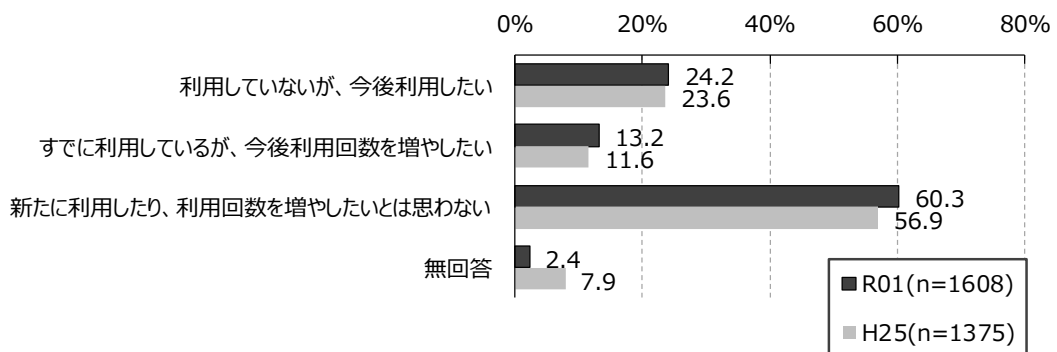
未就学児童の地域子育て支援拠点事業の利用状況及び今後の利用意向については、平成25年調査と令和元年調査では大きく変化していません。



▼ 地域子育て支援拠点事業の平均利用日数

本町子育て支援センター	2.0 日/月
民間保育園等に設置されている地域子育て支援センター	3.3 日/月
その他市内で行っている類似の事業	2.8 日/月

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向(未就学児童)

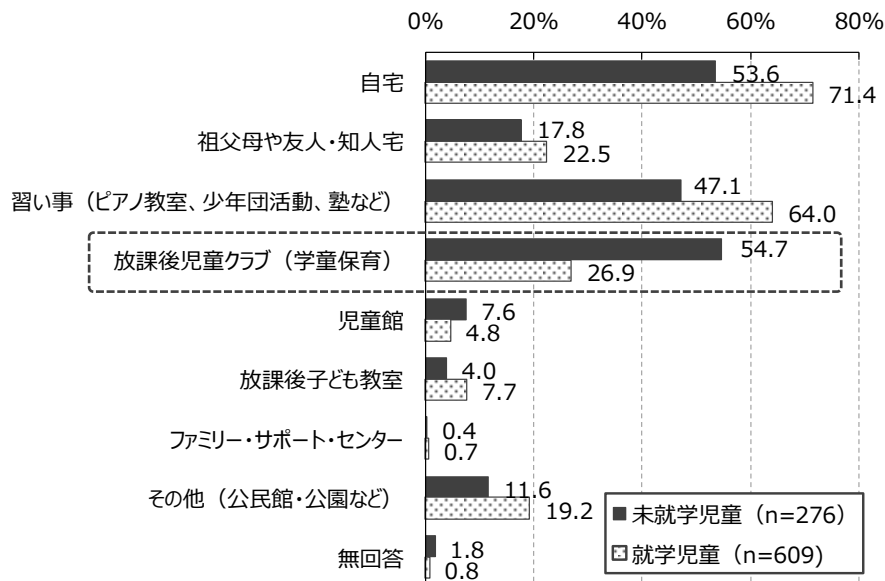


放課後児童健全育成事業の利用状況

① 小学校の放課後の過ごし方の希望について(令和元年調査結果)

未就学及び就学児童が、放課後にどこで過ごしてほしいかについて、「放課後児童クラブ(学童保育)」の回答をみると、未就学児童では54.7%、就学児童では26.9%となっており、未就学児童の希望と比べて、就学児童の希望は27.8ポイント下回っています。

小学校の放課後の過ごし方の希望(令和元年調査)

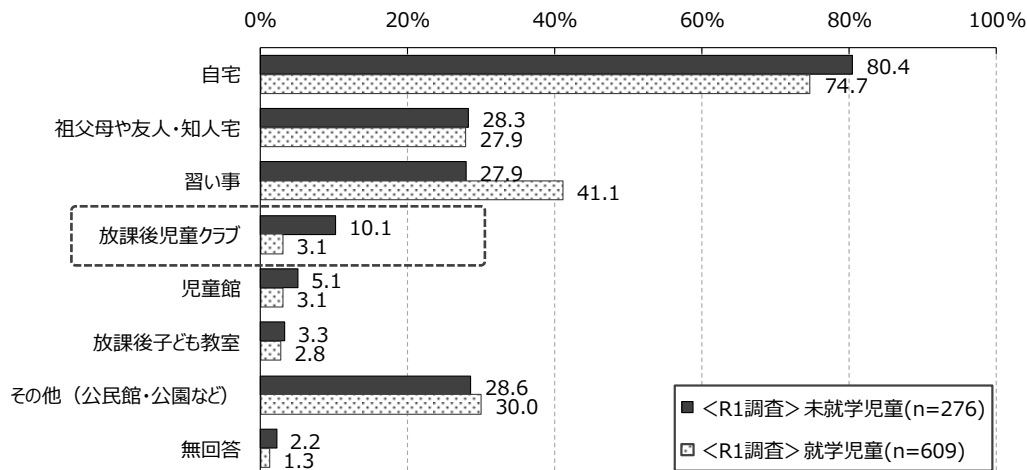


※未就学児童は、令和2年4月に小学校に入学する子どもがいる方のみ回答。

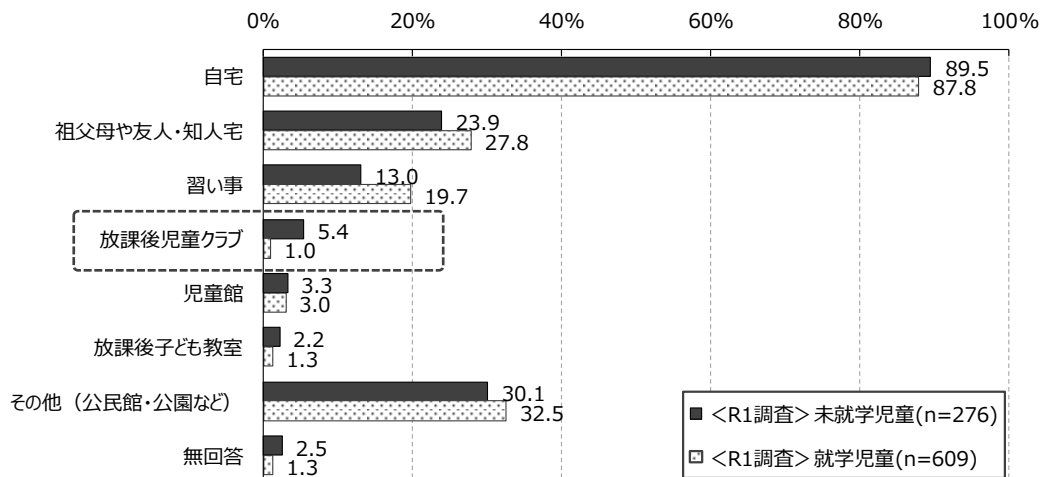
② 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向について
 (令和元年調査結果)

未就学児童及び就学児童の保護者が、土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中に子どもに過ごさせたい居場所のうち、「放課後児童クラブ」の回答をみると、いずれも未就学児童が就学児童よりも高い割合となっており、特に長期休暇中では未就学児童が就学児童より 20.3 ポイント高い割合となっています。

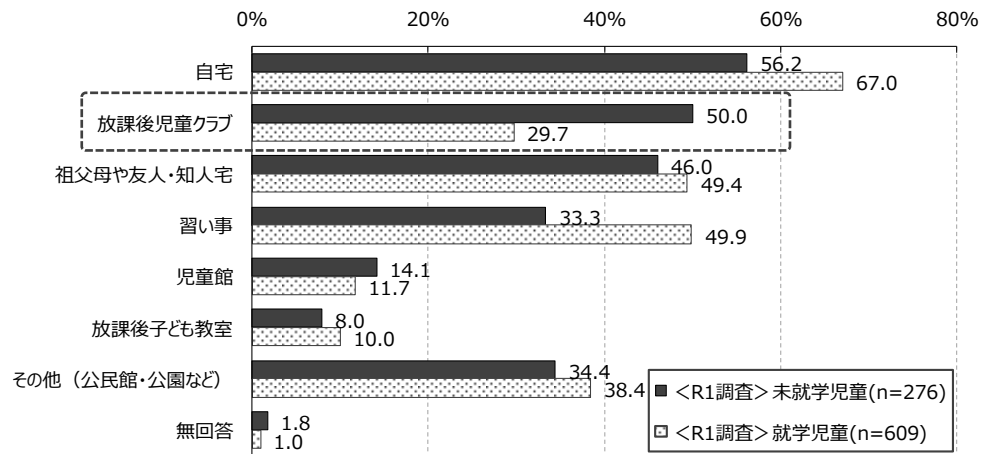
土曜日の放課後児童クラブの利用意向(未就学児童・就学児童)



日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用意向(未就学児童・就学児童)



長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向(未就学児童・就学児童)



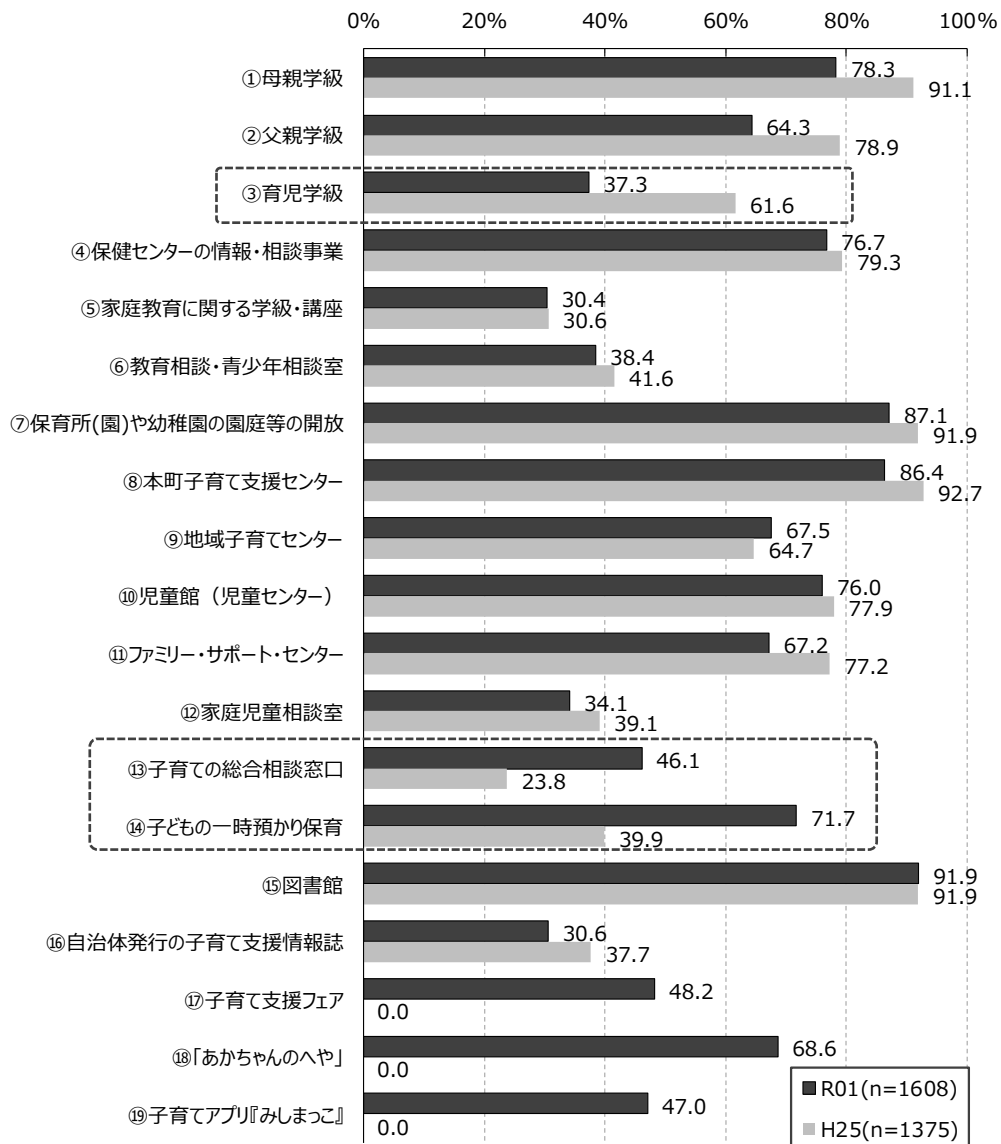
子育て全般について

① 三島市で実施している事業の認知度

未就学児童及び就学児童の保護者が認知している実施事業について、平成 25 年調査に比べて、令和元年調査では多くの項目の認知度が下回っていますが、特に「③育児学級」の割合が大きく下回っています。

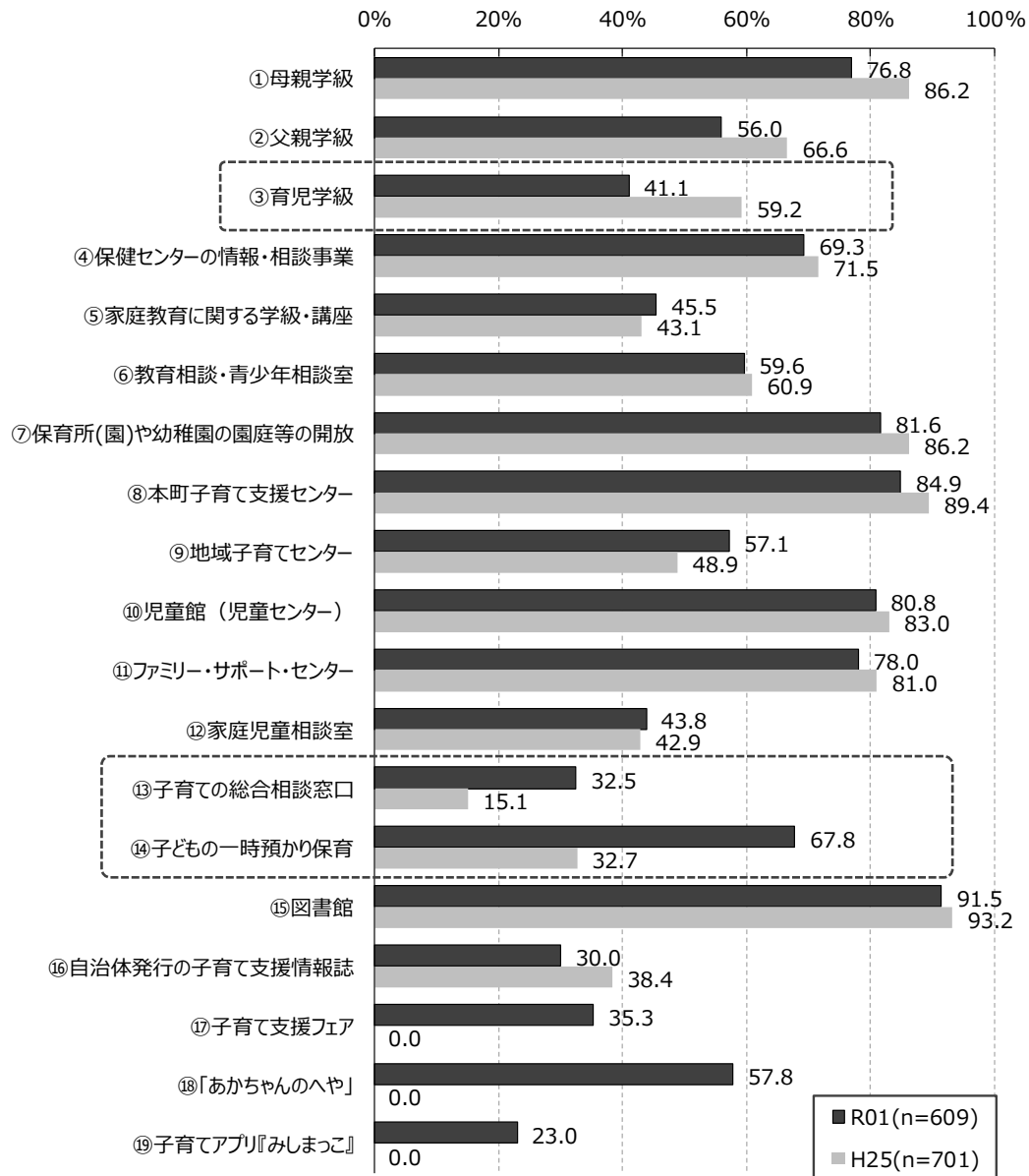
一方で、未就学児童及び就学児童ともに令和元年調査では、「⑬子育ての総合相談窓口」と「⑭子どもの一時預かり保育」の割合が上回っています。

実施事業の認知度(未就学児童)



※「認知している」、「認知していない」、「無回答」のうち、「認知している」の回答のみ掲載、「⑰子育て支援フェア」、「⑱あかちゃんのへや」、「⑲子育てアプリ『みしまっこ』」は、平成 25 年調査では項目がありません。

実施事業の認知度(就学児童)



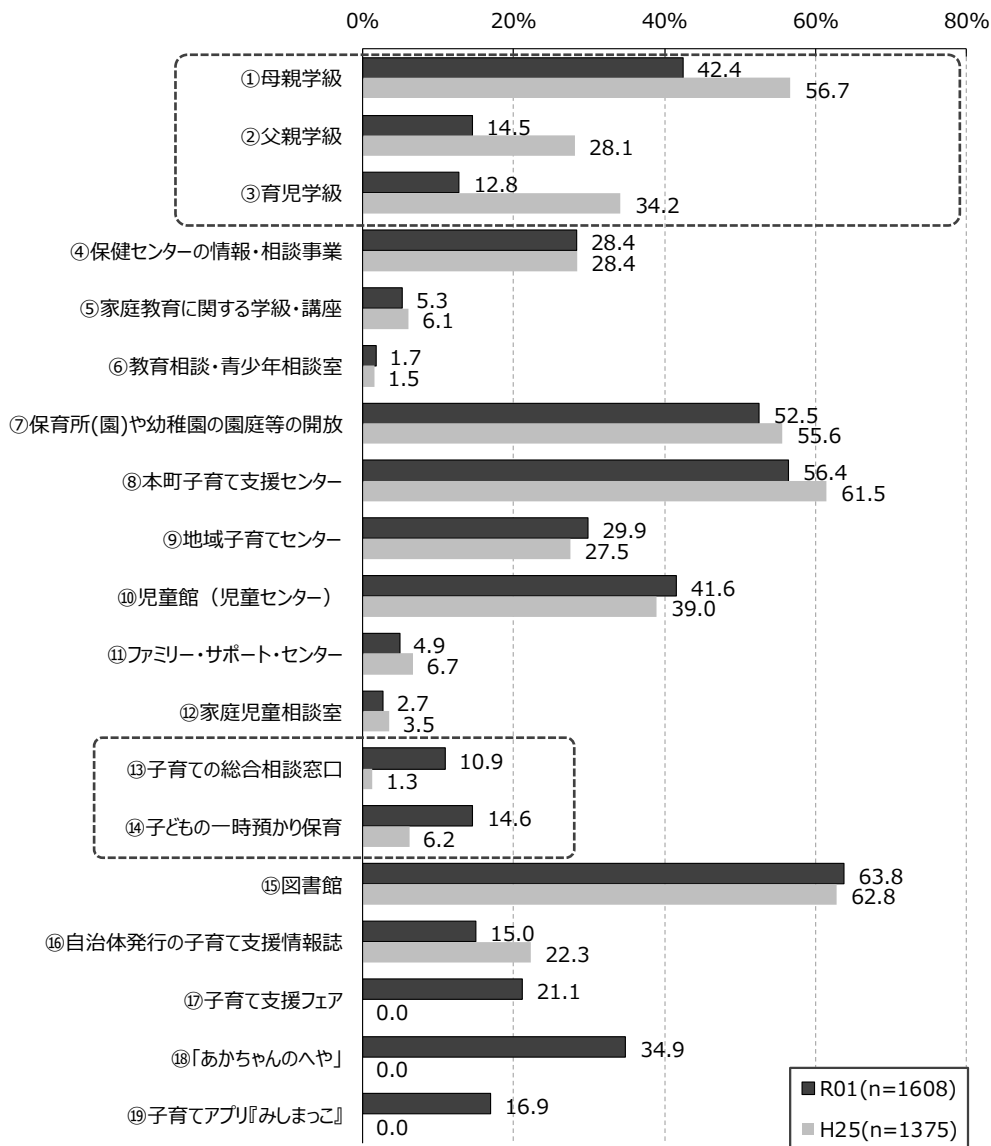
※「認知している」、「認知していない」、「無回答」のうち、「認知している」の回答のみ掲載、「⑰子育て支援フェア」、「⑱あかちゃんのへや」、「⑲子育てアプリ『みしまっこ』」は、平成25年調査では項目がありません。

② 三島市で実施している事業の利用状況

未就学児童及び就学児童の保護者が利用している実施事業について、令和元年調査では「①母親学級」、「②父親学級」、「③育児学級」が、いずれも大きく下回っています。

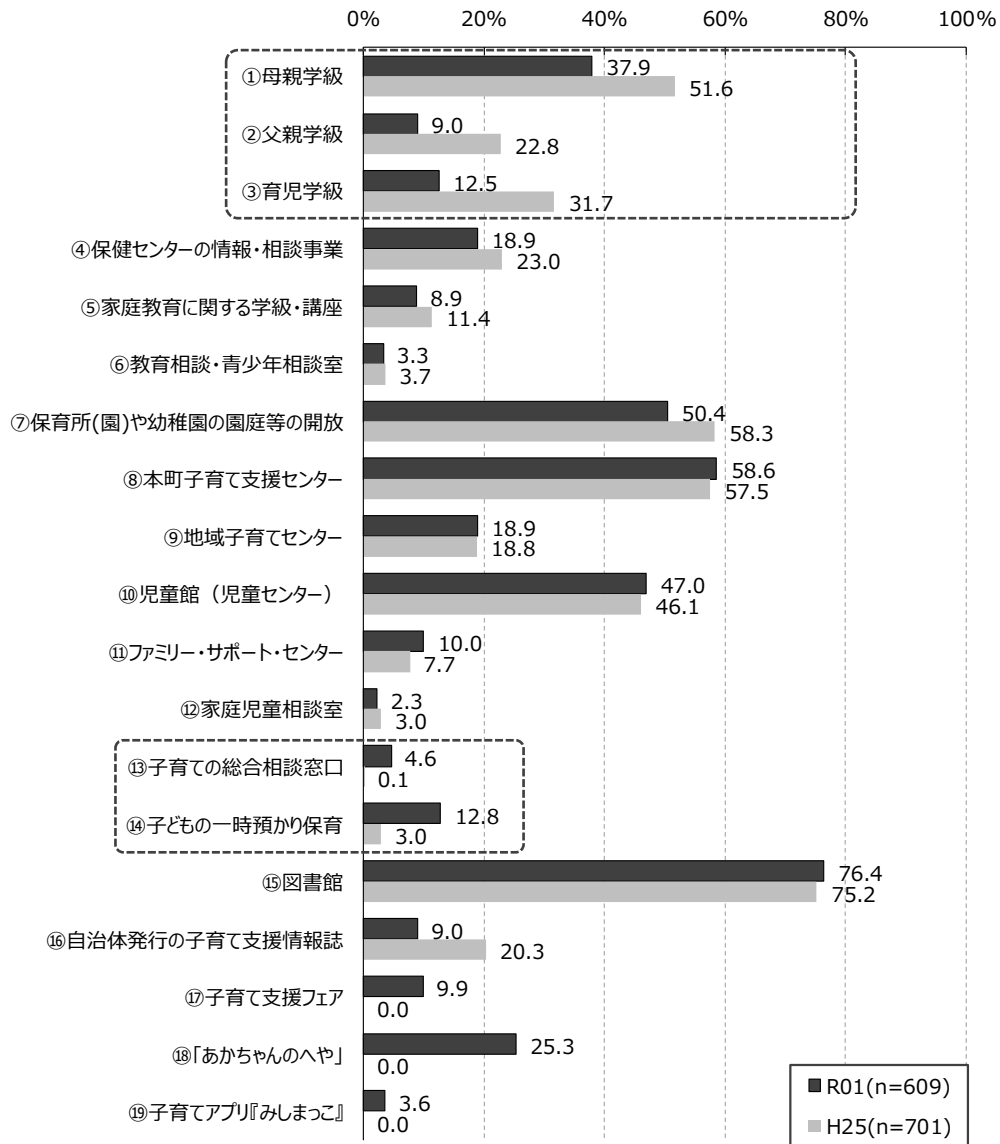
一方で、「⑬子育ての総合相談窓口」、「⑭子どもの一時預かり保育」の割合は平成 25 年調査に比べて、上回っています。

実施事業の利用状況(未就学児童)



※「利用している」、「利用していない」、「無回答」のうち、「利用している」の回答のみ掲載、「⑰子育て支援フェア」、「⑱あかちゃんのへや」、「⑲子育てアプリ『みしまっこ』」は、平成 25 年調査では項目がありません。

実施事業の利用状況(就学児童)



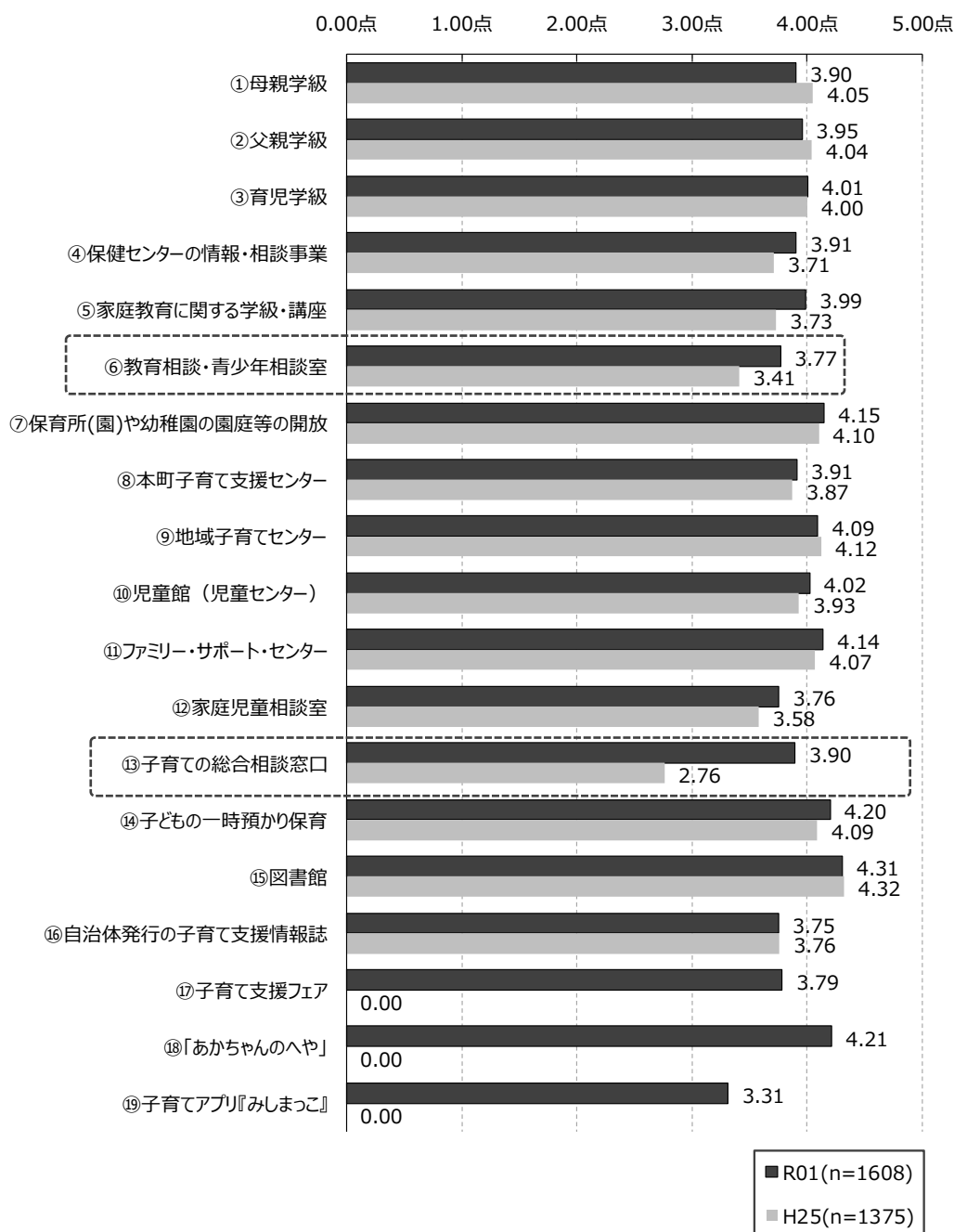
※「利用している」、「利用していない」、「無回答」のうち、「利用している」の回答のみ掲載、「⑰子育て支援フェア」、「⑱あかちゃんのへや」、「⑲子育てアプリ『みしまっこ』」は、平成25年調査では項目がありません。

③ 三島市で実施している事業の満足度の平均値

未就学児童及び就学児童の保護者が利用している実施事業の満足度について、平成 25 年調査に比べ、令和元年調査では、いずれも大きく下回る事業はありません。

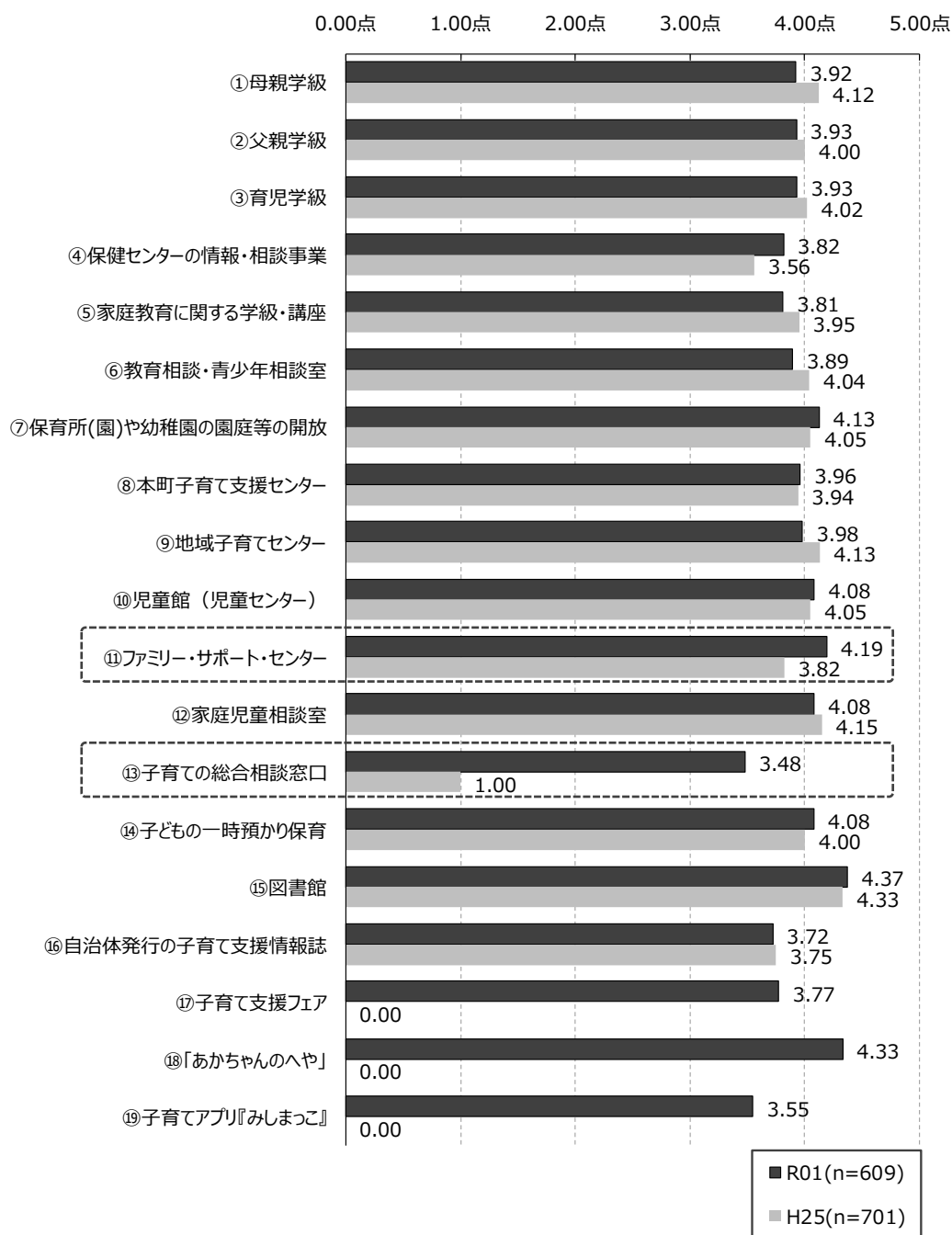
一方で、未就学児童及び就学児童ともに「⑬子育ての総合相談窓口」の割合が、令和元年調査では大きく上回っているほか、未就学児童では「⑥教育相談・青少年相談室」が、就学児童では「⑪ファミリー・サポート・センター」が 0.3 ポイント以上増加しています。

実施事業の満足度の平均値(未就学児童)



※「⑰子育て支援フェア」、「⑱あかちゃんのへや」、「⑲子育てアプリ『みしまっこ』」は、平成 25 年調査では項目がありません。

実施事業の満足度の平均値(就学児童)

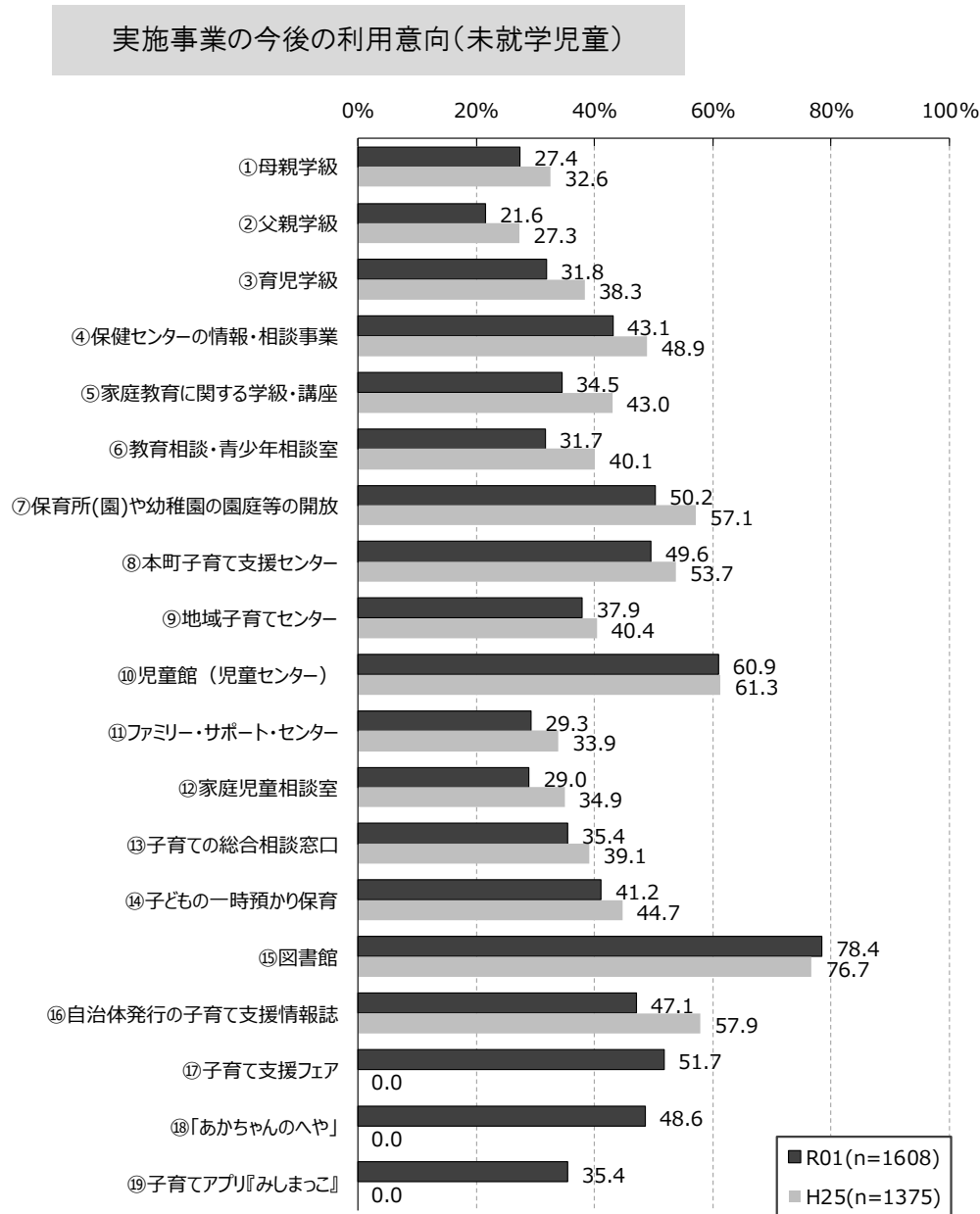


※「⑰子育て支援フェア」、「⑱あかちゃんのへや」、「⑲子育てアプリ『みしまっこ』」は、平成25年調査では項目がありません。

④ 三島市で実施している事業の今後の利用意向

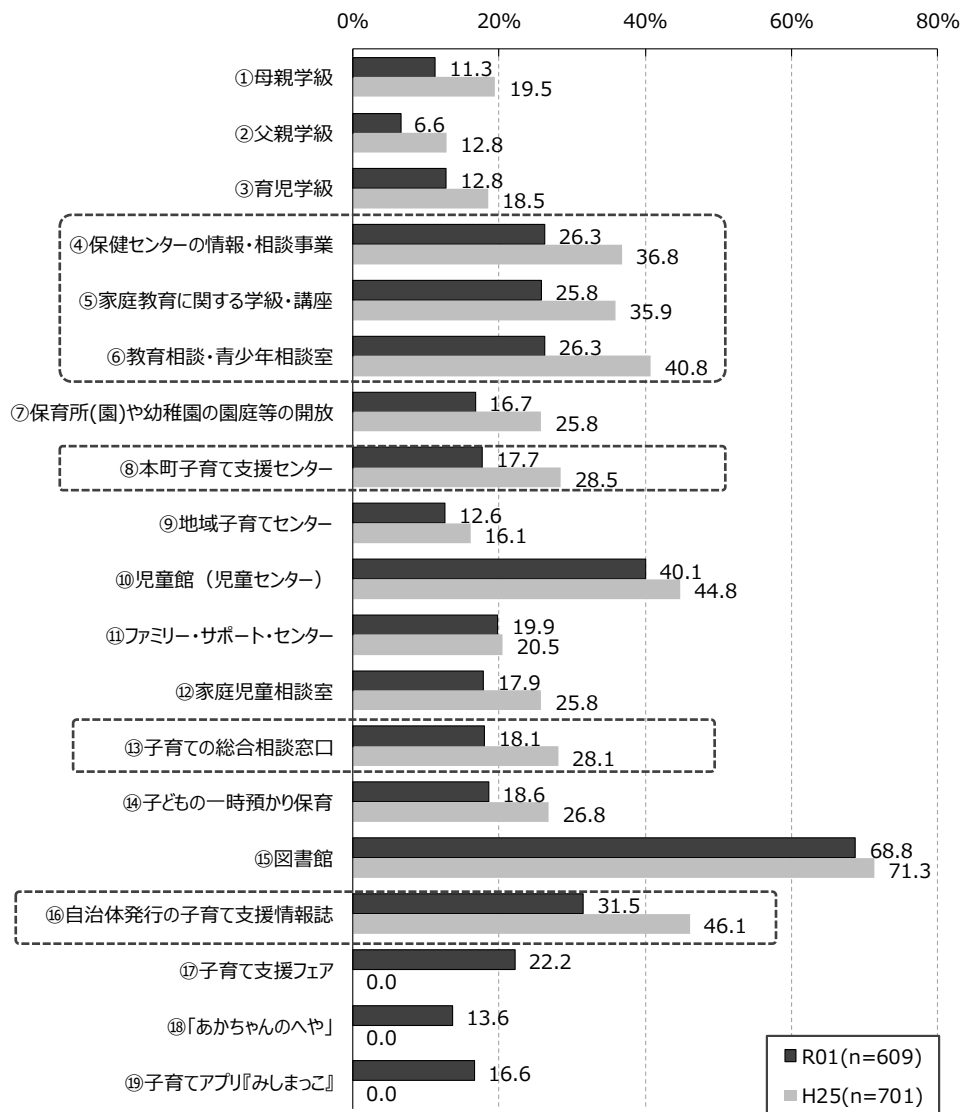
未就学児童及び就学児童の保護者が今後利用したい実施事業について、令和元年調査では、未就学児童の「⑮図書館」を除く全ての項目が平成 25 年調査より下回っています。

特に、就学児童の「④保健センターの情報・相談事業」、「⑤家庭教育に関する学級・講座」、「⑥教育相談・青少年相談室」、「⑧本町子育て支援センター」、「⑬子育ての総合相談窓口」、「⑯自治体発行の子育て支援情報誌」は 10 ポイント以上減少しています。



※「利用したい」、「利用したいと思わない」、「無回答」のうち、「利用したい」の回答のみ掲載。「⑰子育て支援フェア」、「⑱あかちゃんのへや」、「⑲子育てアプリ『みしまっこ』」は、平成 25 年調査では項目がありません。

実施事業の今後の利用意向(就学児童)

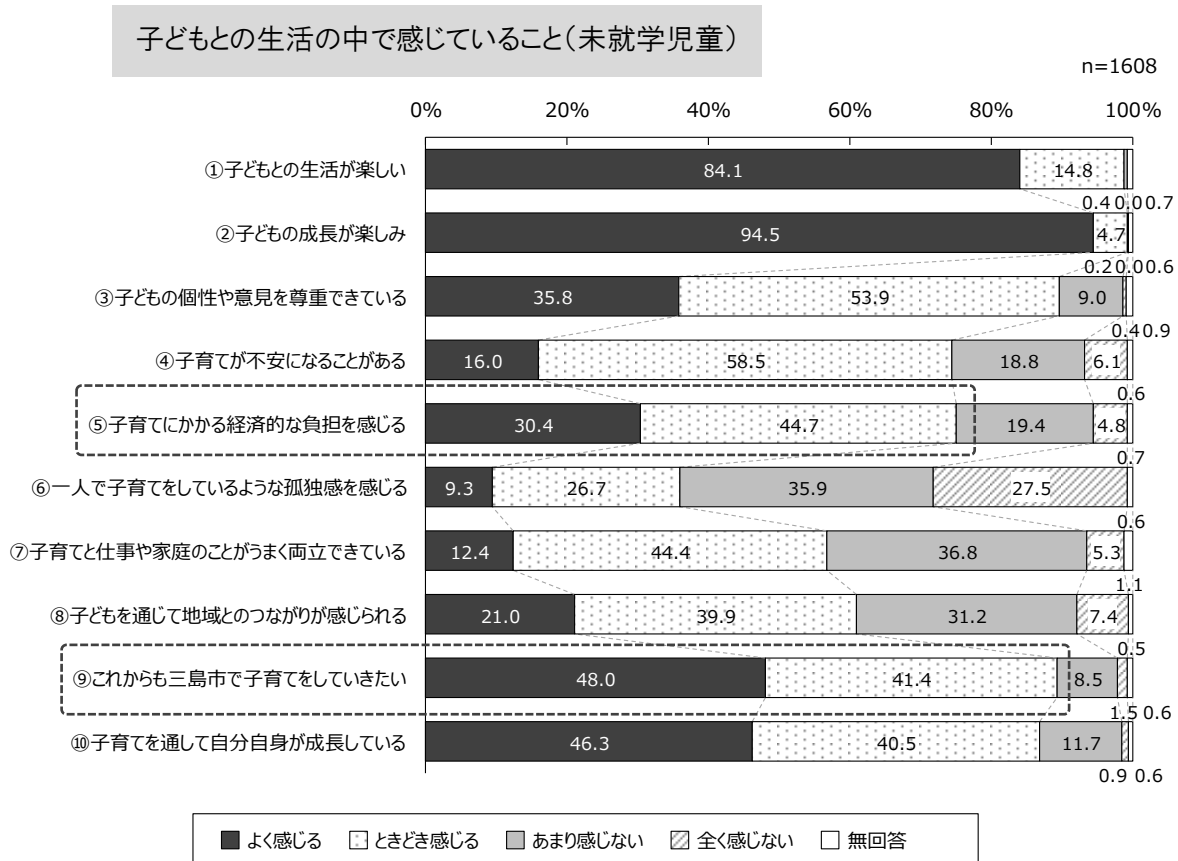


※「利用したい」、「利用したいと思わない」、「無回答」のうち、「利用したい」の回答のみ掲載。「⑰子育て支援フェア」、「⑱あかちゃんのへや」、「⑲子育てアプリ『みしまっこ』」は、平成25年調査では項目がありません。

⑤ 子どもとの生活の中で感じていること(令和元年調査結果)

未就学児童及び就学児童の保護者が、子どもとの生活の中で感じていることの項目で、「⑨これから三島市で子育てをしていきたい」に対して、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『感じる』の割合は、いずれも8割以上を占めています。

一方で、「⑤子育てにかかる経済的な負担を感じる」に対して「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『感じる』の割合も、7割以上を占めています。さらに、その経済的な負担を感じる度合いを未就学児童は年齢別、就学児童は学年別にみても、未就学児童は年齢が上がるにしたがって、また、就学児童は1年生、3年生、6年生の段階で感じる割合が高まっています。

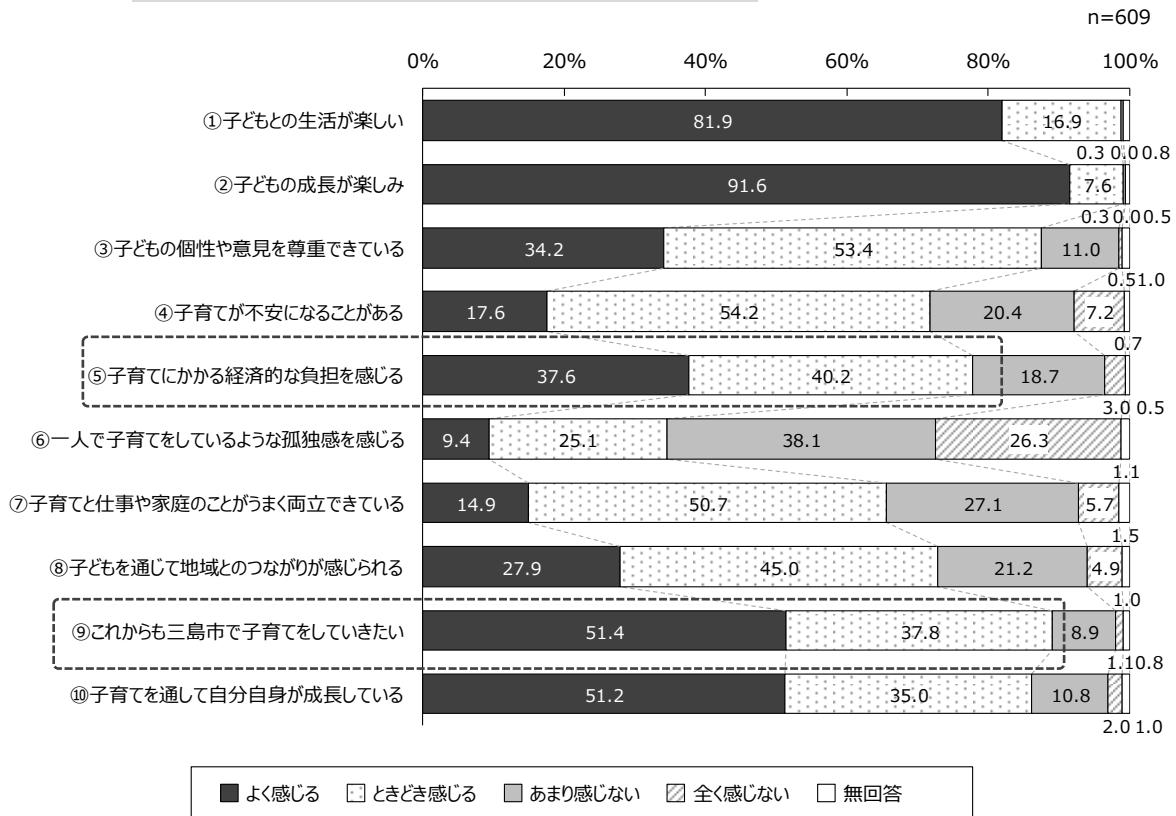


子育てにかかる経済的な負担を感じる(子どもの年齢別)

	合計(人)	よく感じる	ときどき感じる	あまり感じない	全く感じない	無回答
全体	1,608	30.4%	44.7%	19.4%	4.8%	0.7%
0歳(H30.4~)	238	23.1%	49.6%	19.7%	5.9%	1.7%
1歳(H29.4~H30.3)	253	23.7%	44.3%	24.1%	7.1%	0.8%
2歳(H28.4~H29.3)	260	31.0%	42.3%	20.4%	5.4%	1.2%
3歳(H27.4~H28.3)	276	34.4%	42.3%	18.8%	4.3%	0.7%
4歳(H26.4~H27.3)	281	31.0%	48.0%	17.8%	3.2%	0.0%
5歳(H25.4~H26.3)	276	38.4%	42.0%	16.3%	3.3%	0.0%

※当該設問無回答は非表示

子どもとの生活の中で感じていること(就学児童)



子育てにかかる経済的な負担を感じる(子どもの学年別)

	合計(人)	よく感じる	ときどき感じる	あまり感じない	全く感じない	無回答
全体	609	37.6%	40.2%	18.7%	3.0%	0.5%
1年生	113	30.1%	49.6%	14.2%	6.2%	0.0%
2年生	107	43.9%	31.8%	20.6%	3.7%	0.0%
3年生	106	34.9%	45.3%	19.8%	0.0%	0.0%
4年生	94	39.4%	36.2%	24.5%	0.0%	0.0%
5年生	89	36.0%	40.4%	18.0%	4.5%	1.1%
6年生	98	42.9%	37.8%	15.3%	3.1%	1.0%

※当該設問無回答は非表示

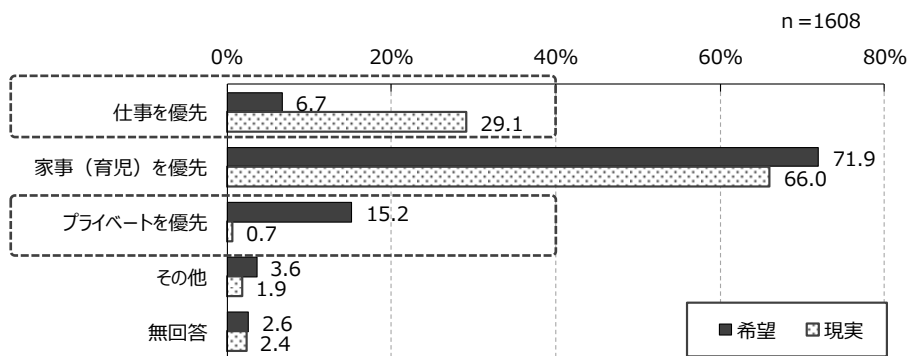
⑥ 「仕事」と「家事(育児)」、「プライベート」の時間の優先度(希望と現実)

(令和元年調査結果)

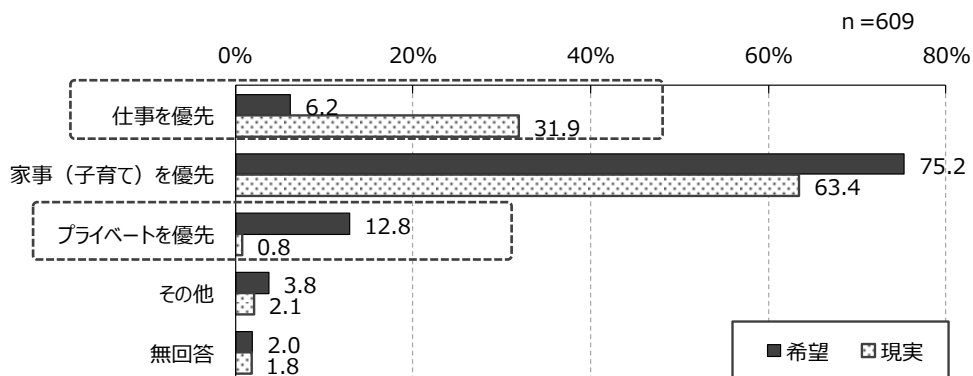
未就学児童及び就学児童の保護者の「仕事」、「家事(育児)」、「プライベート」の時間の優先度のうち、「仕事を優先」の割合は、いずれも希望より現実のほうが大きく上回っています。

また、「プライベートを優先」の割合は、希望より現実のほうが大きく下回っています。

仕事、家事(育児)、プライベートの優先度(未就学児童)



仕事、家事(子育て)、プライベートの優先度(就学児童)

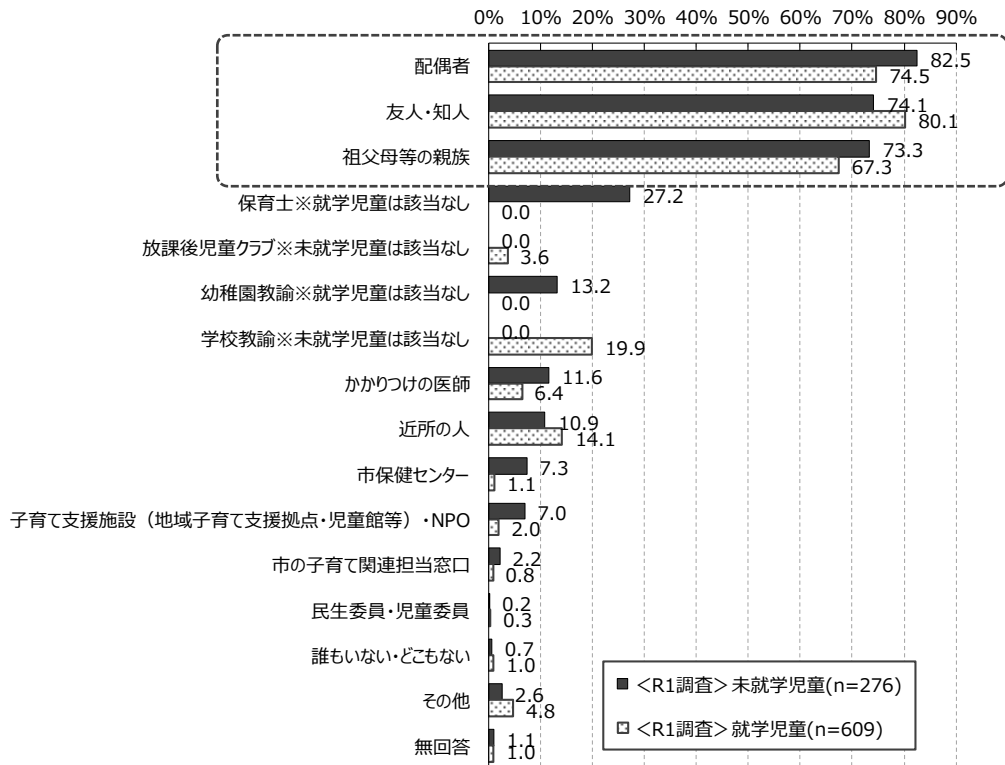


⑦ 子育て(教育を含む)について、気軽に相談できる先(令和元年調査結果)

未就学児童及び就学児童の保護者が、子育て(教育を含む)について、気軽に相談できる先としての上位3つは、ともに「配偶者」、「友人・知人」、「祖父母等の親族」となっています。

また、『配偶者(夫または妻)がいる』と『配偶者(夫または妻)がいない』別に見てみると、配偶者がいない保護者のほうが、未就学児童の「保育士」、就学児童の「祖父母等の親戚」と「学校教諭」の回答でやや上回っています。

子育て(教育を含む)について、気軽に相談できる先



ひとり親が子育て(教育を含む)について、気軽に相談できる先(未就学児童)

	合計(人)	配偶者	祖父母等の親族	友人・知人	近所の人	市保健センター	子育て支援施設(地域子育て支援拠点・児童館等)・NPO	保育士	幼稚園教諭	民生委員・児童委員	かかりつけの医師	市の子育て関連担当窓口	誰もいない・どこもない	その他	無回答
全体	1,608	82.5%	73.3%	74.1%	10.9%	7.3%	7.0%	27.2%	13.2%	0.2%	11.6%	2.2%	0.7%	2.6%	1.1%
配偶者(夫または妻)がいる	1,519	86.9%	73.2%	74.1%	11.3%	7.4%	7.2%	26.4%	13.6%	0.2%	11.8%	2.0%	0.5%	2.5%	0.9%
配偶者(夫または妻)がいない	86	4.7%	75.6%	74.4%	4.7%	7.0%	3.5%	40.7%	5.8%	0.0%	8.1%	4.7%	3.5%	4.7%	3.5%

ひとり親が子育て(教育を含む)について、気軽に相談できる先(就学児童)

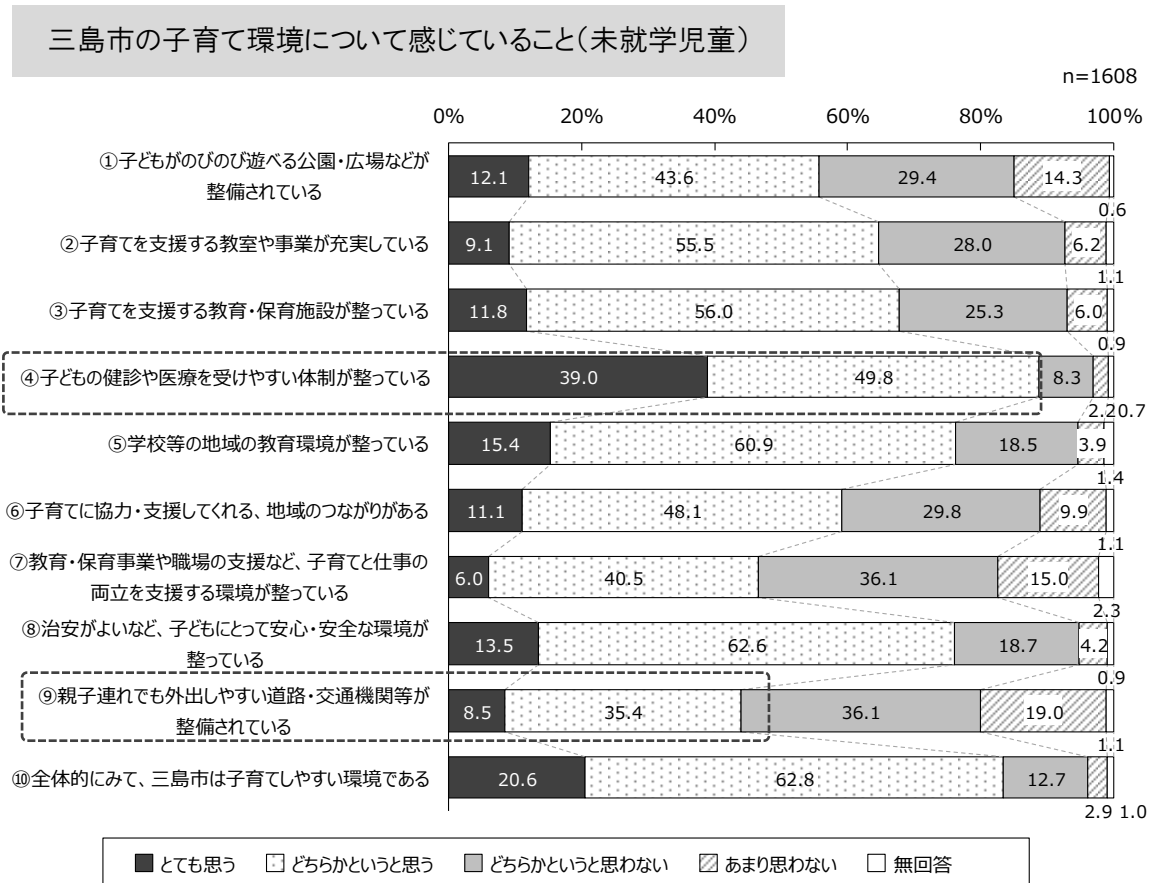
	合計(人)	配偶者	祖父母等の親族	友人・知人	近所の人	市保健センター	子育て支援施設(地域子育て支援拠点・児童館等)・NPO	放課後児童クラブのスタッフ	学校教諭	民生委員・児童委員	かかりつけの医師	市の子育て関連担当窓口	誰もいない・どこもない	その他	無回答
全体	609	74.5%	67.3%	80.1%	14.1%	1.1%	2.0%	3.6%	19.9%	0.3%	6.4%	0.8%	1.0%	4.8%	1.0%
配偶者(夫または妻)がいる	543	83.1%	67.2%	81.0%	14.0%	1.1%	2.0%	3.3%	19.3%	0.4%	6.1%	0.9%	0.6%	4.4%	0.4%
配偶者(夫または妻)がいない	62	4.8%	72.6%	75.8%	16.1%	1.6%	1.6%	6.5%	25.8%	0.0%	9.7%	0.0%	4.8%	8.1%	1.6%

※当該設問無回答は非表示

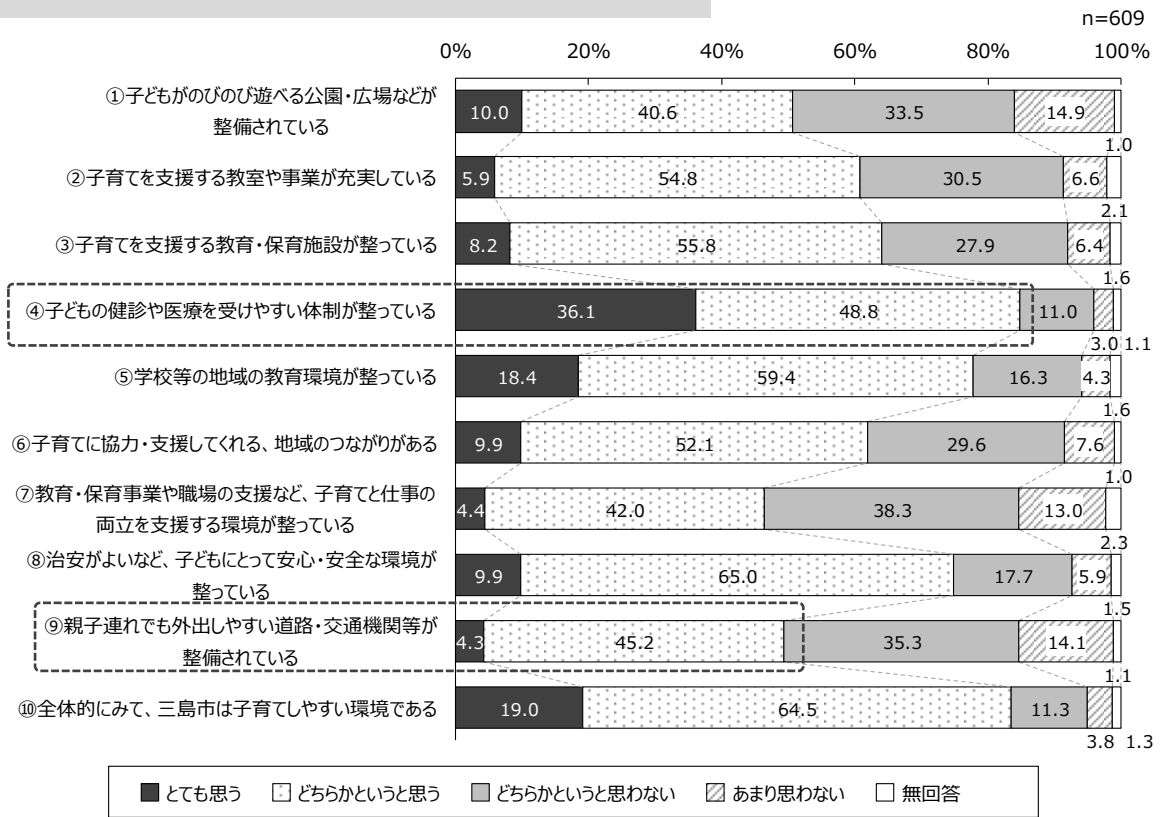
⑧ 現在の三島市での子育て環境について、感じていること(令和元年調査結果)

現在の三島市での子育て環境について感じていることとして、「④子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」について、「とても思う」と「どちらかというと思う」を合わせた『思う』の割合は、未就学児童及び就学児童の保護者とも8割以上を占めています。

一方で、「⑨親子連れでも外出しやすい道路・交通機関等が整備されている」について、「とても思う」と「どちらかというと思う」を合わせた『思う』の割合は、いずれも5割未満となっています。



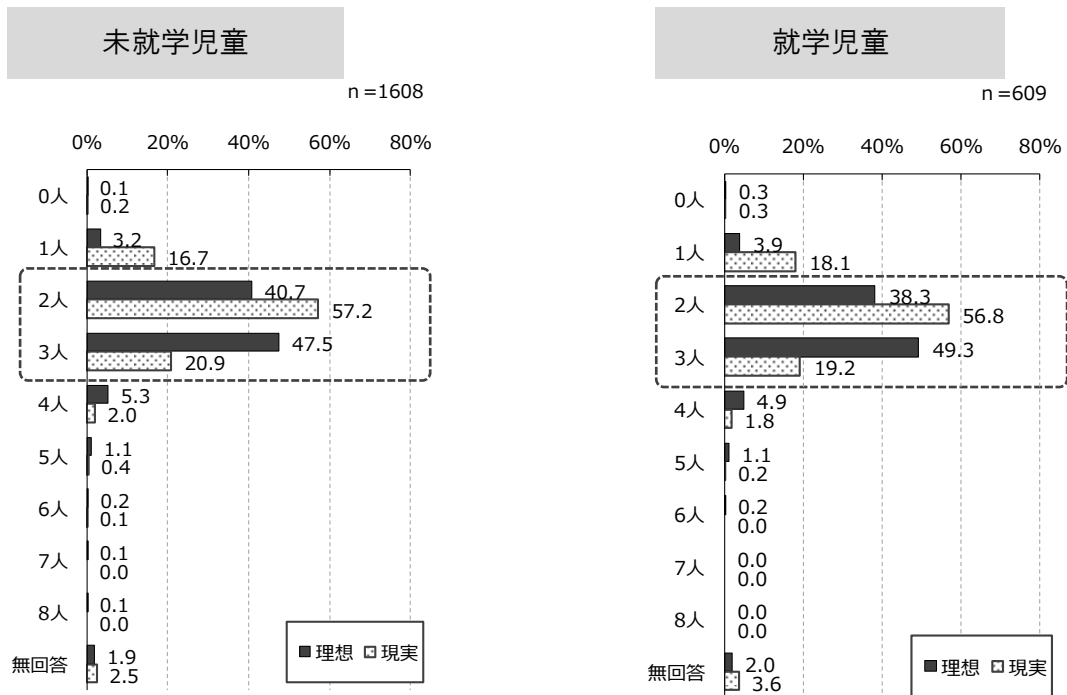
三島市の子育て環境について感じていること(就学児童)



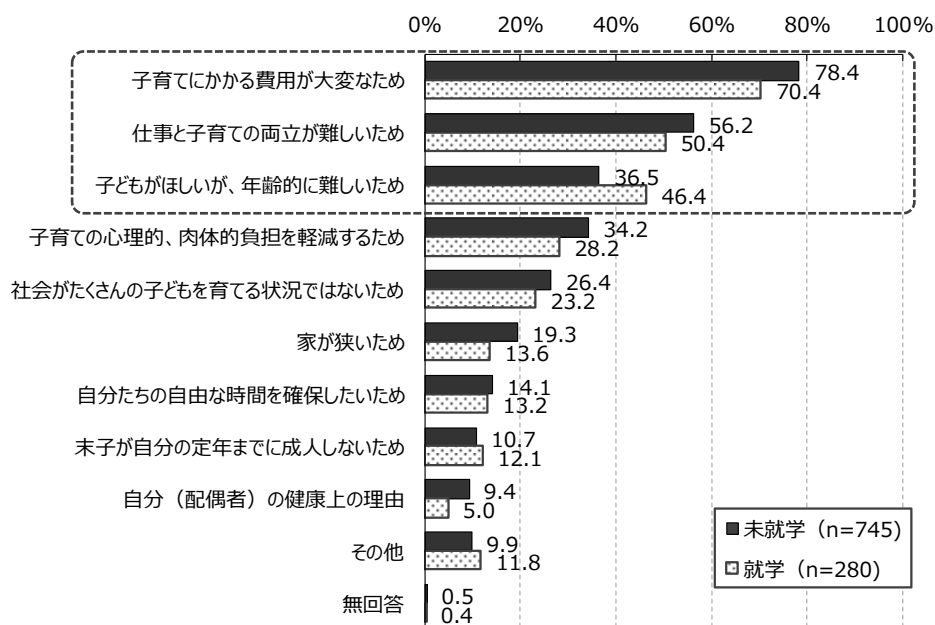
⑨ 子どもの人数の理想と現実的に子育てが可能な子どもの人数(令和元年調査結果)

未就学児童及び就学児童の保護者は、いずれも理想は「3人」と回答している割合が最も多いですが、現実的に子育てが可能な子どもの人数は、「2人」と回答している割合が最も多くなっています。

また、理想の子どもの人数より現実的に子育てが可能な子どもの人数が少ない方の理由としては、未就学児童及び就学児童ともに「子育てにかかる費用が大変なため」の回答が最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」、「子どもがほしいが、年齢的に難しいため」となっています。



理想の子どもの人数より現実的に子育てが可能な子どもの人数が少ない方の理由



自由意見(一部抜粋)

① 時間外保育(延長保育・預かり保育)事業

- ・ 保育園の延長保育を 19:00 から 19:30 に延ばしてほしい。
- ・ 幼稚園の預かり保育の費用が高額
- ・ 延長保育が可能な保育園を増やしてほしい。

② 一時預かり事業

- ・ 時間の制約があって利用しづらい。
- ・ 駅の周辺で利用できる施設があると便利
- ・ リフレッシュを目的に利用していいのかわからない。利用時にどう思われるか不安
- ・ 市の北側に一時預かりの施設が少なく感じるので、増やせば需要はあると思う。
- ・ 利用希望者が多く希望どおり利用できない。

③ 放課後児童健全育成事業

- ・ 利用時間を延ばしてほしい。
- ・ 高学年の子どもについても、低学年同様に預かってもらえるようにしてほしい。
- ・ 土曜日の利用日数が月 1 回ではなく、隔週にしてほしい。
- ・ 共働き家庭が増えているので、放課後児童クラブの定員数を増やしてほしい。
- ・ 放課後児童クラブが利用できる条件を緩和してほしい。
- ・ 質の高い民間の放課後児童クラブの新規設立を進めて、選択肢を増やしてほしい。

④ 子育て支援拠点事業(本町子育て支援センター)

- ・ 子育ての不安を親身に相談できる保育士や同じ年齢の子どもがいるママ友と出会うことができるので、とても安心した子育てができる。
- ・ 本町タワーの駐車場は利用料金がかかるので、2 時間利用まで無料など検討してほしい。また、駐車場を広くしてほしい。
- ・ もっと読み聞かせやイベントの機会を増やしてほしい。
- ・ 短時間保育が最長 3 時間までしか利用できないので、6 時間まで延長できると助かる。
- ・ 珍しいおもちゃやふだん家では遊べないようなものが置いてあると子どもを連れて行こうと思う。

⑤ 病児・病後児保育事業

- ・病児保育の枠を拡充してほしい。
- ・現在、病児保育を利用しているがとても助かっている。
- ・病児保育はとてもありがたいが、預かり時間と勤務時間が合わないので使いづらい。
- ・小児科の病児保育は断られることもあまりなく、朝早くから 17:30 まで預かってもらえ、保育士や看護師がとても熱心で大変ありがたい。
- ・病児保育を行ってもらえる保育園がもう少し増えると助かる。
- ・病児保育の利用の際に、準備して持参しなくてはならないものが多く困っている。

⑥ ファミリー・サポート・センター事業

- ・援助会員が少ないと聞いているため、元気な地域の方に手伝ってもらい、働きながら子育てできる環境が増えるといいと思う。
- ・アプリ等を利用した簡単な手続きの手段があるといい。
- ・子どもが0歳のときから現在まで、様々なサポーターに巡り合えて、ここまで子育てが乗り切れたので助かっている。

⑦ 仕事と子育ての両立

- ・将来再就職しなくてはならなくなり、仕事と保育園探しが同時進行でできるとありがたい。
- ・夜勤者がいる家庭での保育について、もう少しわかりやすく、預けられる時間等を明記してほしい。
- ・家の近くの保育園に入れず、車で 30 分かかる保育園に入園することになり、正社員職を辞めて専業主婦にならざるを得なくなった。
- ・現在育児休業中だが、今後就労復帰を予定しており保育園の入園が難しいと聞いて不安を感じている。
- ・専門職のパートに就きたいため、短時間勤務でも預けられる保育園があると助かる。

⑧ 子どもの遊び場・公園

- ・公園の駐車場の拡大やトイレの環境改善、遊具の整備を進めてほしい。
- ・屋内で広々と遊べる場所、体育館や保健センターの健康診断などを行っている場所が子どもの遊び場として開放されているといい。
- ・歩いて行ける公園が少なく、あっても歩道が歩きづらくベビーカーを押して向かうことができない。
- ・芝生があって土遊びができる公園があるといい。
- ・三島市は小さな公園が多く、道路に隣接していてフェンスもなくて危なく感じるので、安心して子どもを遊ばせられる公園があるといい。

⑨ 経済面での支援

- ・ひとり親で2人の子どもを育てているが、パート勤務で金銭的に厳しいため、ひとり親への支援を充実させてほしい。
- ・教育費が2人目半額、3人目無料なのはとてもありがたいが、3月にまとめて返ってくるので、できれば月々の支払いにしてほしい。
- ・子どもが3人以上いる家庭は、3人目から祝金などの援助金が出ると助かる。

⑩ その他

- ・発達障がいをもつ子どもが増えている中で、どの幼稚園でも同じ考え方・対応をしてほしい。
- ・最近、子どもが巻き込まれる事件、事故が多発しているので、子どもを守る、安心して子育てができる環境やシステムづくりを強化してほしい。
- ・市が主体となる子育てイベント等を増やし、働く親でも参加しやすい日程調整をお願いしたい。
- ・子どもの通学路にガードレールをつけるか、歩行者専用道路を整備して安全な道を確保してほしい。

第3節 三島市の子ども・子育て支援の課題

統計数値やアンケート調査結果から、三島市の子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下の課題が考えられます。

(1) 子どもの健やかな成長のための体制整備について

- アンケート調査の結果では、三島市の子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っていると感じている保護者は8割を超えており、今後も引き続き保護者と子どもの健康維持・管理体制の整備に努めていくことが重要です。
- 現在利用している教育・保育事業では、「認可保育所(園)」が46.9%と最も多く、「認定こども園」については前回調査よりも17ポイント増加しています。
一方、「幼稚園」については前回調査より13.3ポイント減少しているものの「幼稚園の預かり保育」は7ポイント増加している状況となっています。また、今後の利用希望についても、保育ニーズの高まりがみとれることから、受入れ体制、確保の方策が求められます。
- 母親の就労状況について、アンケート調査結果をみると、5年前と比べて未就学児童及び就学児童ともに、母親のフルタイム就労が増加しています。また、未就学児童の母親について、パート・アルバイト等で働いている保護者が11ポイント減少している一方で、フルタイム勤務の保護者が8.4ポイント増えている状況です。さらに、フルタイムの就労希望も高まっていることから、働きながら育児をする母親のさらなる増加が見込まれます。
- 小学校の放課後の過ごし方について、アンケート調査の結果をみると、「放課後児童クラブ(学童保育)」と回答した保護者のうち、未就学児童(令和2年4月に小学校に入学する児童)の保護者は54.7%、就学児童は26.9%となっています。
低学年では、特に放課後の居場所として「放課後児童クラブ(学童保育)」を希望するニーズが高いことから、適切な利用ニーズに応じた環境づくりが求められます。

(2) 子育てに優しい環境づくりについて

- アンケート調査の結果では、配偶者がいない(ひとり親)保護者の相談先について、未就学児童の保護者は保育士、就学児童の保護者は学校教諭と回答している割合が、配偶者ありの保護者よりも比較的高いことから、不安や悩みなどの相談を受けた保育士や学校教諭が必要に応じて適切な専門機関につなげられる連携体制を整備していく必要があります。

○病気やケガなどで定期的な教育・保育事業が利用できなかった経験が「あった」と回答した割合は、前回調査と比べて 19.8 ポイント減少しています。また、利用できなかった際の対処法として、父親もしくは母親が「仕事を休んだ」割合は増加しているものの、「病児・病後児の保育を利用した」割合に大きな差はなく、さらに「できれば病児・病後児保育のための保育施設等を利用したかった」とする回答は 15.9 ポイント減少しています。

こうした背景には、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりが進められていることが、要因の1つとして考えられます。

引き続き、働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、仕事と子育ての両立支援の環境を推進するため、社会全体に「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を浸透させていくことが重要です。

○子ども・子育てに関する情報提供体制を整備してきたことで、子育ての総合相談窓口（子育てコンシェルジュ）や子どもの一時預かり保育に対する認知度は増加しています。しかしながら、育児学級など認知度が下がっている事業もあることから、SNSなどを活用した情報提供手段のさらなる工夫が求められます。

(3) 全ての子どもに対する適切な支援について

○支援が必要な家庭と適切なサービスや支援を結びつけるとともに、地域の人々と連携し、地域資源を活用しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行う必要があります。

○障がいのある子どもの受入れなど、保育所（園）や幼稚園等における支援の一層の充実が求められます。また、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状況を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じた支援を実施することが重要です。

○近年の外国人の増加に伴う外国籍の子どもやその保護者などの日本語や日本の文化に不慣れな状況にある家庭に対して、必要だと思われるサポートを率先して行う必要があります。

○虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障する観点から、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実が求められます。

(4) 地域全体における子育て力の向上について

○少子化・核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子どもとの生活の中で感じていることの設問において、「一人で子育てをしているような孤独感を感じる」に対して、未就学児童の保護者の 9.3%がよく感じる、26.7%がときどき感じると回答しています。

このことから、子育て支援サービスの充実や地域の子育て力の向上により、親の育児不安や負担の軽減を図り、安心して子育てができるよう施策を展開していくことが求められます。

- アンケート調査の結果では、全体的にみて、三島市が子育てしやすい環境であると感じている保護者は8割以上です。引き続き、子育て家庭のニーズを捉えたきめ細かな施策を実施することが重要です。
- アンケート調査の結果では、「親子連れでも外出しやすい道路・交通機関等が整備されている」と感じている保護者が5割に満たないことから、安全な歩道の確保や子育て家庭に優しい公共交通機関等の整備に向けて、関係機関と協議していく必要があります。
- 子どもが日々成長するための出発点は「家庭」です。その子どもと家庭を地域で見守り、地域全体で子どもを育てていく「子どもは地域の宝」という意識を醸成することが何よりも大切です。必要な子育て支援サービスの充実と合わせて、家庭と地域が支え合う機会を創出していくことが重要です。

第4節 第1期子ども・子育て支援事業計画の達成状況

(1)教育・保育施設の状況

○平成27年度から平成30年度にかけての1～3号認定の確保数(実績値)は、1号認定(3歳以上の教育ニーズ)を除き、量の見込みに対して下回っています。現状では、利用ニーズに対して受け皿の確保が難しい状況です。

※各事業とも令和元年度については実績がでていないため、掲載しておりません。

① 1号認定(3歳以上の教育ニーズ)

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	1,704	1,677	1,632	1,588	1,535
②確保数(計画値)	2,465	2,475	2,235	2,150	2,150
③量の見込み(実績値)	1,596	1,551	1,478	1,391	-
④確保数(実績値)	2,200	2,200	2,200	2,115	-
過不足(④-③)	604	649	722	724	-

② 2号認定(3歳以上の保育ニーズ)

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	1,284	1,264	1,129	1,098	1,061
②確保数(計画値)	1,094	1,084	1,163	1,231	1,235
③量の見込み(実績値)	1,232	1,280	1,296	1,356	-
④確保数(実績値)	1,124	1,127	1,163	1,223	-
過不足(④-③)	▲108	▲153	▲133	▲133	-

③ 3号認定(0歳)

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	215	213	189	189	188
②確保数(計画値)	158	163	158	164	188
③量の見込み(実績値)	267	262	316	310	-
④確保数(実績値)	160	160	164	167	-
過不足(④-③)	▲107	▲102	▲152	▲143	-

④ 3号認定(1・2歳)

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	804	800	759	737	714
②確保数(計画値)	589	620	621	675	714
③量の見込み(実績値)	734	766	757	825	-
④確保数(実績値)	578	578	614	632	-
過不足(④-③)	▲156	▲188	▲143	▲193	-

(2)地域子ども・子育て支援事業の状況

平成 27 年度から平成 30 年度にかけての地域子ども・子育て支援事業の確保数(実績値)のうち、放課後児童健全育成(放課後児童クラブ)事業のみ、平成 29 年度まで量の見込みが上回っていましたが、平成 30 年度では十分な確保数となっています。

引き続き、各事業の利用ニーズに対する適切な提供量の確保に努めます。

※各事業とも令和元年度については実績がでていないため、掲載しておりません。

① 時間外保育(延長保育)事業

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	604	598	578	565	555
②確保数(計画値)	604	598	578	565	555
③量の見込み(実績値)	568	572	646	862	-
④確保数(実績値)	568	572	646	862	-
過不足(④-③)	0	0	0	0	-

② 放課後児童健全育成事業

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	1,042	1,038	1,260	1,316	1,303
②確保数(計画値)	888	938	1,103	1,312	1,312
③量の見込み(実績値)	1,055	1,147	1,134	1,131	-
④確保数(実績値)	975	1,008	1,103	1,151	-
過不足(④-③)	▲80	▲139	▲31	20	-

③ 子育て短期支援(ショートステイ)事業

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	264	264	264	264	264
②確保数(計画値)	264	264	264	264	264
③量の見込み(実績値)	0	0	0	0	-
④確保数(実績値)	264	264	264	264	-
過不足(④-③)	264	264	264	264	-

④ 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	91,404	90,780	77,878	76,582	76,614
②確保数(計画値)	91,404	90,780	77,878	76,582	76,614
③量の見込み(実績値)	72,076	61,158	59,039	54,534	-
④確保数(実績値)	72,076	61,158	59,039	54,534	-
過不足(④-③)	0	0	0	0	-

⑤ 一時預かり事業(幼稚園型)

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	36,197	35,637	51,821	50,404	48,721
②確保数(計画値)	32,430	32,430	88,830	88,830	88,830
③量の見込み(実績値)	23,228	33,412	45,464	44,979	-
④確保数(実績値)	32,430	55,930	88,830	88,830	-
過不足(④-③)	9,202	22,518	43,366	43,851	-

⑤ 一時預かり事業(幼稚園型を除く)

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	11,915	11,571	6,415	6,276	6,181
②確保数(計画値)	10,240	10,240	10,240	10,240	10,240
③量の見込み(実績値)	4,461	4,334	3,793	4,371	-
④確保数(実績値)	10,240	10,240	10,240	10,240	-
過不足(④-③)	5,779	5,906	6,447	5,869	-

⑥ 病児・病後児保育事業

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	3,418	3,418	2,234	2,202	2,177
②確保数(計画値)	3,418	3,418	2,234	2,202	2,177
③量の見込み(実績値)	2,123	1,793	2,102	1,491	-
④確保数(実績値)	2,123	1,793	2,102	1,491	-
過不足(④-③)	0	0	0	0	-

⑦ ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援)事業

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	4,626	4,623	6,771	6,771	6,771
②確保数(計画値)	6,064	6,064	6,771	6,771	6,771
③量の見込み(実績値)	6,771	6,450	6,845	8,040	-
④確保数(実績値)	6,771	6,450	6,845	8,040	-
過不足(④-③)	0	0	0	0	-

⑧ 利用者支援事業

(単位：か所)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(計画値)	1	1	2	2	2
②確保数(計画値)	1	1	2	2	2
③量の見込み(実績値)	2	2	2	2	-
④確保数(実績値)	2	2	2	2	-
過不足(④-③)	0	0	0	0	-

⑨ 妊婦健康診査

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み (計画値)	870	861	805	789	774
量の見込み (実績値)	828	778	729	667	-

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み (計画値)	845	836	780	780	780
量の見込み (実績値)	784	810	768	695	-

⑪ 養育支援訪問事業

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み (計画値)	542	536	297	291	285
量の見込み (実績値)	305	238	309	304	-

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子ども親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族

子どもは多くの場合、高校生までは生まれた土地で育ちます。それぞれの成長のステージで、子どもは、親、家族、地域、学校、行政、企業などに見守られながら育っていきます。三島で生まれ、三島で暮らす子どもたちが、心身ともに健やかに育つには、まずその命が守られなければなりません。そのためには、三島に住む私たちが一丸となって、全身全霊を傾けて守っていく必要があります。

私たちは、子どもの命だけでなく、子どもの個性も保障しなければなりません。子どもの人生は、その子ども固有のものであります。子どもの数だけ生き方があるのです。子どもたちの多様性を認め、様々な性格の子どもや、障がいをもつ子ども、外国人の子どもなど、多様な三島の子どもたちが、あまねく健やかに等しく成長できるよう、私たちは連携して支援し、見守っていかねばなりません。

子育ては、親にとって大変な仕事です。同時に、他に比べようのない喜びや感動を実感できる尊い仕事です。また、最初から完璧な親はいません。試行錯誤を重ね、不安いっぱい懸命に子育てに努めます。子どもに注ぐ純粋な愛情は、仕事をもつ親も、もたない親も同じです。私たちは、そのような親を応援し、子どもとともに成長できるよう支援していくことが大切です。

私たちに見守られながら、支えられながら育った三島の子どもたちは、必ずや、ふるさと三島を誇りに感じ、三島出身であることを堂々と胸を張って言える大人になると信じます。ふるさとを誇りに思えることは素晴らしいことです。そのような大人にひとりでも多くの子どもが育つよう、今、私たちが一つの大きな家族となって、笑顔をもって、三島に生きる子どもと親たちの、その育ちを支えることが必要となっています。

第2節 基本目標

第2期計画の推進にあたっては、前述の基本理念の実現に向けた基本目標として、国の基本方針を踏まえた次の4つの目標を掲げ、これら環境づくりのための施策・事業を推進します。

基本目標1 子どもの健やかな育ちを応援します

安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健事業の推進に加え、妊娠・出産から子育て期まで、子どもの発育や成長段階に応じた情報や支援が切れ目なく提供される仕組みを充実し、保護者の不安解消を図ります。

また、幼少期から教育に触れる機会の多い環境を整えることと、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整備します。

さらに、就学後には、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の子どもの居場所づくりを拡充することで、子どもが安心して過ごすことができ、学びや体験などを通じて心の成長を育む場づくりを推進します。

基本目標2 家族が安心して子育てできる環境を整えます

「子ども・子育て支援新制度」による事業を引き続き充実させるとともに、悩みや相談ごとをもつひとり親家庭を支援する相談機能を充実し、子育てに関する不安や負担の軽減を図ることで、孤立や孤独感を抱かないよう心のサポートに努めます。

また、共働き家庭の増加などに対応し、子育て家庭が仕事と子育てを両立できるよう働きやすい環境づくりを推進するとともに、子育て家庭の経済的負担感を軽減できるよう、経済的な支援の充実を図ります。

さらに、子どもや子育て家庭が市内の社会資源を有効活用できるよう、様々な媒体を活用して子育てに関する情報の提供に努めます。

基本目標3 全ての子どもの希望ある未来づくりを支援します

全ての子どもが自分らしく生きることができるよう、発達障がいを含む障がいのある子どもへの切れ目ない支援体制の整備のほか、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた社会的養護が必要な子どもへの支援、外国籍の子どもへのサポート、さらに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定及び令和元年11月に閣議決定された「改正・子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、生活が困難な家庭とその子どもの自立や心の支えとなるための取り組みを推進します。

基本目標4 地域の力で子育てを支えます

地域における子育て支援のネットワークづくりなどを通じ、全ての家庭において安心して子育てができるよう、地域全体での子育て家庭の支援を行います。そのために児童福祉法等の改正を受けた「児童虐待防止対策」を踏まえ、社会資源を最大限に活用し、要保護児童等の把握と、児童虐待のリスクに関する早期発見と相談体制の強化に努めます。

「子どもの最善の利益」を実現するため、保護者が自己肯定感をもちながら子どもと向き合える環境の整備、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる子育て支援の推進など、子育てに優しく、子どもに安全な地域づくりへの機運が高められる取り組みや環境の整備を図ります。

第3節 SDGs(持続可能な開発目標)と基本目標の関係

SDGs<エス・ディー・ジーズ>とは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称です。2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標と、達成するための169のターゲットを設定しています。

また、SDGsは気候変動や差別などの世界的な課題に対して、持続可能な世界を実現するために、経済、社会、環境の三側面から総合的に取り組むべき、国際社会全体の普遍的な目標です。

SDGsを推進するためには、SDGsを自分事として捉え、一人ひとりが取り組んでいくことが重要であることから、本市のまちづくり政策においてもSDGsを意識した各種取り組みを進めているところです。

そのため、本計画でも、基本目標別に該当するSDGsを掲げ、市民や教育機関、企業等と連携・協働して持続可能な開発目標の達成を目指します。

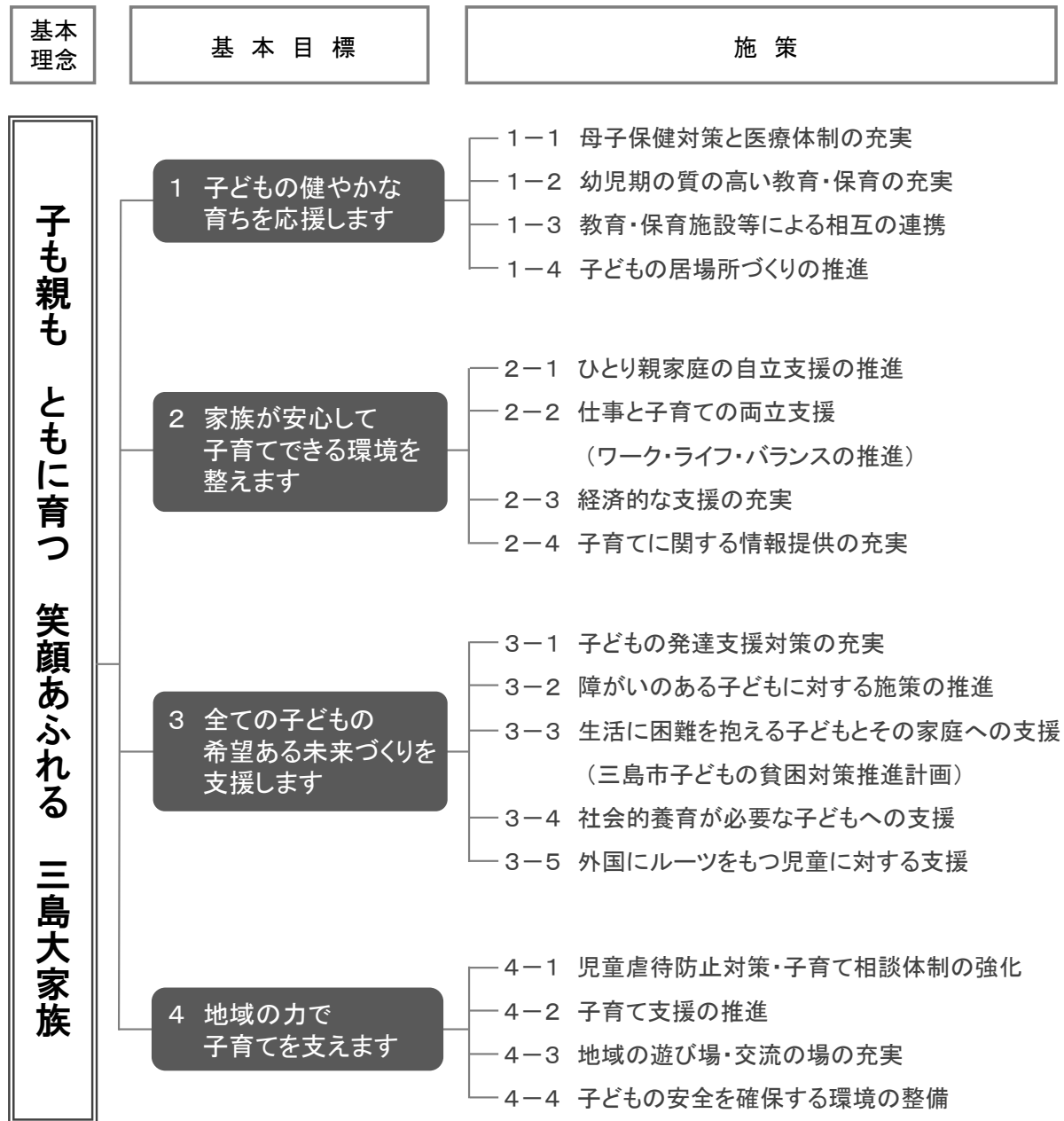
基本目標	該当するSDGs
基本目標1 子どもの健やかな育ちを応援します	 
基本目標2 家族が安心して子育てできる環境を整えます	 
基本目標3 全ての子どもの希望ある未来づくりを支援します	   
基本目標4 地域の力で子育てを支えます	   

【SDGs17の目標の詳細】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

第4節 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの健やかな育ちを応援します

1-1 母子保健対策と医療体制の充実

- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、子どもの発育や成長段階に応じた疾病予防・健康増進のための取り組みを行うとともに、産前・産後休暇、育児休暇期間中の保護者に対する相談支援等に努めます。
- 食を通じた豊かな人間性の形成や、家族との関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野と教育分野が連携した食育を推進します。
- 関係機関との連携のもと、小児初期救急や休日等の医療体制を確保し、子どもとその家庭がどのようなときでも安心して医療サービスを受けることができる環境づくりを進めます。

1-2 幼児期の質の高い教育・保育の充実

- すべての認定区分に対応可能な認定こども園について、幼稚園および保育園からの移行等、地域の実情に応じた整備が促進されるよう、人材の確保・育成に向けた資格獲得支援など各種支援の充実を図ります。
- 幼児期における質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園、保育園、認定こども園等が参加できる研修体制を充実し、幼稚園教諭・保育士、保育教諭の専門性と資質の向上を図るとともに、乳幼児の保育ニーズの高まりに応じた保育体制を整備し、専門性を有する指導主事や幼児教育アドバイザーなどの適切な人員配置によるいきわたった指導・教育体制と安全な環境づくりを進めます。
- 良好な教育・保育環境を確保するため、計画的な維持管理や更新を進めます。
- 親も子どもとともに成長できる学習機会を充実し、家庭での養育力と教育力の向上を図ります。

1-3 教育・保育施設等による相互の連携

- 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼児と児童との交流活動を充実するとともに、保育士と幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭との合同研修や情報交換など、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校等の積極的な連携に努めます。

1-4 子どもの居場所づくりの推進

- 未就学児童については、園の通常時間内に保護者が子どもを迎えに行くことができない場合、幼稚園及び保育園における保育サービスの充実により、子どもの安全な居場所の確保に努めます。
- 就学児童については、共働き家庭等の子どもが放課後に安心・安全に過ごせる居場所を確保するため、引き続き放課後児童クラブの整備を行います。
また、利用者ニーズの把握、学校や地域との連携を図り、環境整備や支援員の資質向上、適正配置に努めるなど、より児童に最適な育成支援及び運営を行います。
そして、保護者会代表や学校、地域の関係者等で構成される放課後児童クラブ運営委員会において、放課後児童クラブの取組内容等の周知を図ります。
- 新・放課後子ども総合プランにのっとり、各小学校のコーディネーターや地域ボランティアにより組織された地域学校協働本部による放課後の学習支援の充実を図るとともに、放課後の児童の過ごし方等について、放課後児童クラブと地域学校協働本部とが連携した事業を推進する方策を検討する中で、本市における放課後子供教室の在り方を協議します。
また、特別な支援が必要となる児童への対応等について、福祉部局との調整や放課後デイサービスとの連携を図ります。
- 地域全体で学校教育を支援するための地域学校協働活動を通して、児童に対する放課後の学習支援や地域の教育力の活性化を目指すとともに、放課後の子どもの居場所を確保し、地域全体で子どもたちの成長を支えるため、地域と学校がパートナーとしてさらに連携と協働できる体制づくりに努めます。

基本目標2 家族が安心して子育てできる環境を整えます

2-1 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭の母親、父親の抱える悩みや困りごとの相談窓口における相談機能のさらなる充実を図ります。
- ひとり親家庭は経済的な困りごとを抱えやすい傾向にあることから、経済的負担の軽減を目的とする各種手当等について適正に対応し、その制度の周知を図ります。

① 児童扶養手当の支給

18歳に達した最初の3月31日までの子どもがいるひとり親家庭に支給されるもので、対象となる家庭の安定と自立の促進に寄与することから、今後も対象家庭の実情把握と適正な支給事務に努めます。

② 母子世帯等医療費助成の充実

母子世帯及び父子世帯については、医療費に関わる経済的負担が生活に影響を及ぼす可能性も高いことから、医療費の助成を行うことで安心して医療を受けられるように、健康保持と福祉の増進に努めます。

③ 各種手当等の充実

母子世帯等の生活の安定を図り児童の健全な育成を助長するため、母子世帯等小学校入学祝金、母子世帯等中学校卒業就職祝金・高校進学祝金、交通遺児等扶養手当等、各種手当の充実を図ります。

④ ひとり親家庭子育てサポート事業

児童扶養手当を受給している者及びそれに準ずる者を対象に、ファミリー・サポート・センター事業と延長保育事業を利用した場合の利用料の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。

⑤ 母子・父子自立支援員の設置

母子家庭等を対象に、自立に必要な情報提供、相談指導等を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。

⑥ 母子父子寡婦福祉資金貸付の周知・受付

県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付について、市の広報やホームページを活用した周知を行うとともに、資金の貸付や必要な援助指導等による経済的自立の支援や児童の福祉増進を図ります。

⑦ ひとり親家庭就学給付金事業

ひとり親家庭であり、児童扶養手当の支給を受けているまたは支給要件と同等の所得水準の世帯の子どもからの応募に基づき、大学等へ進学するための給付金を支給します。

2-2 仕事と子育ての両立支援(ワーク・ライフ・バランスの推進)

- 共働き家庭の増加や、働き方改革などの社会的背景からも、仕事と子育ての両立のための社会的サポートへのニーズは高まっています。多様な働き方や父親の子育て参加について企業の理解と協力を求めていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方に基づいた男女共同の家庭づくりを啓発する取り組みを行います。
- ハローワーク(公共職業安定所)など関係機関との連携を強化し、生活の安定に結びつく就職・再就職を支援します。

① 仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進

仕事と育児や介護、地域活動等との調和を可能にするため、個々人のライフスタイルやライフステージに応じて、短時間正社員や雇用型在宅型テレワークなどの多様な働き方の実現、普及促進について、事業者に向けた出前講座を開催するなど関係機関と連携し周知・啓発を進めていきます。

② 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

職場、家庭、地域等様々な場における慣行の中で、性別による固定的な役割分担につながるおそれのあるものについて、市の広報やホームページを活用しながら、広くその見直しを呼びかけます。

③ 男女による家庭・地域社会への参加促進

性別にかかわらず家族の皆が家事・育児・介護を担うよう各種講座等を通じて意識の啓発を図っていくとともに、地域活動に参加できるような環境づくりを進めていきます。

④ 女性の就業・再就職の相談及び必要な技術の習得支援

女性就労相談員による就業・再就職の相談業務に努めるとともに、内職業務のニーズとのマッチングや女性活躍促進ネットワーク形成事業等における、各種講座の開催による必要な技術の習得を目的とした学習・訓練の機会充実を図ります。

⑤ 男性の育児休業取得率の向上

子育てをしながら働き続けることができる雇用環境の整備と、職場全体の意識を高めていくための広報・啓発活動を充実し、男性の育児休業取得率の向上を図ります。

⑥ パートタイム労働法の啓発

各所にパンフレットを設置するなど、「パートタイム労働法」の周知に努め、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保を図ります。

- 保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育園、認定こども園または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業中の保護者に対する情報提供や相談支援等に努めるとともに、各施設及び事業の計画的な整備を行います。

① 乳児保育の拡大

平成 25 年度より、0歳児の受入れ拡大に対応した民間保育園に対して補助金の交付等を行い、乳児受入れ拡大に努めてきましたが、さらなる体制の拡大を検討していきます。

② 乳幼児保育を実施する保育園への助成

民間保育園や民間認定こども園における1歳児及び2歳児、並びに認可外保育施設における3歳未満児の保育を支援するため、県の多様な保育推進事業費補助金を活用し、引き続き補助事業を継続していきます。

2-3 経済的な支援の充実

- 妊娠・出産から乳幼児期、児童期を経て子どもが成長していく過程において、子育てに関する費用負担が大きくなることから、子育て家庭の経済的な不安の解消や負担感を軽減させるよう、国の制度に基づいた手当等の適正な支給を行います。
- 幼児教育・保育の無償化に伴う、子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、対象者への公正かつ適正な給付の確保を行います。また、特定子ども・子育て支援施設等の利用を希望する家庭に対して、施設等利用費を給付する場合には給付の時期を配慮することをはじめ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付の方法について検討するなど、円滑な実施に努めます。

2-4 子育てに関する情報提供の充実

- 子育て家庭が、市内の社会資源を活用するために必要な情報をより容易に取得し、適時適切な支援を受けることができるよう、庁内及び関係機関と情報共有を図り、市の広報やホームページ、SNS(ソーシャルネットワークサービス)、子育て情報誌、子育てマップ等様々な媒体を活用し、総合的な子育て情報の提供の充実を図ります。
- 子育て支援に取り組むボランティア団体や NPO、子育てサークル等、市民の主体的な活動に関する情報共有・情報発信を活性化するため、SNS 等の活用支援や窓口における各種団体の情報提供等を行います。

基本目標3 全ての子どもの希望ある未来づくりを支援します

3-1 子どもの発達支援対策の充実

- 近年、子どもの発達障がいや認知が広まるとともに医学的な症例も増えて、その対処方法も周知されはじめています。これにより保護者の不安もある程度軽減されている一方で、子どもを預かる保育施設や教育機関、サービス事業所では子どもの症状に合わせた対応が求められています。このことから、関係機関との連携を進めて適切な関係機関同士をつなげる体制の整備に努めます。
- 子どもの発達障がいは、子どもの年齢に沿って特徴的な症状を発症するため、早期発見と早期対応が重要です。そのため、市で妊娠・出産期や乳幼児期など、早期からの健康診査を行うとともに、保護者への相談支援等を行い保護者の不安解消に努めます。

① 相談支援事業

子どもの発達に関する不安や関わり方についての悩みなど、発達内容に応じて対応等の助言を行うとともに、保護者の育児のストレスなどを軽減し、子育てに見通しがもてるよう支援に努めます。また、幼稚園、保育園、小・中学校(特別支援学級)、特別支援学校との連携を図りながら、適切な人員配置を行い就学相談等に努めます。

② 発達支援事業

親子で定期的に教室へ通うことにより、子どもに安心して様々な生活や遊びを繰り返し経験してもらいながら、基本的な生活習慣を身につけ、親子の関わりを深め、身近な人・物・活動への気付きや興味を引き出し、感情や意志を表現する力や自分から周囲に関わりをもとうとする力などを育めるように努めます。

③ 障がい児支援の充実

発達に心配される子ども一人ひとりに、児童福祉法に基づく通所支援サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等)を通して、発達を支援していきます。

④ 地域支援事業

幼稚園や保育園の訪問支援、母子保健事業との定期連絡会議の開催を通じた連携、研修や講座の開催を通して、支援や配慮が必要な子どもが地域の中でいきいきと生活ができ、親が安心して子育てができる環境を提供します。

⑤ 通所支援事業

児童発達支援事業所を利用している子どもの心身の状況や環境、保護者の意向等を放課後等デイサービス事業所と市の児童発達支援事業所が定期連絡会議の開催を通して情報等を共有することで、その子どもが自身に対して適切な進路を選択できるよう連携調整の強化に努めます。

3-2 障がいのある子どもに対する施策の推進

- 障がいのある子どもを養育する家庭への相談体制を充実させます。乳幼児期においては、療育を必要とする子どもの早期把握・早期支援により、円滑に療育が受けられる相談支援体制の充実を図ります。
- 平成30年3月に策定した「三島市障害児福祉計画」にも示されているように、障がい児支援の提供体制の整備として、放課後児童健全育成事業等での障がいのある児童の受入体制の調整や医療的ケア児に対する支援体制の構築に向けて、コーディネーターとなるべき人材の育成に努め、本市に配置することを検討していきます。
また、今後も「三島市障害児福祉計画」との整合性をもった取り組みを推進します。

① 障害福祉サービスの充実

障がいのある子どもの自立した生活を支えるため、障害者総合支援法に基づいたサービス等利用計画及び個別支援計画を作成し、一人ひとりに応じたケアマネジメントにより、きめ細かなサービス提供に努めます。

3-3 生活に困難を抱える子どもとその家庭への支援

(三島市子どもの貧困対策推進計画)

策定の趣旨

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、国では平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、その後、平成 26 年には子どもの貧困対策を総合的に推進するため「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

国の調査等では、国民生活の中で約7人に1人の子どもが経済的に厳しい家庭に育っているという調査結果もある中、本市においては、平成 30 年に、より安心して子どもを育てるために必要な取り組みを検討するにあたり、小学校5年生及び中学校2年生とその保護者を対象に「子どもの生活実態調査」を実施し、子どものいる家庭の生活状況等の把握を行いました。

この調査結果を基にして、家庭や社会にとって大切な宝である子どもたちの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、充実した学びと健やかな育ちを地域全体で支えられるまちづくりを目指して「三島市子どもの貧困対策推進計画」を策定します。

本施策の位置づけ

本市では、「改正・子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定及び令和元年 11 月に閣議決定された「改正・子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、本市の実情に応じた子どもの貧困対策を総合的に推進するため、本施策を「三島市子どもの貧困対策推進計画」として位置づけています。

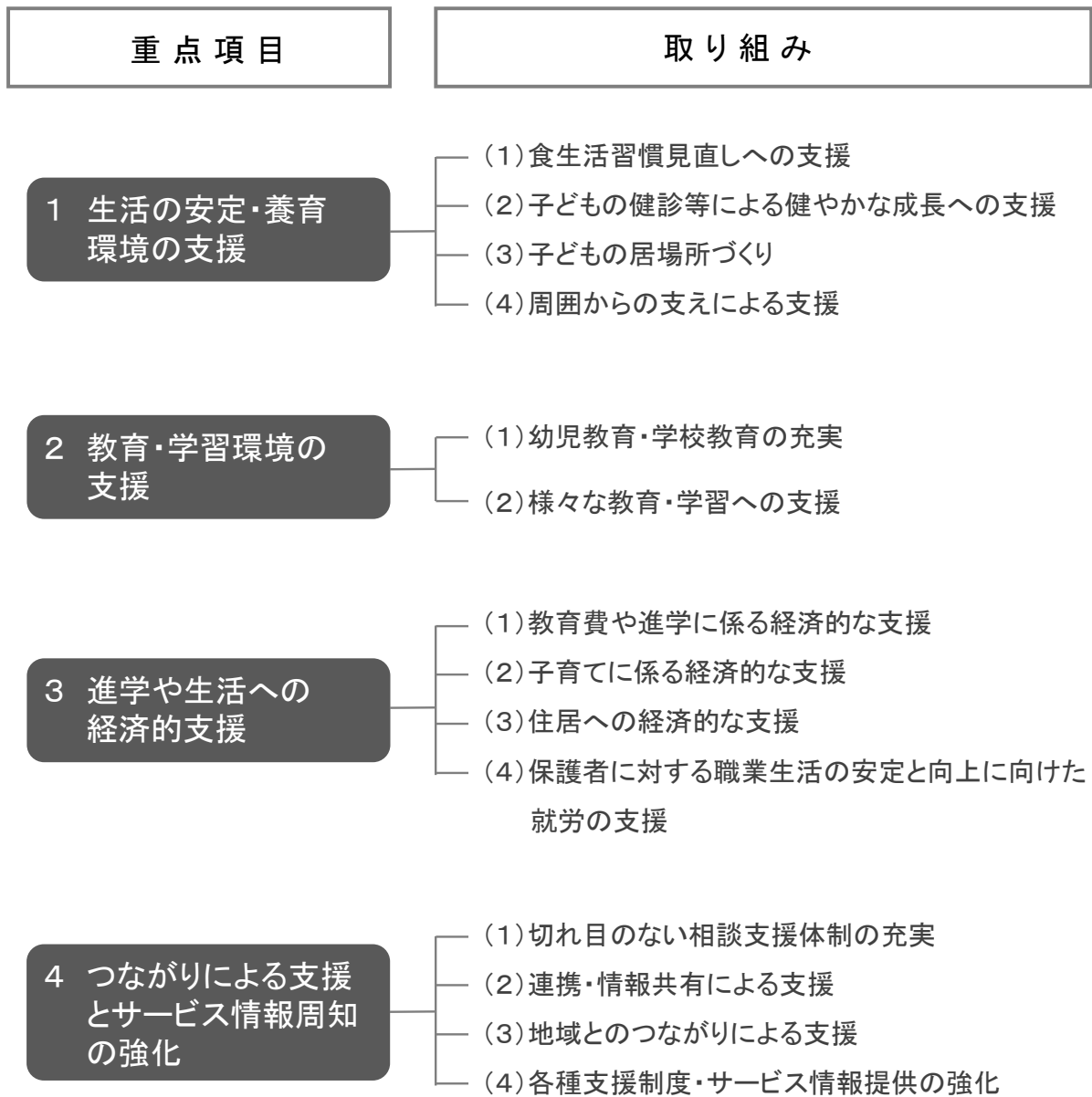
さらに、国際社会において目指すべきとされる「持続可能な開発目標(SDGs)」に設定されている 17 の目標のうち、「1.貧困をなくそう」、「3.すべての人に健康と福祉を」、「4.質の高い教育をみんなに」について、そのゴールに向けた取り組みとしても位置づけています。

取り組みの方向性

- 全ての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境により夢や希望がかなえられないといったことがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの実態を把握し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを、基本的な方向性と定めます。
- 学校や地域、関係機関等が連携することにより、真に支援を必要とする子どもやその家庭を早期に捉えるとともに、国の大綱等も踏まえ、次の4つの重点項目「生活の安定・養育環境の支援」、「教育・学習環境の支援」、「進学や生活への経済的支援」、「つながりによる支援とサービス情報周知の強化」に沿った取り組みを実施していきます。
- なお、重点項目は、平成 30 年 11 月に実施した「三島市子どもの生活実態調査」や各種調査等により、三島市の生活に困難を抱える子どもとその家庭の実態把握及び分析を踏まえて設定しています。

三島市子どもの貧困対策推進計画

▼施策の体系図



重点項目1 生活の安定・養育環境の支援

【現状と課題】

- ・困窮層※の子どもは、一般層※の子どもに比べて食生活習慣の偏り等が懸念されます。
- ・困窮層の子どもは、日ごろさびしいと感じている割合が高くなっています。中学2年生の調査結果では、相談できる相手として家族の割合に低下がみられます。
- ・これらのことから、家庭以外の場においても子どもたちの健康面や精神面をサポートする周囲の支えが求められます。

※困窮層、一般層とは、「三島市子どもの生活実態調査」の結果を分析するにあたり、回答した家庭の実態を比較し、生活困難状況を把握するためにその家庭の所得等から生活状況を「困窮層」、「周辺層」、「一般層」の3つの段階に分けた際の名称です。

【支援の目標】

親の妊娠・出産期からのサポートや相談を行うことで、保護者の生活や就労等の各種の支援につなげるための起点をつくとともに、子どもたちが身体的・精神的に安定し正しい生活習慣を身につけることのできる生活環境の改善を図ります。また、子どもや親への健診等を通じて子育て世帯の困難や悩みの早期把握に努めることで、支援の届かない又は届きにくい子どもや家庭に配慮するとともに、それぞれの家庭における生活基盤の安定を図ります。

【主な取り組み】

(1) 食生活習慣見直しへの支援		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
食育の推進	関係機関との連携・協働のもと、幼稚園・保育園・学校等に出向いて実施する食育教室・健口教室・食育出前講座など、特色のある食育事業を展開します。	健康づくり課
子ども食堂への支援 【拡充】	主に地域のボランティアとして実施されている「子ども食堂」は「子どもたちへの食事提供の場」としての機能をもつ一方で、「人が多く集まる場所」という子ども同士、親同士を含めた地域住民のコミュニケーションの場としての機能への期待も高まっています。引き続き情報提供などの側面的支援を行うとともに、それぞれの団体の活動を後押しする仕組みづくり等を進めます。	子育て支援課
(2) 子どもの健診等による健やかな成長への支援		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診	県内の委託医療機関において4 か月児・10 か月児健診及び3 歳児精密健診を実施し、また、保健センターでの集団健診を1 歳 6 か月児・3 歳児に対して実施します。未受診者の受診勧奨及び状況把握も併せて行います。	健康づくり課
こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	全ての新生児を対象に全戸訪問を行い、子育ての悩みに早期に対応することで、子育て初期の育児不安の解消を図ります。	健康づくり課

妊婦健康診査	県内の委託医療機関において個別に健診を実施します。 また、里帰りのため県外で妊婦健診を受けた場合、補助金を交付します。	健康づくり課
スポーツスタート	1歳6か月児健診を受診した子どもを対象に、乳幼児の運動能力と心の発達につながる遊びを行います。	スポーツ推進課
スポーツ保育	順天堂大学スポーツ健康科学部と連携し、幼児の体力測定と「運動遊び」を実施することで、遊びながら子どもの基礎体力向上を図ります。	スポーツ推進課
(3) 子どもの居場所づくり		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
放課後児童クラブの運営	小学校の放課後の時間帯に、保護者が就労等で自宅にいない家庭の児童に生活の場を提供し、生活習慣や遊びを指導します。	教育総務課
(4) 周囲からの支えによる支援		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	子育て支援課
みしまめ育児サポーター派遣事業	多胎児や2歳までの乳幼児を2人以上養育する保護者の身体的及び精神的負担の軽減を図り、子どもの健全な発達を支援するため、保育士が希望者宅を訪問して育児のサポートを行います。	子育て支援課
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、自立支援員による各種手当等の情報提供や相談業務を行います。	子育て支援課
一時預かり保育等の推進	保護者の就労、傷病等のほか、保護者の育児に伴う心理的または肉体的負担を軽減するため、概ね6か月から就学前の子どもを一時的に保育します。	子ども保育課
心の教育の推進	道徳教育をはじめとして、三島市が独自に推進している環境教育やキャリア教育、食育、伝統文化、防災教育など、教育活動全般を通して、子どもたちの「豊かな感性」を育みます。 また、学習支援、生徒指導、特別支援教育等を充実させ、一人ひとりの子どもに寄り添った教育を推進します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの派遣及びスクールカウンセラーとの連絡	スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣するとともに、ふれあい教室の指導員及び青少年相談室の相談員との連携により一人ひとりの子どもに対応します。また、学校、スクールカウンセラー、家庭児童相談室とも連携し、対象児童生徒に寄り添う適切なアセスメントを推進します。	学校教育課
訪問型サポート事業の実施	妊娠期や産後4か月以内において、家族等の援助が受けられない方やその家族に対し、家事や育児支援を行い、安心して子どもを産み育てる環境を整えます。	健康づくり課
子育てママ応援事業（養育支援訪問事業）	育児に孤立化する親子を対象に、保護者に寄り添い育児に対する不安や悩みをともに考えることで、ゆとりを持った育児と虐待予防を図ります。	健康づくり課

子育て世代包括支援センターの設置	母子保健コーディネーター（専任保健師）による妊産婦相談支援の強化、関係機関とのネットワークづくりを行い、母子に対する包括的支援を図ります。	健康づくり課
保護者等を対象とした体組成測定の実施	生活習慣病有病率の低減のため、幼稚園・保育園、企業などに高性能体組成計を持ち込み、保護者や従業員の計測を行うと同時に、専門家によるアドバイス等も実施し、生活の延長線上の中で自然と健康になれる仕組みづくりを図ります。	健康づくり課
ようこそ三島で子育て応援事業	出産または転入して間もない親子を対象に、子育て施策や社会資源を案内するとともに、母親同士の交流を図ります。	子育て支援課
地域子育て支援センター事業	妊婦や子育て親子の交流の場であり、地域の子育て支援の拠点となっています。子育てについての相談や援助、情報提供等も行っています。	子育て支援課
生活保護による支援	要保護者からの申告や申請に基づき、世帯の資産や収入、扶養義務者の扶養能力等を調査し、その状況に応じた保護費の支給決定を行います。	福祉総務課
フードドライブの実施	家庭で眠っている食品を回収用ボックスで集め、NPO 法人「フードバンクふじのくに」に寄附された食材を、社会福祉協議会や生活困窮者支援団体等を通じて、支援を必要とする方や福祉施設等へ届けます。	福祉総務課

重点項目2 教育・学習環境の支援

【現状と課題】

- ・ 困窮層の子どもは学習塾に通っていない割合が一般層より高いこと、また、学習意欲や自信が一般層より低下していることがうかがえます。
- ・ 困窮層の中学2年生の子どもは、年上の方が勉強を教えてくれる場所に関心が高く、これらのことから、子どもの学習環境へのサポートが求められます。

【支援の目標】

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがあってはなりません。全ての子どもに対して教育の機会均等が保障され、高い意欲をもって学習に臨むことにより、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことのできる環境を整えとともに、それぞれの子どもの成長段階に即し必要な教育と学習の機会の提供を、幼児教育や義務教育の場をプラットフォームとして適切に推進します。

【主な取り組み】

(1) 幼児教育・学校教育の充実		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
幼稚園3歳児保育の実施	3歳児保育を希望する幼児の入園と保護者の子育てを支援するため、3年保育を公立幼稚園の全園で実施します。	子ども保育課
教育環境の改善	電子黒板、タブレット端末等の導入により、子どもたちの学習理解度の向上を図っていくほか、インターネット環境とパソコン等を利用し、授業以外の時間や自宅でも学習支援システムを利用して個別に学ぶことができる環境を充実させていきます。	教育総務課
心の教育の推進 【再掲】	道徳教育をはじめとして、三島市が独自に推進している環境教育やキャリア教育、食育、伝統文化、防災教育など、教育活動全般を通して、子どもたちの「豊かな感性」を育みます。 また、学習支援、生徒指導、特別支援教育等を充実させ、一人ひとりの子どもに寄り添った教育を推進します。	学校教育課
学力高上の推進	学力高上研修会を発足するなど教職員のレベルアップを図り、国語力の向上に焦点を当てながら、子どもの学力を高く上げるために授業改善等を推進します。	学校教育課
特別支援教育の推進	通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害（個性）をもつ児童生徒について、その生活や学習上の困難を改善または克服するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。	学校教育課
外国語教育の充実	小学校では、専属の外国語指導助手（ALT）を3人配置し、小学校3年生以上の外国語活動について教員とのTT形態等で実施します。また、特任指導主事が小学校を訪問し、学級単位で外国語の授業を指導します。 中学校では、7人のALTを全中学校に配置して英語教育の充実を図ります。	学校教育課

(2) 様々な教育・学習への支援		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
子どもの学習支援事業	週1回2時間の個別指導の受講等により、生活困窮世帯の子どもへの学習支援を行います。また、主に子どもの高校進学時の支援として、保護者への進学助言等を行います。	福祉総務課
特別支援教育の推進 【再掲】	通常学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害（個性）をもつ児童生徒について、その生活や学習上の困難を改善または克服するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。	学校教育課
不登校の子どもへの支援	不登校などに対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置を行い、学校関係・専門機関・家庭と連携し、子どもや保護者の支援を行います。また、臨床心理士であるスクールカウンセラーによる子どもへの面談を通じた助言や情報提供など、相談体制の充実を図ります。	学校教育課
学校支援員の配置 【拡充】	小学校1年の全ての学級及び通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が円滑に集団生活へ適応できるよう支援します。	学校教育課
地域学校協働本部による学習支援 【拡充】	地域における放課後の学習支援等のため、各小中学校においてコーディネーターや地域ボランティアが活動する地域学校協働本部による学習支援等の充実を図ります。	生涯学習課

重点項目3 進学や生活への経済的支援

【現状と課題】

- ・ 困窮層の保護者の経済的な悩みは、子どもの教育費や進学に係る費用に集中していることがうかがえます。
- ・ 困窮層の保護者は、子どもが希望したときの大学等への進学について、金銭的な理由によって与えられそうにないと答えた割合が高くなっています。
- ・ 困窮層の保護者は、生活が困難な状況となるに至った原因として親の学歴が影響していることが考えられます。
- ・ これらのことから、子どもが大学等への進学を希望した場合に必要な各種支援が求められます。

【支援の目標】

貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもとその家庭を把握し、総合的・包括的に、子どもだけでなくその親に対しても適切な支援につなげていくことが、子どもの貧困対策にとって重要です。全ての子どもたちが、経済的な理由や家庭の事情等に左右されず希望する進学先に進むことができるように、また、親が単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられる適切な労働環境を確保するため、真に支援が必要な子どもや世帯への支援の充実を図ります。

【主な取り組み】

(1) 教育費や進学に係る経済的な支援		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
三島市育英奨学金貸付事業	経済的理由で修学が困難な学生に対して学資の貸与を行うことにより、社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与します。	学校教育課
就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や学校給食費などの経費の一部を補助します。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費事業	特別支援学級（一部通常学級を含む。）に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励に資するため、学用品費や学校給食費などの一部を補助します。	学校教育課
遠藤奨学会交付金事業	遠藤顕吾氏から寄附を受けた(株)東京銀行等の株式配当金を活用し、経済的に恵まれない市内小中学生の児童生徒を対象に学用品費、学校給食費、進学・進級準備金などの援助を行います。	学校教育課
ひとり親家庭就学給付金事業	ひとり親家庭であり、児童扶養手当の支給を受けているまたは支給要件と同等の所得水準の世帯の子どもからの応募に基づき、大学等へ進学するための給付金を支給します。	子育て支援課
通学費の補助	学校の統廃合に伴い遠距離通学となった児童及び生徒の通学、また、通学環境の特殊性により通学通園バスを利用して小学校へ通学する児童及び生徒の通学に要する経済的負担の軽減のため通学費の補助を行います。	学校教育課

幼児教育・保育の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼稚園、保育所（園）、認定こども園等に通う3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯かつ保育の必要性がある子どもの保育料を無償化します。 また、市町村の確認を受けた認可外保育施設や預かり保育施設等についても基準額の範囲内で利用料を無償化します。	子ども保育課
多子世帯における保育料軽減	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料無償化の対象とならない世帯において、生計を一にしている子どもの2人目は半額とし、3人目以降は無償とします。	子ども保育課
ひとり親家庭等における保育料軽減	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、保育料無償化の対象とならない世帯において、母子家庭、父子家庭及び在宅障がい児（者）のいる世帯かつ年収360万円未満相当世帯の生計を一にしている子どもの1人目は通常の保育料から1,000円を減額した額の半額、2人目以降は無償とします。	子ども保育課
ひとり親家庭における延長保育料の軽減	ひとり親家庭かつ児童扶養手当を受給している者及びそれに準ずる者を対象として延長保育料を半額とします。	子ども保育課
副食費の免除	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所（園）等に通う3歳以上の子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子ども及び生計を一にしている子どもの3人目以降の子どもにかかる副食費（給食のおかずやおやつ等の食料費）を免除します。	子ども保育課
実費徴収に係る補給給付事業	生活保護世帯等の子どもが特定教育・保育施設に通うにあたり、必要となる日用品、文房具等の購入に要する費用等及び年収360万円未満相当世帯の子どもが私立幼稚園に通うにあたり、園での食事の提供に要する費用（副食費に限る）について、その費用の一部を補助します。	子ども保育課
(2) 子育てに係る経済的な支援		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
児童手当の支給	中学校卒業までの子どもがいる家庭を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資するため、手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）等に手当を支給します。	子育て支援課
子ども医療費助成	高校生相当年齢までの子どもの医療費（保険診療分）を全て助成し、子どもの健やかな成長と経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
母子家庭等医療費助成	低所得者層のひとり親家庭等（所得税非課税世帯）の医療費の負担軽減と健康増進を図るため、保険適用の受診料分を助成します。	子育て支援課
交通遺児等の扶養手当	交通災害等により両親もしくは主たる生計維持者が死亡等の状態になった者を養育する者に手当を支給します。	子育て支援課

母子世帯等祝金	ひとり親家庭等の児童の小学校入学または中学校卒業時に、祝金を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭子育てサポート事業	児童扶養手当を受給している者及びそれに準ずる者を対象に、ファミリー・サポート・センター事業と延長保育事業を利用した場合の利用料について助成します。	子育て支援課 子ども保育課
ファミリー・サポート・センター利用料の多子世帯軽減	ファミリー・サポート・センターの利用料について、多子世帯への経済的負担を軽減するため、兄弟姉妹の場合、2 人目以降を半額とします。	子育て支援課
特別児童扶養手当の支給	心身に障がいのある 20 歳未満の児童等の保護者を対象に、障がいのある児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。	障がい福祉課
(3) 住居への経済的な支援		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
住むなら三島移住サポート事業費補助金	三島市への移住・定住を促進するため、市内に住宅を取得し、県外又は市外から一定の基準を満たして転入する若い夫婦等に、補助金を交付します。なお、本補助金には子ども加算制度も設けています。	建築住宅課
三島市移住・子育てリフォーム事業費補助金	住宅の耐久性及び安全性を高めること等により、子育て世帯等の良好な居住環境の形成を図るとともに、若い夫婦等の市への移住促進を図るため、住宅のリフォーム工事を発注する者に対し、リフォーム工事に要する費用の一部を補助します。	建築住宅課
(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に向けた就労の支援		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母または父が、職業能力開発のための指定講座を受講した場合に、講座修了後に受講料の一部を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母または父が、就職に有利で生活の安定につながる資格の取得を支援するため、専門学校等の受講期間のうち、一定の期間について生活費の援助として給付します。	子育て支援課
放課後児童クラブの運営【再掲】	就労等で保護者が自宅にいない家庭の児童に、小学校の放課後の時間帯の生活の場を提供することで、保護者の円滑な就労環境の実現を図ります。	教育総務課
一時預かり保育等の推進【再掲】	保護者の就労、傷病等のほか、保護者の育児に伴う心理的または肉体的負担を軽減するため、概ね 6 か月から就学前の子どもを一時的に保育します。	子ども保育課
幼稚園預かり保育の実施	少子化、核家族化等の社会の変化に対応し、保護者の子育てを支援するため、教育時間終了後から午後 5 時まで公立幼稚園在園児の預かり保育を行います。	子ども保育課
生活困窮者の自立に向けた支援	生活困窮者を対象に、生活支援センターを通じて自立相談支援、住居確保給付金、就労準備支援、一時生活支援などを実施し、その自立の促進を図ります。	福祉総務課

生活保護受給者への就労支援	専任の就労支援員により、稼働年齢層である被保護者に対して重点的な就労支援を実施することにより、生活保護からの早期脱却と経済的に安定した生活の実現を図ります。	福祉総務課
静岡労働局との協定に基づく就労支援	「三島市雇用対策協定」を締結した静岡労働局と連携し、生活困窮者等の就労支援や女性の働きやすい職場環境の支援等、協力し取り組んでいきます。	商工観光課
内職相談	市が委嘱した相談員が内職を希望する主婦等に仕事を紹介し、また、内職についての様々な相談に応じることで支援します。	商工観光課
女性就労相談	市が委嘱した相談員が様々な相談に応じ、女性の就労やキャリアアップを支援します。	商工観光課

重点項目4 つながりによる支援とサービス情報周知の強化

【現状と課題】

- ・ 困窮層の保護者は、食料や衣類等を買うことができない経験を何度かしており、ほとんどの保護者が、家計が苦しいと感じていることがうかがえます。
- ・ 困窮層の保護者は、経済的な悩みを抱えている割合が非常に高いことに加えて、一般層に比べて市が提供している各種サービスの情報を知らない割合が高くなっています。
- ・ これらのことから、各種支援・サービスの周知を徹底するとともに、行政内部においても、他機関との連携や情報共有できる体制のさらなる整備が求められます

【支援の目標】

子どもたちが心身ともに健やかに育成されるためには、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される環境整備が不可欠です。子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があること、そして、関係機関が率先し社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることを共通の認識とした上で、成長段階に応じ切れ目なく対応できる支援体制と、地域や関係機関のつながりにより子どもの成長を見守る協働・連携の仕組みを充実させ、また、その支援制度の情報発信体制を強化します。

【主な取り組み】

(1) 切れ目のない相談支援体制の充実		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
子育てコンサル ジュの配置	子育てについての悩みや就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、それぞれのニーズに合った保育サービス等についての情報提供・助言を行います。	子ども保育課
発達支援事業	発達に配慮が必要な子どもとその家族に対し、発達相談や教室支援など個々の多様なニーズに応じた支援を行います。	発達支援課
三島市青少年相 談室	子ども・青少年やご家族が抱えている様々な悩みについて、面接相談や電話相談などを通じ、サポートしていきます。	生涯学習課
家庭教育アドバイ ザーによる支援	元教員である家庭教育アドバイザーや元 PTA 役員等である家庭教育サポーターによる講座開設・面接相談などにより、保護者への学習機会の提供及び相談対応等を行います。	生涯学習課
(2) 連携・情報共有による支援		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
三島市要保護児 童対策地域協議 会の設置	生活困難な家庭の子どもが孤立せず、支援窓口につながるように要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関の連携を図ります。	子育て支援課
フォローアップ会議 による情報の共有	毎月、関係機関の実務者をメンバーとして開催している要保護児童に係るフォローアップ会議において、個別の子どもや家庭の状況について情報を共有し、生活困難な家庭の子どもへの早期発見につなげます。	子育て支援課

子ども家庭総合支援拠点の設置【新規】	地域の全ての子ども・家庭の相談に対応し、地域の資源を有機的につなぐことで継続的に、組織的に支援できる体制を整備します。	子育て支援課
子育て世代包括支援センターの設置【再掲】	母子保健コーディネーター（専任保健師）による妊産婦相談支援の強化、関係機関とのネットワークづくりを行い、母子に対する包括的支援を図ります。	健康づくり課
不登校の子どもへの支援【再掲】	不登校などに対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置を行い、学校関係・専門機関・家庭と連携し、子どもや保護者の支援を行います。また、臨床心理士であるスクールカウンセラーによる子どもへの面談を通じた助言や情報提供など、相談体制の充実を図ります。	学校教育課
女性相談の実施	女性相談員が、DV や夫婦の問題、離婚相談などの様々な問題や悩みについて相談支援等を行います。	子育て支援課
(3) 地域とのつながりによる支援		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
子どもは地域の宝事業	出生や転入等により地域の仲間入りをした子どもを対象に、町内会による「お祝い会」等を開催し、地域住民と子育て世帯との結びつきを強め、安心して子育てのできる環境を整えます。	子育て支援課
街中で子育て応援事業	授乳やおむつ替えのできる設備を整備した地域の民間事業所等を「あかちゃんのへや」として登録し、子育て家庭が安心して街中に外出できる環境を提供します。	子育て支援課
(4) 各種支援制度・サービス情報提供の強化		
施策・事業名	取り組み概要	担当部署
支援制度・サービス情報提供の強化	本市における子育て支援や生活困窮者への支援、ひとり親世帯への支援など、子育てに関する各種支援や制度等について、相談窓口をはじめ、教育機関等の各種機関施設を通じて情報提供の強化を図ります。	子育て支援課
子どもの貧困ガイドの作成【新規】	子どもの貧困は早期に発見することが大切です。学校や園の関係者、または地域の市民が、子どもの貧困についてどのような見方、見つけ方をすればよいかなどをわかりやすく示すガイドを作成し、対応方法の目安として周知していきます。	子育て支援課
庁内関係部署における情報の共有	子どもの貧困対策に関して各関係部署における取り組みの情報について、定期的にそれぞれの持つ情報を共有する場を設けることで、共通認識を確認し、協力体制等の協議を行うなど、組織としての対応が可能となる体制の構築およびその強化を図ります。	【とりまとめ部署】 子育て支援課

3-4 社会的養育が必要な子どもへの支援

- 保護者のいない児童や、保護者が何らかの理由で育てることが困難な児童など、保護や養育が必要な子どもに対して、県の児童相談所を紹介する窓口となり、里親制度へつなげるとともに、支援につながる広報・啓発等について県等との連携により体制の整備に努めます。
- 子育て世代包括支援センターにおける子育てに関するワンストップの総合相談窓口や、家庭児童相談室の相談員による子どもに関する幅広い相談支援などを通じて、子どもや親、家庭の状況を把握するとともに、深刻な親子・家族関係の悩みがある場合には、関係機関と連携して適切な支援へつなげていきます。
- 子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、児童養護施設をはじめとする社会的養護施策を実施する各施設等との連携や、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携に努めます。

3-5 外国にルーツをもつ児童に対する支援

- 海外から帰国した子どもや外国人の子ども、あるいは両親が国際結婚の子どもなど外国にルーツをもつ児童等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係部局と連携して必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制の確保を図ります。また、文化多様性への理解に繋がる活動を行う民間団体や相談支援窓口等との連携を図り、その子どもや保護者の使用可能な言語やそれぞれの事情に応じた丁寧な支援に努めます。
- 近年、外国人労働者等の在住外国人人口が全国的に増加しており、あわせて、保育園や幼稚園、小・中学校でも外国人の子どもがみられるようになりました。そのような中、本市では国際交流協会及び三島日本語サークルと連携した公立小・中学校での日本語学習支援を実施するなど、行政と関係団体が連携し、外国人の子どもが日本の文化や言語に馴染み、日本の生活に慣れるための支援を進めてきました。引き続き、当該事業を実施していくとともに、該当する子どもやその保護者に対する適切な配慮や分かりやすい案内に努めます。

基本目標4 地域の力で子育てを支えます

4-1 児童虐待防止対策・子育て相談体制の強化

●未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大切にされ、健やかに成長できる社会の実現が必要とされています。そのためには子どもの権利を擁護し、児童虐待の発生予防に引き続き努めます。また、発生してしまった場合の早期発見と早期対応のため、関係機関によるネットワークをさらに強化してまいります。また、保護者の不安や悩みを軽減するための各種相談窓口や各種事業案内等をより充実するなど、相談体制の強化を図ります。

① 児童虐待対応における支援策の充実

子どもの安全確保を第一に考え、体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう関係機関等との連携を含めたあらゆる機会において周知・啓発を図るとともに、児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待の再発防止の取り組みを検討・推進します。

② 児童虐待の発生予防・早期発見への取り組み

子どもの健全な育成と児童虐待の発生予防・早期発見を目的として、支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し必要な支援につなげていくために、児童福祉や母子保健等の部局を含む関係機関による緊密な連携を図るためのフォローアップ会議を継続して開催し、迅速・的確な対応を可能とする体制の強化に努めます。

③ 子育て悩み相談会等各種相談会の充実

少子化や核家族化に伴う育児の孤立化、母親のストレスが増加傾向にある中、育児支援の一環として心理判定員による個別相談や各種相談会の充実を図ることにより、親の育児不安を軽減し、子どもの健全な発達を目指すとともに保護者の健康の保持増進を図ります。また、各種相談を通じて子どもとその保護者の抱える悩みに寄り添い、生活における様々な困難や極度のストレスを起因とする心の健康や SOS 発信についての情報提供、啓発を推進します。

④ 幼児個別相談会の実施

児童相談所との情報共有による連携を進め、精神発達、情緒行動上の問題、親子関係等の問題で精密検査を必要とする幼児を対象に、児童相談所の心理判定員による個別相談を行うことにより、支援を必要とする幼児を早期発見し、幼児の健全な発達を促します。

⑤ 子ども家庭総合支援拠点の設置

家庭や児童を取り巻く環境が大きく変化し、問題も多様化している中、新たに家庭児童相談室の機能を包含し、地域の全ての子ども、家庭の相談に対応する専門性を持った機関として「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。身近な相談窓口としての役割とともに、地域の資源を有機的につなぎ、切れ目のない支援を行うための体制を整備することで、児童福祉向上と児童虐待防止対策をさらに進め、子育て相談体制を強化します。

⑥ 関係機関との連携の強化

地域の関係機関が情報の収集及び共有により支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会において、子どもの置かれた状況を含めた個別ケースに関し、その状況などの情報共有、関係機関における役割分担の明確化などを基にした必要な支援を図るとともに、幅広い関係機関による協議を継続して行うことで、より組織的な対応及び適切なアセスメントを確保します。また、一時保護等の実施が適当と判断されるなど、児童相談所の専門性や権限等を要する場合等において遅滞のない相互協力を行うことをはじめ、県の関係機関等とのさらなる連携の強化に努めます。

4-2 子育て支援の推進

- 地域全体で子どもを育てる意識を醸成し、市民が地域ぐるみで子育てを応援する仕組みを構築することにより、地域の子育て力を高めていきます。
- 全ての保護者が子育てに対して心のゆとりを持てるよう、妊娠から出産、子育て期までをトータルにサポートする体制を整え、孤立感や不安を軽減しながら子育てを楽しみ、子どもと向き合うことができるような環境づくりを進めます。

① 子ども・子育て支援推進事業

「ようこそ三島で子育て応援サロン」、「みしまめ育児サポーター派遣事業」、「みしま子育て支援フェア」、「あかちゃんのへや事業」等、子どもや子育て家庭のニーズを的確に捉えたきめ細かな施策を積極的に展開し、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取り組みを推進します。

② 妊娠・出産包括支援事業

出産後の母子を対象に、産科医療機関での心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業をはじめ、母子保健コーディネーターの配置、産前産後のサポート事業を推進することにより、子どもを産み育てやすい環境を整えます。

③ 子どもは地域の宝事業

地域のより良い人間関係を育み、安心して子育てができる地域社会を構築することを目的に、子どもの誕生を地域で祝う“お祝い会”の開催や、各種の子育て支援活動を行う自治会・町内会に対し、小学生以下の子どもの数やお祝い対象児童数に応じて、その経費を補助します。

④ 子育てコンシェルジュによる支援の推進

子育てについての悩みや就学前の子どもの預け先等に関する相談など、保護者の抱える困りごと全般について、そのニーズに合った適切な保育サービス等と結びつけることを目的として、各種情報の提供、相談、助言を行う子育てコンシェルジュを配置し、保護者の立場に立ったきめ細かな子育て支援を図ります。

4-3 地域の遊び場・交流の場の充実

- 子どもたちが心身ともにたくましく、豊かな人間性を身につけられるよう、また、親子同士の交流の場の確保など、子どもが集まる場所及び機会の充実に努めます。

① 三島の特性を活かした公園の配置

自然と水に親しめる公園、河川や道路を軸とした公園、緑地等、三島の特性を活かし「ガーデンシティみしま」にふさわしい公園の適正配置を進めるとともに、今後は道路整備の残地を広場として整備し、公園の適正配置に努めていきます。

② 公園等の遊具の適正な維持・管理

社団法人日本公園施設業協会加盟会員業者の公園施設製品整備技士による公園遊具の定期点検及び現場作業員による日常点検を行い、遊具の安全対策の充実に努めます。

③ 教育・保育施設における園庭開放・見学会の充実

地域の遊び場・交流の場として、安全性や防犯等に十分留意しながら、園庭開放や見学会を実施し、地域と密着した子育ての場を提供していきます。

④ 児童厚生施設の安全性・防犯等の充実

地域の児童における遊び場・交流の場となっている児童センターにおいて、児童の健康増進を図る遊びの指導と安全・安心な居場所の提供に努めます。

4-4 子どもの安全を確保する環境の整備

- 子どもが交通事故の被害に遭わないよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、児童生徒への交通安全教育を強化します。また、地域防犯パトロール、スクールガードや地域住民による見守りの推進など、子どもを犯罪等の被害から守るための取り組みを強化します。
- 子育て世帯が安心して利用できるよう、道路環境の整備を進めるとともに、公共施設等のバリアフリー化並びにユニバーサルデザイン化を進めます。
- 市内通学路における交通安全を確保するため、危険箇所を定期的に調査・点検したうえで、児童・生徒が安心して通学できるように、道路交通実態に応じて、警察、教育委員会、学校、道路管理者等が連携し、安心・安全な歩行空間の確保に努めます。

第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等

第1節 教育・保育提供区域の設定

【教育・保育の提供区域について】

幼児期の学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を定めます。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

【区域設定の考え方】

地区内での教育・保育施設の利用率や通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

【教育・保育提供区域】

上記の考え方を踏まえ、本市では、第1期計画に引き続き本計画においても、教育・保育提供区域（基本型）を市内全域（1区域）と設定します。また、地域子ども・子育て支援事業については、基本型に加え、事業により小学校区ごとの区域とします。

教育・保育提供区域（基本型）	
三島市内全域	

教育・保育提供区域（小学校区）	
東小	佐野小
西小	中郷小
南小	沢地小
北小	向山小
錦田小	北上小
徳倉小	山田小
坂小	長伏小

■ 教育・保育の提供区域 ■

事業	区域	考え方
教育・保育	基本型	市内全域に各施設が点在しており、分析の視点「保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」からみても、利用者は自動車で 20 分程度の範囲でほとんどの施設を利用できるため市全域とします。

■ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域 ■

事業	区域	考え方
時間外保育（延長保育）事業	基本型	保育園で実施していることから「教育・保育」と併せる必要があるため市全域とします。
放課後児童健全育成事業	小学校区	利用はそれぞれの小学校区となるため、小学校区を区域とします。
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	基本型	当該事業施設が限られ、広域利用が想定されるため市全域とします。
地域子育て支援拠点事業	基本型	市内全域に 12 か所点在しており、居住地区を制限しての事業は行っていないため市全域とします。
一時預かり事業	基本型	保育園で実施していることから「教育・保育」と併せる必要があるため市全域とします。
病児・病後児保育事業	基本型	当該事業施設が限られ、広域利用が想定されるため市全域とします。
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	基本型	本町子育て支援センター内に事務局を設置していることや、会員の需給状況を勘案し市全域とします。
利用者支援事業	基本型	基本型の子育てコンシェルジュ及び母子保健型の子育て世代包括支援センターは、いずれも市域全体において総合的に実施していくものであることから市全域とします。
妊婦健康診査	基本型	現在の事業形態として居住地区を制限しての事業は行っていないため市全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	基本型	現在の事業形態として居住地区を制限しての事業は行っていないため市全域とします。
養育支援訪問事業	基本型	必要な世帯や児童に対応しているため、市全域とします。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	基本型	子どもを見守る機関として要保護児童対策地域協議会が想定されるため、市全域とします。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	基本型	事業の性質上、居住地区を制限した事業ではないため市全域とします。
多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業	基本型	事業の性質上、居住地区を制限した事業ではないため市全域とします。

第2節 幼児期の学校教育・保育

1 量の見込みの設定

幼児教育・保育の量の見込みは、国の示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」を踏まえつつ、ニーズ調査結果から推計する方法と平成 28 年度以降の各事業の実績値を勘案し推計する方法により算出し、さらに本市の実情に応じて「量の見込み」を設定します。

2 確保方策の設定

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み(必要利用定員総数)」を定めました。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び特定地域型保育事業等による確保の内容、実施時期を設定します。

三島市の確保方策に係る基本的な考え方は以下のとおりです。

- | |
|------------------------------------|
| 1 認定こども園化を希望する民間教育・保育施設に対し支援を行います。 |
| 2 認可外保育施設の認可化に向けた支援を行います。 |
| 3 特定地域型保育事業の参入業者に対し支援を行います。 |

認定区分	
1号認定	子どもが3歳以上の専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭で、幼稚園及び認定こども園を希望。《14時までの教育を実施》
2号認定 (教育ニーズ)	子どもが3歳以上の共働き家庭等で、幼稚園及び預かり保育を希望。《14時までの教育と14時以降の一定時間の預かりを実施》
2号認定 (保育ニーズ)	子どもが3歳以上の共働き家庭等で、保育所(園)等を希望。
3号認定(0歳)	子どもが0歳の共働き家庭等で、保育所(園)や地域型保育等を希望。
3号認定(1・2歳)	子どもが1・2歳の共働き家庭等で、保育所(園)や地域型保育等を希望。
地域型保育(0～2歳児を対象)	
小規模保育	利用定員6人以上19人以下の保育事業。施設もしくは保育者の居宅で実施。
家庭的保育	利用定員5人以下の保育事業。保育者の居宅等で実施。
居宅訪問型保育	基本的に児童1人に対し保育者1人。児童の居宅を訪問し保育を行う。
事業所内保育	事業所内の託児所等に、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設け、保育を行う事業。規模に応じ、地域枠は異なる。
その他の保育サービス	
企業主導型保育施設の地域枠	企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設けることができる。
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)	幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業。

3-1 1号認定

対象

1号認定の3～5歳児及び2号認定の3～5歳児(保育の必要性あり)のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

量の見込みと確保の内容

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,263	1,216	1,160	1,109	1,083
1号認定	1,083	1,051	1,012	977	959
2号認定 (教育ニーズ)	36	36	36	36	36
民間幼稚園利用者	118	103	86	70	62
他市町委託分	▲7	▲7	▲7	▲7	▲7
他市町受入分	33	33	33	33	33
②確保の内容 (提供可能量)	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082
特定教育・保育施設 (幼稚園)	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
確認を受けない幼稚園	325	325	325	325	325
特定教育・保育施設 (認定こども園)	447	447	447	447	447
差(②-①)	819	866	922	973	999

確保方策

令和2年度の1号認定の量の見込みは1,263人を想定しており、これに対して令和元年5月時点の公立・私立の幼稚園及び認定こども園は市内に19園で、令和2年度以降の定員の合計人数は2,082人を予定しています。そのため、提供可能量が必要利用定員総数を十分に上回っており、令和2年度以降の量の見込みはさらに減少傾向にあります。

また、今後保護者の利用希望の高まりに応じて、公立幼稚園の対象年齢の引き下げ等を検討します。

3-2 2号認定

対 象

2号認定(保育の必要性あり)の3～5歳児

量の見込みと確保の内容

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,217	1,177	1,128	1,084	1,061
三島市内	1,141	1,101	1,052	1,008	985
他市町受入分	76	76	76	76	76
②確保の内容 (提供可能量)	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335
特定教育・保育施設 (保育園)	984	984	984	984	984
特定教育・保育施設 (認定こども園)	345	345	345	345	345
認可外保育施設	6	6	6	6	6
差 (②－①)	118	158	207	251	274

確保方策

令和2年度の2号認定の量の見込みは1,217人を想定しており、これに対して令和元年5月時点の市内の公立・私立の認可保育所(園)は16園、認定こども園は5園、認可外保育施設は3園で、令和2年度以降の定員の合計人数は1,335人を予定しています。そのため、提供可能量が必要利用定員総数を十分に上回っており、令和2年度以降の量の見込みはさらに減少傾向にあります。

3-3 3号認定<0歳児>

対 象

3号認定(保育の必要性あり)の0歳児

量の見込みと確保の内容

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	271	262	251	240	230
三島市内	271	262	251	240	230
②確保の内容 (提供可能量)	274	274	274	274	274
特定教育・保育施設 (保育園)	124	124	124	124	124
特定教育・保育施設 (認定こども園)	27	27	27	27	27
特定地域型保育施設	119	119	119	119	119
認可外保育施設	4	4	4	4	4
差 (②-①)	3	12	23	34	44

確保方策

令和2年度の0歳児の3号認定の量の見込みは 271 人を想定しており、これに対して令和元年5月時点の公立・私立の認可保育所(園)は 16 園、認定こども園は5園、特定地域型保育施設は3園で、令和2年度以降の定員の合計人数は 274 人を予定しています。そのため、提供可能量が必要利用定員総数を上回っており、令和2年度以降の量の見込みはさらに減少傾向にあります。

保護者の早い就労復帰の希望が高まっていることもあり、0歳児の3号認定の量の見込みは引き続き高い数値で推移する想定ですので、今後も小規模保育事業などの特定地域型保育施設の参入を検討するなど、市民ニーズに沿った調整を図ります。

3-4 3号認定<1・2歳児>

対 象

3号認定(保育の必要性あり)の1・2歳児

量の見込みと確保の内容

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	728	714	687	661	634
三島市内	728	714	687	661	634
②確保の内容 (提供可能量)	739	739	739	739	739
特定教育・保育施設 (保育園)	487	487	487	487	487
特定教育・保育施設 (認定こども園)	129	129	129	129	129
特定地域型保育施設	109	109	109	109	109
認可外保育施設	14	14	14	14	14
差 (②－①)	11	25	52	78	105

確保方策

令和2年度の1・2歳児の3号認定の量の見込みは 728 人を想定しており、これに対して令和元年5月時点の公立・私立の認可保育所(園)は 16 園、認定こども園は5園、特定地域型保育施設は3園で、令和2年度以降の定員の合計人数は 739 人を予定しています。そのため、提供可能量が必要利用定員総数を上回っており、令和2年度以降の量の見込みはさらに減少傾向にあります。

0歳児と同様、保護者の早い就労復帰の希望が高まっていることもあり、1・2歳児の3号認定の量の見込みも引き続き高い数値で推移する想定ですので、今後も小規模保育事業などの特定地域型保育施設の参入を検討するなど、市民ニーズに沿った調整を図ります。

3-5 3号認定の保育利用率

3号認定(0~1・2歳)の保育提供可能量

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数(0~2歳)	2,082	2,032	1,954	1,878	1,798
3号認定の保育提供可能量	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013
0歳	274	274	274	274	274
1・2歳	739	739	739	739	739

0~2歳の保育利用率*

(単位：%)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	48.7	49.9	51.8	53.9	56.3

※保育利用率は、3号認定(0歳+1・2歳)の保育提供可能量÷推計児童数により算出

第3節 地域における子育ての支援(地域子ども・子育て支援事業)

1 量の見込みの設定

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、国の示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」を踏まえつつ、ニーズ調査結果から推計する方法と平成28年度以降の各事業の実績値を勘案し推計する方法により算出し、さらに本市の各事業の特性に応じて「量の見込み」を設定します。

2 確保方策の設定

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めました。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、具体的な計画期間における、量の拡充と質の向上に関する方策および実施時期は次のとおりとします。

3-1 時間外保育(延長保育)事業

保育所利用者を対象に、公立・私立幼稚園、認可保育園、小規模保育事業等で通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	640	622	597	574	556
②確保の内容 (提供可能量)	640	622	597	574	556
差(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策	令和元年度の時点でほとんどの保育所(園)、幼稚園、認定こども園、託児所で当該事業を実施しています。 量の見込みについては、令和2年度時点で640人を想定しており、これに対して十分な提供可能量を確保しています。また、令和3年度以降も利用量に見合った提供可能量を確保しています。				
質の向上	家族・就労形態の多様化に伴い、保護者の就労時間に合わせたサービスの提供が求められています。今後も事業者等の実情や事業展開などを把握していくとともに、保育士の確保や人材育成のための研修等による保育の質の向上を図ります。				

3-2 放課後児童健全育成事業

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、授業の終了後に放課後児童クラブや小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

市全体

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	1年生	395	400	400	400	400
	2年生	350	360	370	380	380
	3年生	280	290	300	310	310
	4年生	163	166	169	175	175
	5年生	48	50	52	58	57
	6年生	23	23	23	29	28
	計	1,259	1,289	1,314	1,352	1,350
②確保の内容 (提供可能量)		1,349	1,429	1,479	1,549	1,549
差(②-①)		90	140	165	197	199
確保方策		<p>令和元年度の時点で市内14小学校22か所(公設公営21か所、公設民営1か所)の放課後児童クラブと、民設民営3か所の放課後児童クラブにおいて、当該事業を実施しています。</p> <p>量の見込みについては、女性の就労状況の変化や共働き世帯の増加が今後も見込まれることから、人口減少の中でも割合は増加することを考慮し、令和2年度では1,259人を見込んでいます。これに対して、提供可能量は1,349人と市域全体では量の見込みを上回る予定です。今後も、新・放課後子ども総合プランにのっとり、以下の方策をとりながら学区ごとに放課後児童健全育成事業の拡充を図り、十分な子どもの居場所の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童1人あたり1.65㎡以上の面積基準が確保できるよう施設の拡充を進めていくとともに、児童の安全に配慮しながら定員の弾力的な運用を図る。 ○児童数の将来推計により、施設の増設や改築等の計画を段階的に進める。 ○学校施設の活用について、余裕教室の転用や放課後に使用しない教室の活用等を検討する。 ○学校近隣の公共施設(社会的資源)の活用を検討する。 ○民間事業者の参入を促す。 				
質の向上		<p>子どもが就学した後でも、保護者が安心して子育てと就労の両立ができるよう支援する事業として、子どもが当該事業を通じて適切な遊び及び生活の場の提供、さらには学びの場の提供ができるよう、施設の整備や人材確保・育成を推進します。</p>				

①東小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	56	60	60	64	64
②確保の内容 (提供可能量)	70	70	70	70	70
差(②-①)	14	10	10	6	6

②西小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	90	92	94	96	96
②確保の内容 (提供可能量)	110	110	110	110	110
第一	40	40	40	40	40
第二	70	70	70	70	70
差(②-①)	20	18	16	14	14

③南小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	112	114	116	118	118
②確保の内容 (提供可能量)	120	120	120	120	120
第一	40	40	40	40	40
第二	40	40	40	40	40
第三	40	40	40	40	40
差(②-①)	8	6	4	2	2

④北小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	150	155	155	160	160
②確保の内容 (提供可能量)	174	174	174	174	174
第一	49	49	49	49	49
第二	55	55	55	55	55
第三	70	70	70	70	70
差(②-①)	24	19	19	14	14

⑤錦田小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	70	70	75	80	80
②確保の内容 (提供可能量)	70	70	110	110	110
第一	70	70	70	70	70
第二	-	-	40	40	40
差(②-①)	0	0	35	30	30

⑥徳倉小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	98	102	106	110	110
②確保の内容 (提供可能量)	114	114	114	114	114
第一	44	44	44	44	44
第二	70	70	70	70	70
差(②-①)	16	12	8	4	4

⑦佐野小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	40	37	34	30	26
②確保の内容 (提供可能量)	37	37	37	37	37
差(②-①)	▲3	0	3	7	11

⑧中郷小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	115	120	120	125	125
②確保の内容 (提供可能量)	96	136	136	136	136
第一	48	48	48	48	48
第二	48	48	48	48	48
第三	-	40	40	40	40
差(②-①)	▲19	16	16	11	11

⑨ 沢地小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	68	70	75	75	75
②確保の内容 (提供可能量)	55	95	95	95	95
第一	55	55	55	55	55
第二	-	40	40	40	40
差(②-①)	▲13	25	20	20	20

⑩ 向山小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	125	130	135	145	150
②確保の内容 (提供可能量)	145	145	145	185	185
第一	40	40	40	40	40
第二	50	50	50	50	50
第三	55	55	55	55	55
第四	-	-	-	40	40
差(②-①)	20	15	10	40	35

⑪ 北上小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	68	70	76	78	78
②確保の内容 (提供可能量)	70	70	80	80	80
第一	70	70	40	40	40
第二	-	-	40	40	40
差(②-①)	2	0	4	2	2

⑫ 山田小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	76	78	80	85	85
②確保の内容 (提供可能量)	80	80	80	110	110
第一	40	40	40	40	40
第二	40	40	40	40	40
第三	-	-	-	30	30
差(②-①)	4	2	0	25	25

⑬長伏小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	60	62	62	64	64
②確保の内容 (提供可能量)	70	70	70	70	70
差(②-①)	10	8	8	6	6

⑭坂小ブロック

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	38	36	33	29	26
②確保の内容 (提供可能量)	45	45	45	45	45
差(②-①)	7	9	12	16	19

◆その他の確保の内容(民間事業者実施)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	93	93	93	93	93
②確保の内容 (提供可能量)	93	93	93	93	93
差(②-①)	0	0	0	0	0

3-3 子育て短期支援(ショートステイ)事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業です。

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	10	10	10	10	10
②確保の内容 (提供可能量)	10	10	10	10	10
差(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策	令和2年度から令和6年度にかけての量の見込みは10人を想定しており、それに対して十分な提供可能量を確保しています。また、令和3年度以降も利用量に見合った提供可能量を確保しています。				
質の向上	家族・就労形態の変化などに伴い、家族以外でも一時的に子どもをみる事業への需要は増えています。今後も当該事業の周知と適切な支援の提供に努めます。				

3-4 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

(単位：人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	49,609	48,418	46,559	44,748	42,842
②確保の内容 (提供可能量)	49,609	48,418	46,559	44,748	42,842
差(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策	令和元年度の時点では、市内12か所で当該事業を実施しています。量の見込みについては、令和2年度で49,609人回を想定しており、これに対して十分な提供可能量を確保しています。また、令和3年度以降も利用量に見合った提供可能量を確保しています。				
質の向上	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施することにより、子育ての孤立感、不安感の解消を図り、また、子育て中の保護者同士による支え合いにより、地域の子育て力向上につながることから、さらなる事業の周知を行います。				

3-5 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所(園)その他の場所において一時的に預かる事業です。

(ア)一時預かり事業(幼稚園型)

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	40,832	39,318	37,505	35,859	35,011
②確保の内容 (提供可能量)	88,515	88,515	88,515	88,515	88,515
公立幼稚園	40,312	40,312	40,312	40,312	40,312
私立幼稚園	15,124	15,124	15,124	15,124	15,124
認定こども園	33,079	33,079	33,079	33,079	33,079
差(②-①)	47,683	49,197	51,010	52,656	53,504
確保方策	量の見込みについては、令和2年度時点で40,832人日を想定しており、それに対して十分な提供可能量を確保しています。また、令和3年度以降も利用量を上回る提供可能量を確保しています。				
質の向上	家族・就労形態の多様化に伴い、保護者の就労時間に合わせたサービスの提供が求められています。今後も事業者等の実情や事業展開などを把握していくとともに、保育士の確保や人材育成のための研修等による保育の質の向上を図ります。				

(イ)一時預かり事業(幼稚園型を除く)

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	3,630	3,517	3,367	3,227	3,122
②確保の内容 (提供可能量)	11,340	11,340	11,340	11,340	11,340
公立保育園	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
私立保育園	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
認定こども園	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
短時間保育事業	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
差(②-①)	7,710	7,823	7,973	8,113	8,218
確保方策	量の見込みについては、令和2年度時点で3,630人日を想定しており、それに対して十分な提供可能量を確保しています。また、令和3年度以降も利用量を上回る提供可能量を確保しています。				
質の向上	家族・就労形態の多様化に伴い、保護者の就労時間に合わせたサービスの提供が求められています。今後も事業者等の実情や事業展開などを把握していくとともに、保育士の確保や人材育成のための研修等による保育の質の向上を図ります。				

3-6 病児・病後児保育事業

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が難しい子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

(単位：人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	1,622	1,572	1,518	1,467	1,413
②確保の内容 (提供可能量)	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
差(②-①)	1,978	2,028	2,082	2,133	2,187
確保方策	令和元年度の時点で市内の特定教育・保育施設や医療機関等3か所で当該事業を実施しています。 量の見込みについては、令和2年度時点で1,622人回を想定しており、これに対して十分な提供可能量を確保しています。また、令和3年度以降も利用量を上回る提供可能量を確保しています。				
質の向上	アンケート調査結果では、病児・病後児保育事業の利用意向が前回調査結果より下回っていることから、社会や企業等の子育てに対する認識の変化や、夫婦で子育てを分担する意識が広がっていることが考えられます。しかし、家族・就労形態の多様化に伴い、家庭内だけでは対応が困難な状況になってしまうことは十分に考えられるため、今後も状況把握と提供体制の整備に努めます。				

3-7 ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援)事業

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する人(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(単位：人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	3,159	3,061	2,931	2,809	2,718
②確保の内容 (提供可能量)	3,159	3,061	2,931	2,809	2,718
差(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策	現在、市内の本町子育て支援センター内に事務所を設置し、当該事業を実施しています。 量の見込みについては、令和2年度時点で3,159人回を想定しており、これに対して十分な提供可能量を確保しています。また、令和3年度以降も利用量に見合った提供可能量を確保しています。				
質の向上	活動内容の周知を強化し、特にサポート会員の申込・加入者数を増やしていき、子育て家庭への支援に努めます。				

3-8 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健・その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

(ア)基本型

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	1	1	1	1	1
②確保の内容 (提供可能量)	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策	<p>現在、市役所窓口において、子育てコンシェルジュを配置し、子育てに関する情報提供・相談・助言等を行っています。</p> <p>量の見込みについては、令和2年度時点で1か所を想定しており、これに対して確保の内容も1か所とし、令和3年度以降も継続して実施します。</p>				
質の向上	<p>引き続き、関係施設や事業者等と連携を密にして情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育施設や地域子育て支援事業を利用できるよう情報提供に努めるとともに、必要に応じて相談・助言等を行います。</p>				

(イ)母子保健型

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	1	1	1	1	1
②確保の内容 (提供可能量)	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策	<p>現在、市保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦等に対して保健師等の専門職員によるワンストップの総合相談支援を実施しています。</p> <p>量の見込みについては、令和2年度時点で1か所を想定しており、これに対して確保の内容も1か所とし、令和3年度以降も継続して実施します。</p>				
質の向上	<p>引き続き、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てのワンストップ相談拠点として、きめ細かな支援に努めます。また、母子保健コーディネーターと地区担当との連携による地域の関係機関等とのネットワーク構築を進めます。</p>				

3-9 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。

(単位：人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	670	649	628	597	572
②確保の内容 (提供可能量)	670	649	628	597	572
差(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策	<p>現在、健康づくり課で実施しており、令和2年度以降も継続して実施します。</p> <p>量の見込みについては、令和2年度時点で670人回を想定しており、これに対して十分な提供可能量を確保しています。また、令和3年度以降も利用量に見合った提供可能量を確保しています。</p>				
質の向上	<p>母子保健の観点から当該事業は継続して実施する必要があります。</p> <p>全ての妊婦が安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図ります。</p>				

3-10 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

(単位：人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	650	630	610	580	555
②確保の内容 (提供可能量)	650	630	610	580	555
差(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策	<p>現在、健康づくり課で実施しており、令和2年度以降も継続して実施します。</p> <p>量の見込みについては、令和2年度時点で650人回を想定しており、これに対して十分な提供可能量を確保しています。また、令和3年度以降も利用量に見合った提供可能量を確保しています。</p>				
質の向上	<p>母子保健の観点から当該事業は継続して実施する必要があります。</p> <p>引き続き、母子の心身の状況、養育環境の把握に努め、不安や悩みに対し、助言や情報提供を行います。</p>				

3-11 養育支援訪問事業

育児ストレス等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による指導助言等を行う事業です。

(単位：人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用量)	300	295	290	285	280
②確保の内容 (提供可能量)	300	295	290	285	280
差(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策	<p>現在、健康づくり課で実施しており、令和2年度以降も継続して実施します。</p> <p>量の見込みについては、令和2年度時点で300人回を想定しており、これに対して十分な提供可能量を確保しています。また、令和3年度以降も利用量に見合った提供可能量を確保しています。</p>				
質の向上	<p>当該事業は養育支援が必要な家庭にとって重要な事業であり、関係機関等と連携を図ります。</p> <p>引き続き保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援等を行います。</p>				

3-12 子どもを見守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るための事業です。各会議の開催及び個別ケースネット会議において、関係機関との個別ケースの情報共有や啓発活動、連携体制の強化を図ります。また、相談員及び職員の研修参加による専門性の強化を進め、相談支援の充実を図ります。

3-13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。

令和元年10月から開始された教育・保育の無償化に伴い、新制度に未移行の園に通園する低所得世帯の児童の給食費(副食費)も当該事業の対象となります。

3-14 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたっては、教育・保育機関、関係団体の代表、市民の代表で構成する「三島市子ども・子育て会議」と計画の進捗状況に関する情報を共有し、施策・事業の円滑な実施に向けた提言をいただきながら、庁内各課の連携により着実に計画を推進します。

また、地域の状況や課題に応じ、子どもに関する取り組みを進めていくには、行政の取り組みに加え、「市民・事業所・行政」の協働のもと、それぞれの特長を生かしながら、子育て、親育ちを実現していく必要があります。

本市では、子育てサークルやNPO法人、ボランティア団体をはじめとする様々な関係団体及び事業所等の理解・協力を得ながら子育て支援に取り組んでおり、今後もさらなる連携・協働体制の強化を図ります。

さらに、市民に対しては広報やホームページなどにより、計画の進捗状況や評価、改善の内容等を公開し、子育て支援に関する広報啓発に努めます。

第2節 計画の進行管理

計画の着実な推進のためには、「課題」、「目標」、「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を構築します。